

14. 4-804



\*1200701613110\*

14.4

804

大正十四年國勢調査報告

北海道廳編



始





14.4  
804

大正十四年國勢調查報告

北海道廳







二

郡要計表様式..... 四

市町村要計表様式..... 四

大正十四年國勢調査地方事務取扱細則..... 附國勢調査地方事務一覽..... 四

大正十四年國勢調査水面區域調査手續..... 五

年齢、生年月日對照表..... 五

曆年對照表..... 五

國勢調査質疑解答..... 六

失業統計調査..... 六

失業統計調査の趣旨..... 六

失業統計調査員の特に注意すべき事項..... 六

失業統計調査の要領..... 七

失業統計調査員心得..... 七

失業統計調査申告書用紙様式..... 七

統計資料實地調査に關する法律..... 七

失業統計調査令..... 七

失業統計調査施行細則..... 七

失業統計調査地方事務取扱規程..... 七

失業統計調査令第二條第二項に依る附近の地域..... 七

失業統計調査地方事務取扱細則..... 七

數へ年生年對照表..... 七

労働者、日傭労働者、給料生活者及自營業者の區分例示..... 一五

失業統計調査質疑解答..... 一五

國勢調査事務關係者..... 一七

失業統計調査事務關係者..... 一七

大正十四年國勢調査結果の概要..... 一七



# 大正十四年 國勢調查事務經過概要

失業統計調査

## 一 總 說

國勢調査は明治三十五年法律第四十九號に依り十年毎に一回之を施行することとなり居りしが、大正十一年法律第五十一號に依り本調査後五年目に相當する年に於て簡易なる國勢調査を施行することに改正せられたる大正十四年は恰も同法律に依り簡易國勢調査施行の年に相當せり。

又近時經濟界の不況は失業者を續出し、之が失業問題の解決を急務なりとして、其の基本資料たるべき失業統計調査の計畫を樹て内閣統計局に於ては大正十三年五月地方廳統計主任を召集して其の實施上の意見を徴し、之が實施に關する諸規則の立案を進め、大正十四年五月二十三日には國勢調査施行令、同施行細則及失業統計調査に關する施行令及同施行細則同二十五日には其の他に關する諸規則等何れも公布せられたりして兩調査は十月一日を期し全國一齊同時に併施せらるることとなり、尙本道に於ける失業統計調査の施行區域は札幌市及其附近藻岩、札幌、琴似、白石の四ヶ村と夕張町なりとす。

## 二 準 備

道府縣協議打合會 是より先大正十四年五月五日内閣書記官長は地方長官會議に於て特に失業統計調査と共に國勢調査事務に關し指示する所あり、次で五月二十三日各道府縣及六大都市並殖民地各廳主任を内閣統計局に召集して調査の實施に關する打合を爲し調査の準備及實施に付遺漏なきを期せり。

支廳市役所及町村協議打合會 本道に在りては前段に基き六月十一日には支廳長市長會議に於て長官



より兩調査に關し指示し、更に六月十六、十七の兩日支廳市役所主任を召集して詳細に之を指示し、次で各支廳に在りては町村長會議及町村主任を召集して指示協議を爲し實施準備に著手せり、而して町村主任會議に際しては本廳より特に統計課員を派遣して協議研究を遂げしめ懇切に指導を爲さしめたり。調査區の設定 調査區の設定は長官の認可を受くる規定なるも町村に對しては其の迅速と事務簡捷を圖る爲め之を支廳長に委任し市に對しては長官之を認可せり其の調査區の總數は八千五百四十二區にして之を前第一回に比せば三百七十七調査區の減少を示せり。

調査員の任命 國勢調査員及失業統計調査員は何れも八月一日付内閣より任命せられ失業統計調査員は國勢調査員と併任せられたり、其の國勢調査員の正員八千五百九十五人豫備調査員一千五百五十九人合計一万五千四百四十四人にして内失業統計調査員併任は札幌市及其附近及夕張町に於て六百三十八人なり。水面調査 第一回國勢調査には函館、小樽、室蘭の三港は船舶幅輳に付之を特別水面調査として道廳直轄調査を爲したるも今回は之を市に委し普通調査と同様に市をして調査せしめたり。

北千島調査 占守、得撫、新知の諸島は何等の調査機關なく本道に於ては調査最も困難とする所に於て同地方出漁船は四月下旬發航するものなるも未だ國勢調査の諸法規の公布せられざりしを以て本廳に於ては臨機の處置を執り四月下旬函館港を發航する出漁船に對し諸般の準備を整へ調査を依頼し更に同年八月根室支廳より屬官一名を派遣し占守、新知兩島に於ける調査に従事せしめ得撫島に於ける調査は農林省保護船に依頼して調査を爲さしめたり。

連絡船調査 函館對青森、室蘭對青森及稚内對樺太大泊並本斗港の連絡船に對しては關係市町村と協議を重ね各連絡船には當該市町村吏員を乗船せしめ船長と協力して調査の遺漏なきを期せり。

調査員の指導訓練 本廳に於ては支廳及市町村と協力して可及的本廳よりも係員を派して其の指導訓練に努め又市町村に在りては屢々調査員を會合して協議研究を重ね更に進んで其の調査の十全を期する

爲め各市町村に於ては實地に付豫備調査を行ふ等實施上阻碍なきを期せり。

調査趣旨の普及宣傳 (一)口頭に依る宣傳としては統計講習會、講演會及各種の會合を利用し或は小學校兒童を介し或は唱歌、俗謡等を利用して宣傳に努め (二)文字に依る宣傳としては新聞雜誌は勿論各種の印刷物、ポスター、申告書用紙の掲示、同掛圖、調査區指導標、名刺封筒の利用、スタンプ、標語、活動寫眞、路上投光映寫及唱歌、俗謡、論告等有ゆる方法を利用し大に宣傳普及を圖り就中本廳に於ける宣傳ポスター國調二種一万七千枚失業一種一千枚及小學校兒童全部に對し宣傳葉四十五万枚及繪葉書一万五千枚を印刷して各方面に配付し又一面には長官の告諭を發して其の調査趣旨の普及を圖り又中央よりは九月初旬函館、小樽、札幌の各市に石渡貴族院議員、佐藤北大總長、中島北大教授、高田内閣統計局書記官の一行の宣傳大講演會等を開催せるは最も其の效果顯著なり又調査前日には各市共道廳と協力して自働車にて各種の宣傳印刷物を散布し注意を喚起する所あり、殊に特筆すべきは本道各新聞の宣傳にして各新聞紙は本事業の國家的事業なるに鑑み機會ある毎に各種の宣傳記事を滿載して之を援助せられたるは趣旨宣傳普及に多大なる效果ありき。

### 三 實 施

實査 二準備の項に詳記せる如く各種の宣傳普及も遺憾なく之を行ひ愈々九月二十一日より實施期に入り各調査員は熱心に其の職務の遂行に努め、九月三十日までには總ての準備成り翌十月一日の調査當日には各調査員は味爽より一齊に其の擔當區の調査に着手せり、今回は天候も第一回の如く不良ならざりし爲蒐集上比較的良好にして大部分は十月一日を以て滞りなく實査を了し調査漏及不備缺漏の點は夫々再調を遂げ十月五日までに調査員の手より全部市町村に提出するに至れり、尙調査當日は、函館、小樽、札幌、室蘭、旭川、釧路の六市及稚内町に係員を派遣して調査の指導監督を爲さしめたり。



結果表の編整及進達 市町村に於ては内閣例示の順序方法に依り照査表、要計表、申告書等の検査を厳密に行ひ其の缺漏なきを確め更に結果表を作製し町村長は支廳長に市長支廳長は長官に何れも所定の期日までに提出を爲したり、道廳は之に基き内容を詳細審査し總結果表を作成し失業統計調査は大正十四年十二月九日國勢調査は同十五年二月十八日何れも内閣に進達を了せり。

經費 今回の國勢調査及失業統計調査に要せる經費概算は總額金十五万七千八百四十五圓にして之を第一回調査に比すれば金四万二千七百七十五圓の減少なりとす、其の經費別は次の如し。

國	費	二、〇〇〇圓
地	方	一九、九八二
市	町	一三五、八六三
村	費	一五七、八四五
合	計	

敘上は今次國勢調査及失業統計調査事務經過の概要にして惟ふに今次の國勢調査は調査事項は前回に比し簡易なりと雖も其の結果表の編整は之を市町村に於て爲さざるべからず加ふるに札幌市及其の附近町村並夕張町の如きは失業統計調査を併施せられ其の困難想像に難からざりしに拘はらず極めて良好なる成績を以て完了するを得たるは一に道民の此の文化的國家事業に理解し殊に第一回國勢調査の試練を経て經驗あると又官民各方面の協力援助に依るは勿論なるも直接其の調査の衝に當たりたる市町村當局及國勢調査員の熱誠なる努力精勵に據る所大にして其の勞苦の多大なるは深く多とする所なり。

## 國勢調査

### 國勢調査の趣旨

#### 一 國勢調査は何の爲に行ひますか

國勢調査は、國家社會の實況を調べ、其の國に於ける社會組織の内容と、國民生活の實況とを審にし、政治の基礎を作る爲に、全國一齊に一人一人に就いて實地の調査を行ふのであります。國家が繁榮し、國民が幸福になるには、常に時代に適應して、國家の制度や、社會の組織を整頓し、行政の施設でも、産業の經營でも、出来るだけ無駄や、重複のない様にするのが肝要であります。それに就いては、先づ國勢の基本である國民の社會狀態の真相を明にする必要があります。今日の複雑な社會狀態を正確に知るには、國勢調査が唯一の方法であるから、文明諸國は舉つてこの調査を行ふのであります。

本年は法律の規定に依つて、國勢調査を行ふ年に該ります。社會の風俗習慣や、人々の生活狀態は概して徐々に推移するものであります。此の推移變遷の方向程度は、數回の調査を比較して、始めて判明するのであります。此の材料を缺くときは、如何に良好な計畫施設と雖、其の効果を收めることは困難であります。國勢調査を定期に繰返して行ふのは、此の比較に價值があるからであります。

#### 二 國勢調査は何を調べますか

今度行はれる國勢調査は、本年十月一日午前零時に、苟も帝國の版圖内に現在する人々に就いて、内外人の別なく、一人も漏さず其の(一)氏名(二)男女の別(三)出生の年月(四)配偶の關係の四つの事柄を、實地に正確に調べるのであります。



右の四つの事柄は、其の一つ一つに就いて見ましても非常に大切なものであることが分ります。即ち

(一) 氏名を調べると、調査が正確になるばかりでなく、國家社會成立の基本になつて居る人口の總數や、各地方集團分布の狀況などを知ることが出來ます。

(二) 男女の別を調べると、人類社會の二大部門であつて、道徳風教に至大の關係がある男女の釣合を知る事が出來ます。

(三) 出生の年月を調べると、國民の活動力や、生産力の尺度である年齢別に依る人口の組成を明にすることが出來ます。

(四) 配偶の關係を調べると、國民増殖の本源を明にし、又社會が健全であるか否かを察することが出來ます。

以上の事柄を互に相關聯させて見ると、尙幾多の重要な事實が明になりまして、國民の社會狀態が明瞭に分るのであります。隨て中央や、地方の行政はいふまでもなく、各般の社會施設や、諸種の産業經營や、軍事計畫などにはなくてはならない基本資料を供給するのであります。

### 三 調査を何時行ひますか

今度行はれる國勢調査は、十月一日午前零時九月三十日から十月一日に移る夜半現在の狀態に依り、世帯に居る人々に就いて、前に述べた四つの事柄を明にするのでありますから、世帯主は一々正確に調べて、それを國勢調査申告書用紙に認め、國勢調査員の來るのを待つて、提出せられたのであります。調査の時刻は夜半でありますけれども、決して調査員が深夜に各世帯へ調べに行くのでありません。此の調査は社會の實況を寫し取ることが趣意でありますから、世帯の人々は、調査の時刻に、なるべく平常の狀態を變更しない様に注意せられ、世帯主は誤りなく記入して申告せられる様に心掛けられたいのであります。

ます。

### 四 調査を如何にして行ひますか

内閣から任命せられた國勢調査員は、九月二十一日から受持區内の準備調査に着手して、遅くも同月三十日までには、各世帯主に國勢調査申告書の用紙を配付します。各世帯主は十月一日午前八時までに、右の用紙に、十月一日午前零時の現在に依つて、自分の世帯に居る人々に就いて、四つの事柄を正確に調べて、有りの儘を記入し、調査員の來るのを待つて、申告書として提出するのであります。若し調査員から何か問はれたときはなるべく速く、正直に答へられたいのであります。

### 五 國勢調査に就いて一番何にを求めますか

前回の國勢調査は、我邦では最初の試みで、調査する者も、調査を受ける者も、共に經驗のないことである上に、第一回の調査として、歐米諸國で行つた時に較べて類例のないほど、多數の人口に就いて調べたのであります。幸に良好な結果を得たのであります。今回の調査は、前回に較べて調査の事項は少くありますが、必要止むを得ないことのみでありますから、此の調査を軽く視ることもない様にありたいのであります。調査の係員が如何に周到な注意を以て事に當りましても、それだけでは十分ではありません。國民一致の協力があつて、始めて調査の目的を完全に達成することが出来るのであります。法は國民に對して申告を命じては居りますが、期待する所は國民の好意に基く協力であります。正確に正直に申告せられたことが集つて、最も大切なものになるのでありますから。國の爲、地方の爲、又國民各自の爲、誠に緊要なものであることを能く承知せられ、自ら進んで正確で正直な申告をせられたいのであります。

### 國勢調査員の特に注意すべき事項



國勢調査の結果が良好であると否とは、各世帯から提出する申告書の記入が正確であると否とに由るのであります。申告書の記入を正確にするには、先づ申告義務者をして調査の趣意を能く了解し、進んで本事業に協力させる様にする必要であります。而して國勢調査員は、申告書の記入を正確にし重複脱漏のない様に心掛け、申告義務者をして本事業に協力させる爲、特に内閣から任命せられたものでありますから、能く本調査の趣意のある所を了解し、且其の任務の重大にして名譽なものであることを會得し、豫め國勢調査に關する諸規程其の他注意等を熟讀玩味して、其の指示する所に従ひ、誠實に職務を遂行せられたいのであります。

- 一 準備調査として、豫め受持區内の實況を綿密に調べること。
- 二 申告書用紙配付の際、記入方を能く説明すること。
- 三 質問を受けたときは、懇切に答へること。
- 四 記入の代筆を依頼せられたときは、快く應ずること。
- 五 申告書蒐集の際、記入の事項を嚴密に検査すること。
- 六 關係のない質問を發して、疑惑を招き又は感情を害する様なことのない様に注意すること。
- 七 應對を丁寧にして、申告義務者に、不快の念を懷かせない様に努めること。

### 國勢調査員心得

大正十四年五月二十五日  
内閣訓令第三號

#### 第一章 總 則

第一條 國勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

- 一 準備調査
- 二 申告書用紙ノ配付

三 申告書ノ蒐集及検査

四 申告書ノ整理及提出

五 以上ノ附帶事務

第二條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スヘシ

第三條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際國勢調査ニ關スル諸規程及照査表ヲ携帯スヘシ

第四條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スヘカラス

第五條 國勢調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第六條 國勢調査員ハ擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ區域アリト認メタルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フヘシ

第七條 國勢調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙配付及申告書蒐集ノ際ハ總テ此ノ順路ニ依ルヘシ

第八條 國勢調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命セラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スヘシ

#### 第二章 準備調査

第九條 國勢調査員ハ市町村長ノ定メタル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フヘシ

- 一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯ノ住居ニ世帯番號札ヲ貼附スルコト
- 二 世帯所在地ノ地番號ヲ調査スルコト
- 三 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト
- 四 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト
- 五 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト



世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハサルトキハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スヘシ

第十條 世帯番號札ヲ貼付スル場合ニ於テハ左記ノ點ニ注意スルコトヲ要ス

- 一 普通ノ家屋ハ勿論社寺學校工場倉庫物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋葭簀張バラツク天幕等臨時ニ設ケタルモノト雖其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番號札ヲ貼付スルコト
- 二 一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ一世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼付シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號札ヲ貼付スルコト
- 三 舟筏ニハ十月一日以後迄繫留スヘキ見込アルモノニ限り世帯番號札ヲ貼付スルコト

第十一條 國勢調査員一世帯ニ就キ第九條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃至第五欄ニ記入スヘシ但シ再調査ヲ要スル場合ハ當該欄ヲ空欄ト爲シ置キ備考欄ニ「要再調査」ト記入スヘシ  
 前項但書ノ場合ニ在リテハ重ネテ巡回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シ備考欄「要再調査」ノ文字ヲ抹消スヘシ

準備調査後照査表第一欄乃至第五欄記入ノ事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度訂正スヘシ

住家以外ノ住居ノ種類其ノ他必要ト認メタル事項ハ之ヲ備考欄ニ記入スヘシ

(記入例第一參照)

第十二條 國勢調査員準備調査ヲ終リタルトキハ市町村長ノ定メタル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シテ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十三條 前條検査ノ結果不備ノ點アルトキハ市町村長ヨリ照査表記入ノ訂正又ハ再調査ヲ命セラルヘシ

第十四條 申告書用紙ハ照査表記入ノ人員概數ニ應シ約百分ノ二十五ノ豫備ヲ加ヘテ市町村長ヨリ交付セラルヘシ

第十五條 國勢調査員ハ申告書用紙ノ配付前ニ於テ調査區内ノ世帯數又ハ其ノ人員ニ異動アリタル爲用紙不足スヘシト認メタルトキハ市町村長ニ照査表ヲ提示シ其ノ補給ヲ受クヘシ

第三章 申告書用紙ノ配付

第十六條 國勢調査員ハ市町村長ノ定メタル期日ニ於テ擔當調査區内ノ各世帯ニ申告書用紙ヲ配付スヘシ

申告義務者及之ニ代ルヘキ者共ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ依託シテ配付スルコトヲ得

第十七條 各世帯ニ配付スヘキ申告書用紙ノ數ハ世帯現在員ノ數トス但シ必要ト認メタルトキハ見込ノ枚數ヲ配付スルコトヲ得

第十八條 國勢調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表ニ依リ用紙指定ノ箇所ニ地番號及世帯番號ヲ記入シ且其ノ世帯ノ種類ニ應シ「普通世帯」又ハ「準世帯」ノ文字ノ傍ニ圈點ヲ附シ配付ノ際更ニ相違ナキヲ確ムヘシ

第十九條 國勢調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ對シ十月一日午前八時迄ニ申告書ヲ作成スヘキ旨ヲ告クヘシ申告義務者以外ノ者ニ配付シタル場合亦同シ

國勢調査員必要ト認メタルトキハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示スヘシ  
 第二十條 國勢調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ但シ舟筏ニ在リテハ十月一日以後迄繫留スヘキモノニ限ル

- 一 照査表ニ記載アル世帯擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表第一欄乃至第



- 五欄ノ記入ヲ讀ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト
- 二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番號札ヲ貼附シ世帯所在地ノ地番號、申告義務者ノ氏名及人員概數ヲ、準世帯ニ在リテハ尙其ノ種類及名稱ヲ調査シ照査表第一欄乃至第五欄ノ記入ヲ爲シ備考欄ニ「追加」ト記入シ當該世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト
- 三 照査表ニ記載アル世帯擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前二號ニ準シテ處理シ照査表備考欄ニ「區内移轉」ト記入スルコト

(記入例第二參照)

第四章 申告書ノ蒐集及検査

第二十一條 國勢調査員ハ市町村長ノ定メタル期日ニ擔當調査區内ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スヘシ

第二十二條 國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯又ハ人員ノ増加其ノ他ノ必要ニ應スル爲豫備ノ申告書用紙ヲ携帶スヘシ

第二十三條 國勢調査員申告書蒐集ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ世帯ヲ發見シタルトキハ第十九條及第二十條ノ規定ニ依リ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スヘシ

第二十四條 國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ノ増加又ハ申告書用紙ノ毀損若ハ紛失ノ爲用紙ノ追給ヲ要スルモノアルトキハ豫備ノ申告書用紙ヲ申告義務者ニ交付シ直ニ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スヘシ

第二十五條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲シ能ハサルモノアルトキハ國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際口答ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞カセタル上之ヲ蒐集スヘシ此ノ場合ニ於テハ申告書

末尾ニ「代筆 國勢調査員何某」ト附記スヘシ

第二十六條 國勢調査員申告書ヲ受取リタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

- 一 申告書ノ世帯番號、世帯ノ所在地、世帯ノ種類及申告義務者ノ氏名ヲ照査表ト對照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リテ之ヲ訂正スルコト
- 二 申告書各欄ノ記入ヲ検査シ誤謬脱漏アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト
- 三 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明トナリタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシメ又ハ自ら淨寫スルコト但シ淨寫ノ場合ニ於テハ申告義務者氏名ノ次ニ「國勢調査員何某淨寫」ト附記シ原書ニハ左上部ニ「淨寫濟原書」ト附記シ保存スヘシ
- 四 一世帯毎ニ申告書ノ枚數及號數ヲ検査シ枚數ハ之ヲ照査表第七欄ニ記入スルコト

(記入例第二參照)

第二十七條 國勢調査員申告書ノ蒐集ヲ終リタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ事實ニ依リテ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 各世帯ニ付申告書ノ記入ニ依リ照査表第八欄ノ記入ヲ爲スコト
- 二 照査表記入ノ順序ニ依リ照査表第六欄ニ世帯通シ番號ヲ記入スルコト
- 三 照査表第七欄及第八欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ合計ヲ記入シ最終ノ用紙ニ總計ヲ算出記入スヘシ
- 四 國勢調査員申告書ヲ淨寫シタルトキハ照査表備考欄ニ「淨寫」ト記入スルコト
- 五 以上ノ記入ヲ終リタルトキハ照査表ト各世帯ノ申告書トヲ對照シテ符合スルヤ否ヤヲ検査シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スルコト







右欄内記入ノ完備ヲ確メタル後之ニ基キ下ノ記入ヲ爲スヘシ(一通二枚以上ナルトキハ最終ノ用紙ニ記入スヘシ)

要 摘		世帯種別	世帯數	人員實數	申告書枚數
總數	標準世帯數	世帯	數	男 女 計	枚

市町村長 檢 印

大正十四年十月 日

國勢調査員

記入例第二 照 査 表

調査區第一二號

區域 [大字山川一團及大字宮下ノ内學校ニ沿ヒ 東北三ツ目土橋ヨリ南青木村木店マテ]

道府縣 郡 市町村役所役場  
 滋賀縣 蒲生郡 岡山村役場團  
 國勢調査員「國本調一」

第一欄	世帯	所在	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	備考
番號	世帯	大字、小字、地番號(屋敷番號等)	準世帯ノ種類及名稱	申告義務者ノ氏名	人員數	世帯通シ番號	申告書枚數	人員實數(男女計)	
「一」號	大字山川字水無三番地			甲田乙太郎	五				「移轉」
「二」號	大字山川字水無四番地			家村甚藏	七				
「三」號	大字山川字水無四番地		「下宿業、水無館」	家村甚藏	「一四」				
「四」號	大字山川字瀧口一番地先			酒井菊造	「三」				「船」
「五」號	大字山川字瀧口三番地		「寄宿舎、縣立瀧口中學校寄宿舎」	賀川竹松	「六四」				
「六」號	大字宮下字鳥居十三番地			山本武一					「要再調」

右欄内記入ノ完備ヲ確メタル後之ニ基キ下ノ記入ヲ爲スヘシ(一通二枚以上ナルトキハ最終ノ用紙ニ記入スヘシ)

要 摘		世帯種別	世帯數	人員實數	申告書枚數
總數	標準世帯數	世帯	數	男 女 計	枚

市町村長 檢 印

大正十四年十月 日

國勢調査員

記入例第三 照 査 表

第一欄	世帯	所在	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	備考
番號	世帯	大字、小字、地番號(屋敷番號等)	準世帯ノ種類及名稱	申告義務者ノ氏名	人員數	世帯通シ番號	申告書枚數	人員實數(男女計)	
「七」號	大字宮下字鳥居十三番地			長尾早太	三				「區内移轉」
「八」號	大字山川字水無三番地			若木武夫	七				「追加、掛ケ小屋」
「九」號	大字山川字瀧口四番地			長尾早太	「九」				「追加」
				新谷權助					「追加、要再調」
合計	一通一枚ナルトキハ合計ノミヲ記入シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ合計ヲ算入スヘシ								
總計	上ノミヲ記入シ最終ノ用紙ニ總計ヲ算出スヘシ								







「三」號	大字山川字水無四番地	下宿業、水無館	家村甚藏	「一四」「二」號	「一三」枚	「七」「六」「三」淨寫
「四」號	大字山川字瀧口一番地先	酒井菊造	「三」「三」號	「三」枚	「二」「一」「三」船	
「五」號	大字山川字瀧口三番地	寄宿舍、縣立澁口中學校寄宿舍	賀川竹珍	「六四」「四」號	「五九」枚	「一」「一」
「六」號	大字宮下字鳥居十三番地	山本武一	「六」「五」號	「六」枚	「三」「三」「六」要再調	
「七」號	大字宮下字鳥居十三番地	長尾早太	「三」號	一枚	「區内移轉」	
「八」號	大字山川字水無三番地	若木武夫	「七」「六」號	「七」枚	「三」「四」「七」追加、掛ヶ小屋	
「九」號	大字山川字瀧口四番地	長尾早太	「九」「七」號	「一〇」枚	「五」「五」「一〇」追加	
「一〇」號	大字山川字水無五番地	新谷權助	「一」「八」號	「一」枚	「六」「五」「二」追加、要再調	
合計					「二六」枚	「二七」「二六」
總計						

右欄内記入ノ完備ナシトシテハ  
後之ニ基キ下ノ記入ヲ爲スヘシ  
シハ一通ニ枚以上ナルトキハ  
最終ノ用紙ニ記入スヘシ

要 摘		世帯種別世帯數		人員實數		申告書枚數	
總數	普通世帯	世帯	世帯	男	女	計	申告書枚數
「一八」	「二六」	「六」	「二二」	「二六」	「二二」	「四四」	「四四」
「八九」	「二六」	「六」	「二二」	「二六」	「二二」	「四四」	「四四」
「二七」	「二六」	「六」	「二二」	「二六」	「二二」	「四四」	「四四」
「二六」	「二六」	「六」	「二二」	「二六」	「二二」	「四四」	「四四」

市町村長 檢 印

大正十四年十月 日

國勢調査員

國勢調査申告書様式 (表)

○ 國勢調査申告書

大正十四年十月一日

(うらの注意がきに従ひ墨又はインキにてかき入れること)

一 氏名	二 男女の別	三 出生年月	四 配偶の關係	五 申告書の枚数	六 世帯主又は世帯管理者の氏名
男 女	男 女	年 月 日	未婚 有配偶 死別 離別	枚	
大字番	世帯種別	町 市 村	世帯種別	世帯種別	世帯種別
大字番	普通世帯 準世帯	調 査 區	普通世帯 準世帯	普通世帯 準世帯	普通世帯 準世帯
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號
調 査 區	調 査 區	調 査 區	調 査 區	調 査 區	調 査 區
第 號	第 號	第 號	第 號	第 號	第 號

局 計 統 閣 内

(かきいれ終つたときは申告書の番號順に重ねてとぢること)



(裏)

今度の調べは、一人に一枚の申告書をつくるのであります。世帯主又は世帯管理者は、左記(一)(二)(三)に示すところにより、もれなく申告書をつくらねばならない。

(一)十月一日午前零時(九月三十日より十月一日)にうつる夜半に世帯に在つた者は、家族たると否とを問はず、その世帯から申告すること。

(二)十月一日午前零時にたまたま屋外に在り、又は夜業、夜勤、宿直などのため世帯のないうちに在つても、十月一日中に自分の世帯に歸るべき者に付ては、その世帯から申告すること。

(三)十月一日午前零時に汽車、電車、世帯のない舟筏又は陸路の旅行中であることが、前から明である者は、最後に出発した世帯に、又前から明でない者は、十月一日午前前に始めて着いた世帯に在つた者として、その世帯から申告すること。

かきいれかた

世帯主又は世帯の管理者が、かきいれるところは、一から六までである。

一 氏名 まだ名のついてない者は、「名ツケズ」とかきいれること。

二 男女の別 男は「男」、女は「女」の文字の傍に、○印をつけること。

三 出生の年月

(一)生れた年月をかきいれること。

(二)生れた月の明でない者は、「月」の上に「不明」とかきいれること。

(三)生れた年も明でない者は、見込の年齢を「何歳」とかきいれること。

(四)外国人は、その本國の曆による年月をかきいれてもよい。

四 配偶の關係、未婚、有配偶、死別、離別の區別により、それぞれの文字の傍に、○印をつけること。以上一から四までをかきいれてから、まちがひのないことをたしかめた上、世帯から出す申告書全部を調べて、五のところ申告書の枚数と番號とをかきいれ、最後に六のところに自分の氏名を認め、捺印して、國勢調査員が集めに來たときに、これを渡されたい。もしかきいれた事柄に付、國勢調査員から質問があれば、はつきり答へられたい。

申告書記入心得

五月二十五日 官報彙報

世帯

- 一 世帯ニハ、普通世帯ト準世帯トガアル。
- 二 普通世帯トハ、住居及家計ヲ共ニスル者ノ集リヲイフ。
- 三 一人デ住居ヲ有シテ、家計ヲ立テ、居ル者モ亦一ツノ普通世帯デアアル。
- 四 家計ヲ共ニスルモ、別ニ住居ヲ有スル者ハ、住居ヲ異ニスル毎ニ、各一ツノ普通世帯デアアル。
- 五 住居ヲ共ニスルモ、別ニ家計ヲ立テ、居ル者ハ、家計ヲ異ニスル毎ニ各一ツノ普通世帯デアアル。
- 六 準世帯トハ、寄宿舎、病院、旅店、下宿屋、合宿所、船舶等ニ在ル家計ヲ共ニシナイ者ノ集リヲイフ。
- 七 旅店、下宿屋等デハ、營業ノ主人及其ノ家族、雇人等ノ集リハ一ツノ普通世帯デ、旅客、下宿人等ノ集リハ一ツノ準世帯デアアル。
- 八 旅店、下宿屋等ノ營業主ハ、準世帯ノ申告義務者デアアルガ、準世帯内ノ人デハナイ。
- 九 旅店、下宿屋等ノ宿泊人申明ニ普通ノ世帯ヲ持ツテ居ル者ハ、別ノ一世帯デアアル。
- 十 間借自炊ヲスル者ハ、別ノ普通世帯デアアル。
- 十一 素人下宿ノ下宿人ハ、別ノ準世帯トシナイ。
- 十二 寄宿舎、病院等ノ如キ、準世帯ノ構内又ハ建物内ニ管理者、事務員、門番等ノ普通世帯ガアルトキハ、之ヲ準世帯ト混同シナイ様ニスルコト。
- 十三 家計ヲ共ニスル者ノミ乗組ンダ船舶、舟筏ノ世帯ハ普通世帯デアツテ、準世帯デハナイ。
- 十四 起臥飲食ノ設備ノナイ船舶ニハ世帯ガナイ。



申告義務者

- 一 普通世帯デハ世帯主、世帯主不在ノ場合ニハ事實上之ニ代ル者ガ申告義務者デアリ、準世帯デハ管理  
理者ガ申告義務者デアル。
- 二 數人協同ノ合宿所等デハ、合宿者ノ選定シタ總代又ハ國勢調査員ノ指定シタ者ヲ申告義務者トスル。
- 三 世帯主トイフノハ、男女何レデモ實際ニ世帯ヲ主宰スル者ヲイフノデ、多クハ戸主デアアルガ、時ニ  
ハ戸主デナイコトモアル。
- 四 準世帯ノ管理者トイフノハ、寄宿舎ノ舎監又ハ幹事、病院ノ院長、旅店、下宿屋ノ主人又ハ主婦、船  
船ノ船長等ノ如ク、其ノ準世帯ヲ管理スル者ヲイフ。
- 五 數人協同ノ合宿所等ニ對シテ申告義務者ヲ指定スル場合ニハ、調査ノ時期ニ現在シ、成ルベク同宿  
者ノ身上ニ通ジタ者ヲ指定スルコト。

申告スベキ範圍

- 申告義務者即チ世帯主又ハ世帯ノ管理者カラ申告スベキ者ハ、左記(イ)(ロ)(ハ)ニ當ル者ニ限ル、之ニ  
當ラナイ者ハタトヒ其ノ家族デアツテモ、一切申告シテハナラナイ。
- (イ) 十月一日午前零時即チ九月三十日カラ十月一日ニ移ル夜半ニ、世帯内ニ現在シタ者家族デアアルト  
否トナ問ハズニ就イテ、漏レナク申告スルコト。故ニ調査ノ時期前ニ生レタ者、世帯ニ入ツタ者、調査ノ時期後  
ニ死亡シタ者、世帯ヲ去ツタ者ハ其ノ世帯員トシテ申告シ、之ニ反シテ調査ノ時期前ニ死亡シタ者  
世帯ヲ去ツタ者、調査ノ時期後ニ生レタ者、世帯ニ入ツタ者ニ付テハ申告シナイコト。
- (ロ) 十月一日午前零時ニ偶々屋外ニ在リ、又ハ夜業、夜勤、宿直等ノ爲世帯ノナイ場所ニ在ツテモ  
十月一日中ニ自分ノ世帯ニ歸ルベキ者ハ、其ノ世帯ニ現在シタ者トシテ申告スルコト。

例ハバ

散歩、買物、訪問等ノ爲屋外デ調査ノ時期ヲ經過シタ者。  
郵便配達夫、汽車電車又ハ自動車ノ車掌運轉手、緣日露店又ハ夜店ノ商人、飛脚、使丁、車夫、  
馬丁、漁夫等デ、夜間屋外ニ於ケル執務、營業ノ爲ニ調査ノ時期ヲ經過シタ者。  
居殘、徹夜、夜勤等ノ爲世帯ノナイ官公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、番所、見張所等ニ在  
ツタ者。

(ハ) 十月一日午前零時ニ汽車、電車、世帯ノナイ舟筏又ハ陸路ノ旅行中デ、旅店其ノ他ノ世帯ニ宿泊  
シナイコトノ豫メ明ナ者ハ最後ニ出發シタ世帯ニ現在シタ者トシテ申告シ、又豫メ明デナイ者ハ十  
月一日午前八時迄ニ始メテ到着シタ世帯ニ現在シタ者トシテ其ノ世帯デ申告スルコト。

申告書各欄ノ記入方

氏名

- 一 未ダ命名ノナイ者ハ、名ツケズトカキイレルコト。
- 二 氏名ノ明デナイ者ハ、通稱ヲカキイレルコト。
- 男女ノ別
- 一 男ハ「男」、女ハ「女」ノ文字ノ傍ニ、○印ヲツケルコト。
- 出生ノ年月
- 一 實際誕生ノ年月ヲカキイレルコト。必ズシモ戸籍ト同一デナクテモ宜シイ。
- 二 誕生ノ月ガ明デナイ者ハ、「月」ノ上ニ不明トカキイレ、誕生ノ年モ明デナイ者ハ、見込ノ年齢ヲ何  
歳トカキイレルコト。



- 三 外國人ハ、其ノ本國ノ曆ニ依ル年月ヲカキイレテモ宜シイ。  
配偶ノ關係
- 一 未婚者ハ「未婚」トアル傍ニ○印ヲツケルコト。
- 二 現ニ夫又ハ妻アル者ハ、「有配偶」トアル傍ニ○印ヲツケルコト。
- 三 配偶者ニ死別シテ現ニ獨身ノ者ハ「死別」トアル傍ニ、離別シテ現ニ獨身ノ者ハ「離別」トアル傍ニ、ソレゾレ○印ヲツケルコト。
- 四 死別、離別ヲ併セ有スル者ハ最近ノモノニ依ルコト。
- 四 前各項ノ區別ハ實際ニ依ルモノデ、必ズシモ戶籍ト同一デナクテモ宜シイ。

### 申告書及照査表ノ検査方法

三月二十五日  
官報彙報

#### 第一節 國勢調査員ノ行フベキ検査

國勢調査員ハ、申告書ヲ正確ナラシムル爲、前後三回ノ検査ヲ行フコト。

##### 第一回検査

各世帯カラ申告書ヲ受取ツタトキハ、左ノ順序ニ依リ検査シ、誤謬又ハ脱漏ガアルト認メタトキハ、ヨク聞質シタ上、之ヲ訂正サセルコト。

申告書蒐集ノ後ハ、世帯移轉等ノ爲、聞質シテ訂正スルコトガ困難デアルカラ、不審ノ點ハ、此ノ検査ノ際十分明ニシテ置クコト。

一 申告書ノ世帯番號世帯ノ所在地及申告義務者ノ氏名ヲ、照査表第一欄第二欄及第四欄ノ記載ト對照シ、相違ノ點ヲ發見シタルトキハ、事實ニ依テ申告書又ハ照査表ヲ訂正スルコト。

準世帯ノ申告書デアルトキハ、右ノ外之ヲ照査表第三欄ノ記載ト對照スルコト。

二 申告書ノ枚數及號數ヲ検査シ、之ヲ照査表第五欄ノ人員概數ト對照シ、若相違ガアルトキハ、其ノ理由ヲ聞質スコト。

三 氏名 各申告書ニ就イテ順次點檢シ、重複又ハ脱漏ガナイカドウカラ検査スルコト。

四 男女ノ別 氏名ト對照シテ、誤リガナイカドウカラ検査スルコト。

五 出生ノ年月 他ノ世帯員ノ分ト對照シテ、誤リガナイカドウカラ検査スルコト。

六 配偶ノ關係 出生ノ年月ト對照シテ、相當年齢ニ達シナイノニ、有配偶、死別、離別トナツテ居リ、又相當年齢ノ者デ、未婚トナツテ居ル者ガアルトキハ、特ニ聞質スコト。

##### 第二回検査

第一回検査ハ申告書ヲ受取ル際ニ、取急イテ行フモノデアルカラ、或ハ見落シノ虞ガナイトモ限ラナイ。仍テ擔當調査區内ノ申告書全部ヲ蒐集シタ後、第一回ノ検査ト同一ノ順序ニ依テ、更ニ検査ヲナシ、訂正ヲ要スルモノハ事實ニ依テ之ヲ訂正シ、重大ナ事項ハ申告義務者ニ訂正サセルコト。

##### 第三回検査

照査表ノ人員實數申告書枚數、世帯通シ番號ノ記入ヲ終ツタトキハ、左ノ各項ニ就イテ申告書ト照査表トヲ對照検査スルコト。

- 一 世帯番號
- 二 世帯ノ所在地
- 三 世帯ノ種類
- 四 世帯主又ハ世帯管理者ノ氏名
- 五 申告書枚數及男女人員實數



右ノ検査ヲ終ツタ後、申告書ノ左側上部「國勢調査員檢印」ノ箇所ニ、捺印スルコト。

第二節 市町村長ノ行フベキ検査

市町村長ハ、申告書及照査表ヲ正確ナラシムル爲、左ノ検査ヲ行フコト。

- 第一 國勢調査員ガ準備調査ヲ終ツテ照査表ヲ提示シタトキハ、左ノ検査ヲ行フコト。
  - 一 第一欄世帯番號ニ、重複又ハ闕號ガナイカドウカヲ検査スルコト。
  - 二 第二欄世帯所在地ニ、當該國勢調査員擔當調査區域外ノ記入ガナイカドウカヲ検査スルコト。
  - 三 第三欄準世帯ノ種類及名稱ニ、誤リガナイカドウカヲ検査スルコト。
  - 四 第四欄申告義務者ノ氏名ニ、重複又ハ脱漏ガナイカドウカヲ検査スルコト。旅店、下宿屋等ノ準世帯ノ申告義務者ガ、同時ニ普通世帯ノ申告義務者デアル場合ニハ、其ノ氏名ガ雙方ニ記入シテアルカドウカヲ検査スルコト。
  - 五 第五欄人員概數ニ記入ノナイモノハ、備考欄ヲ検査スルコト。
  - 六 普通ノ家屋以外ノ住居アル場合ハ、備考欄ニ社寺、學校、工場、倉庫、物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋、葎簀張、バラック、天幕等其ノ種類ノ記入ガシテアルカドウカヲ検査スルコト。
- 第二 國勢調査員カラ申告書、照査表及照査表寫ヲ收受シタトキハ、一調査區毎ニ左ノ順序ニ依リ検査スルコト。
  - 甲 照査表ノ検査
    - 一 準備調査後ニ、照査表第一欄乃至第五欄ノ記入ヲ訂正追加シタモノガアルトキハ、第一ノ順序ニ依リ之ヲ検査スルコト。
    - 二 照査表第七欄申告書枚數及第八欄人員實數ヲ檢算シテ、第七欄ト第八欄トヲ對照検査スルコト。

(人員實數ト申告書枚數トハ一致スベキモノデアル)

乙 申告書ノ検査

- 一 氏名 一世帯ノ各申告書ヲ對照シテ、重複又ハ脱漏ガナイカドウカヲ検査スルコト。
- 二 男女ノ別 氏名ト對照シテ、誤リガナイカドウカヲ検査スルコト。
- 三 出生ノ年月 他ノ世帯員ノ分ト對照シテ、年齢ノ不釣合ガナイカドウカヲ検査スルコト。
- 四 配偶ノ關係 出生ノ年月ト對照シテ、不權衡不合理ノ點ガナイカドウカヲ検査スルコト。
- 五 各世帯別ニ申告書ノ枚數及號數ヲ検査スルコト。
  - 丙 申告書ト照査表トノ對照検査
    - 一 申告書ノ世帯番號ト照査表ノ第一欄トヲ對照スルコト。
    - 二 申告書ノ大字番地番屋敷ト、照査表ノ第二欄トヲ對照スルコト。
    - 三 申告書ノ世帯ノ種類ト、照査表ノ第三欄トヲ對照スルコト。
    - 四 申告書ノ世帯主又ハ世帯管理者氏名ト、照査表ノ第四欄トヲ對照スルコト。
    - 五 申告書ノ枚數ト、照査表ノ第七欄トヲ對照スルコト。
    - 六 申告書記入ノ男女ノ別ト、照査表ノ第八欄トヲ對照スルコト。
    - 丁 照査表末尾摘要ノ検査
      - 一 摘要ノ世帯數ト、第六欄及第三欄トヲ對照スルコト。
      - 二 摘要ノ人員實數ト、第八欄ノ合計(又ハ總計)トヲ對照スルコト。
      - 三 摘要ノ申告書枚數ト、第七欄ノ合計(又ハ總計)トヲ對照スルコト。
      - 四 摘要ノ人員實數ノ計ト、申告書枚數トヲ對照スルコト。

右ノ手續ヲ終ツタトキハ、照査表各欄ノ記載ヲ照査表寫ノ相當欄ト對照検査シ、相違ノナイコトヲ確メ



テ後照査表末尾「市町村長檢印」ノ箇所ニ捺印スベキ

大正十四年國勢調査結果表

(大正十四年十月一日現在)

一世帯及人口

世帯種別	世帯數	人員數	實數
總數		總數	男 女
普通世帯			
準世帯			

府縣都市町村名

二年齡及配偶關係別人口

年 齡	總 數		未 婚		婚 配		有 配 偶		死 別		離 別		年 齡
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
0-4	1	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	0-4
1													1
2													2
3													3
4													4
5-9													5-9
5													5
6													6
7													7
8													8
9													9
10-14													10-14
10													10
11													11
12													12
總 數													總 數

13													13
14													14
15-19													15-19
15													15

結果表ノ作成方法

五月二十五日 官報彙報

市町村ニ於テ國勢調査ノ材料ヲ集計シテ、結果表ヲ作成スルニハ、次ノ順序方法ニ依ルヲ便トスル。

第一表 世帯及人口

本表ヲ作成スルニハ、各照査表末尾摘要ノ世帯數及人員實數ヲ積算シ、之ヲ本表各該當欄ニ記入スルコト。

第二表 年 齡 及 配 偶 關 係 別 人 口

本表ヲ作成スルニハ、各調査區ノ申告書枚數ヲ計ヘテ、照査表ノ申告書枚數合計(又ハ總計)ト突合セテ後、次ノ順序ニ依ルコト。

第一 各年別分類

(一) 申告書(以下小札ト稱ス)ヲ「出生ノ年月」欄ノ記入ヨリ、元號(例ヘバ大正、明治)ニ依テ分類シ之ヲ元號順ニ整理スルコト。但シ「何歳」ト記入シタモノ及外國曆ノ年ヲ記入シタモノハ、別ニ區分シテ置クコト。



(二) 元號順ニ整理シタ小札束ヲ、更ニ各年別ニ分類スルコト。(一元ニテ數十年アルモノハ、先ヅ十年毎位ニ大分シテ後各年ニ分ケルヲ便宜トスル) 若實際ニナカツタ年號ヲ記入シタ小札ガアルトキハ、實地ヲ調査シタ上相當年ニ組入レルコト。尙(一)ニ於テ區分存置シタ外國曆年ノ記入シテアル小札ハ、各年ニ分類シテ相當年ノ小札束ニ組入レルコト。

(三) 各年別ニ分類シタ小札束ヲ、更ニ一月乃至九月出生ノモノト、十月以後年末迄出生ノモノトニ分別スルコト。但シ年ノ記入ガアツテ月ノ記入ノナイモノハ、九月以前ノ出生トシテ取扱フコト。

(四) 次ニ各年十月以後出生ノ分ト、次年九月以前出生ノ分トヲ一括シテ、年順ニ整理スルコト。茲ニ小札ハ調査期日ヲ基準トシタ年齡別分類トナツタノデアル。仍テ年齡表ト對照ノ上、各東ニ年齡札ヲ附ケルコト。而シテ曩ニ(一)ニ於テ區分存置シタ「何歳」ノ記入アル小札ハ、記入ノ「何歳」ヨリ一ツ低イ年齡ノ束ニ加ヘルコト。

(五) 次ニ各年齡別ノ小札束ノ枚數ヲ計ヘテ、之ヲ總數欄(欄1)ノ該當スル歲ノ行ニ記入スルコト。

(六) 次ニ  

4	9	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	79	84	89	94	99	以上
0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100

 ノ各行ヲ算出記入スルコト。

(七) 最後ニ總數ヲ算出記入スルコト。(小札ハ各年齡別整理ノ儘保存スルコト)

第二 配偶關係別分類

(一) 各歲別ニ整理ノ出來タ小札束ノ中、零歲ヲ取り「配偶ノ關係」欄ノ記入ニ依リ、未婚、有配偶、死別、離別ノ四ツニ區分シ、各區分毎ニ其ノ枚數ヲ計ヘテ、之ヲ夫々未婚、有配偶、死別、離別ノ總數欄(欄4 7 10 13)ニ記入スルコト。(此ノ手續ハ年齡順即チ零、一、二、三歲ノ如ク順次繰返スノデアルガ、零歲乃至十二、三歲迄ハ殆ド全部未婚デアルカラ、欄7 10 13ハ恐ク空欄トナラウ) (小札ハ以後四區分ノ儘保存スルコト)

(二) 前記四區分シタ小札束ヲ、更ニ「男女ノ別」欄ノ記入ニ依テ、男女ニ分ケタ上、各枚數ヲ計ヘテ之ヲ夫々未婚、有配偶、死別、離別ノ男、女各欄(欄5 6 8 9 11 12 14 15)ニ記入スルコト。

(三) 上ノ如ク記入シタ、男ノ數(欄5 8 11 14)ノ合計ヲ算出シテ、總數ノ男ノ欄(欄2)ニ記入スルコト。

四 次ニ女ニ就イテ男ト同シク、欄6 9 12 15ノ合計ヲ算出シテ、總數ノ女ノ欄(欄3)ニ記入スルコト。

茲ニ零歲ノ行ノ計算記入ガ終ツタノデアル。(小札ハ分類ノ儘整理保存スルコト)

(五) 上ノ如ク順次各歲ニ就イテ、同一手續ヲ繰返シテ、各歲ノ行ノ記入ヲ終ルコト。

(六) 次ニ  

4	9	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	79	84	89	94	99	以上
0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100

 ノ各行ヲ算出シテ、各該當ノ行ニ記入スルコト。

(七) 最後ニ欄1ヲ除イタ各欄ノ總數ヲ算出シテ、夫々總數ノ行ニ記入スルコト。茲ニ本表各欄ニ必要ナ記入ヲ全部終ツタノデアル。

(八) 以上ノ記入ヲ終ツテ後、嚴密ニ各欄各行ノ檢算ヲ爲スコト。  
 尙本表ノ初頭ニアル總數ノ行總數(欄1)男(欄2)女(欄3)ハ、第一表ノ人員實數ノ總數、男、女ノ數ト一致スベキモノデアル。

(参考)

市町村ニ於テ區別、字別、部落別等ノ統計表ヲ得ムト欲スル場合ハ、最初其ノ區、字、部落ノ申告書ニ付、上述ノ方法ニ依テ統計表ヲ作成シタ上、市町村全體ノ統計表ハ、區、字又ハ部落ノ統計表ノ各欄ヨリ積算シテ、作成シ得ルノデアル。



國勢調査ニ關スル法律

明治三十五年十二月二日  
法律第四十九號

三四

改正 明治三十八年第一三號 大正一一年第五一號

第一條 國勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝國版圖内ニ施行ス  
前項ノ規定ニ依ル調査後五年ニ該ル年ニ於テ簡易ナル國勢調査ヲ施行ス  
第二條 國勢調査ノ範圍、方法及經費ノ國庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
第三條 第一回國勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正十四年國勢調査施行令

大正十四年五月二十三日  
勅令第二百一號

第一條 大正十四年國勢調査ハ大正十四年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ  
第二條 大正十四年國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ帝國版圖内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス  
一 氏名  
二 男女ノ別  
三 出生ノ年月  
四 配偶ノ關係  
前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セスシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ帝國ノ港灣ニ入りタル者ハ大正十四年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス  
第三條 前條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ  
一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス  
家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同シ

寄宿舎、病院、旅店、下宿屋其ノ他家計ヲ共ニセサル者ノ集合スル場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセサルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ス

第四條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者ニ就キ國勢調査申告書ヲ以テ第二條第一項各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

第五條 國勢調査申告書用紙ハ之ヲ各世帯ニ配付ス

第六條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ府縣内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第七條 郡長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ郡内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第八條 市長ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ市内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第九條 町村長ハ郡長ノ指揮監督ヲ承ケ町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲メ府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

第十一條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル爲メ市町村ニ國勢調査員ヲ置ク

第十二條 國勢調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

國勢調査員ハ名譽職トス

第十三條 國勢調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十四條 國勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付、



國勢調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十五條 國勢調査員各世帯ニ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間ハ九月二十一日ヨリ十月五日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 郡市町村長ハ管内國勢調査ノ結果ヲ取纏メ國勢調査申告書及附屬書類ト共ニ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ町村長ハ之ヲ郡長ニ、郡長及市長ハ之ヲ府縣知事ニ提出シ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限迄ニ管内國勢調査ノ結果ヲ取纏メ之ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第十七條 天災事變ノ爲國勢調査員第十五條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハサルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第十八條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ各省大臣ハ所管ノ官廳、官吏又ハ吏員ニ命シ内閣總理大臣又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮ヲ承ケ國勢調査ノ事務ニ服セシムヘシ

第十九條 本令中府縣府知事ニ關スル規定ハ北海道ニ在リテハ北海道廳北海道廳長官ニ、郡郡長町村町村長ニ關スル規定ハ郡長ヲ置カサル地及町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ相當スル地區官吏員ニ、市制第六條及第八十二條ノ市ニ在リテハ市長區區長ニ之ヲ準用ス

第二十條 本令ヲ適用シ難キ場所ニ關スル調査ニ付テハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十一條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第二條第一項ニ掲クル事項ノ外朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ノ必要ト認ムル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ内閣總理大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第二十二條 朝鮮、臺灣及樺太ニ執行スル國勢調査ニ關シテハ第四條乃至第二十條ノ規定ヲ適用セス朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ經テ別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十三條 府縣市町村ニ於テ國勢調査ニ附帶シテ其ノ區域ノ全部又ハ一部ニ對シ必要ナル事項ヲ調査セムトスルトキハ其ノ事項及方法ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クヘシ

### 大正十四年國勢調査施行細則

大正十四年五月二十三日  
閣令第一號

第一條 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ國勢調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第二條 市町村ノ境界未定若ハ不明ノ場所又ハ入會ノ場所ハ關係市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ府縣知事之ヲ指定ス

第三條 府縣知事ハ管内ニ於ケル國勢調査員ノ氏名ヲ告示スヘシ

第四條 市町村長ハ各調査區ノ番號區域及擔當國勢調査員ノ氏名並豫備國勢調査員ノ氏名ヲ告示スヘシ

第五條 國勢調査ノ申告ハ申告義務者國勢調査申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ用紙ハ大正十四年九月二十一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於テ國勢調査員之ヲ各世帯ニ配付ス

第六條 申告義務者前條第二項ノ期間内ニ國勢調査申告書用紙ノ配付ヲ受ケサルトキハ當該區域ノ擔當國勢調査員又ハ所屬市町村長ニ其ノ旨申出テ之カ交付ヲ受クヘシ

第七條 申告義務者ハ大正十四年十月一日午前八時迄ニ國勢調査申告書ヲ作成シ國勢調査員ノ巡回ヲ待チ之ヲ提出スヘシ

第八條 大正十四年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシコトヲ知リタルトキハ同月四日迄ニ最寄市町村長又ハ國勢調査員ニ其ノ旨申出ツヘシ

第九條 大正十四年國勢調査施行令第二十條ノ規定ニ依リ別ニ調査手續ヲ定ムヘキモノ左ノ如シ  
一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準スヘキ箇所



- 二 外國ノ大使館、公使館及軍艦
- 三 陸海軍ノ部隊及艦船
- 四 司法大臣ノ管理ニ屬スル刑務所
- 第十條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的ニノミ使用シ如何ナル場合ト雖之ヲ公表スルコトヲ得ス
- 第十一條 國勢調査ノ事務ニ従事シタル者ハ其ノ職務執行中知得シタル個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス
- 第十二條 國勢調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス申告義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得サラシメ又ハ不實ノ申告ヲ爲サシメタル者亦同シ
- 第十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用ヒテ國勢調査ヲ妨ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十四條 第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第十五條 大正十四年國勢調査施行令第十九條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

大正十四年國勢調査地方事務取扱規程

大正十四年五月二十五日  
内閣訓令第二二號

第一章 府 縣

- 第一條 府縣知事市町村ノ調査區ノ設定ヲ認可シタルトキハ直ニ市町村別調査區數ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ
- 第二條 府縣知事ハ調査區ノ實況ニ通シ國勢調査員タルニ適當ナル者ヲ内申スヘシ
- 第三條 府縣ニ於テ調査事務ニ要スル印刷物及用紙ハ内閣總理大臣之ヲ府縣知事ニ交付ス
- 第四條 府縣知事ハ郡市長ヨリ提出シタル郡市要計表ヲ檢査シ郡市要計表ニ依リ府縣要計表ヲ作成シ郡

市要計表ト共ニ大正十四年十一月末日迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ進達スヘシ

- 第五條 府縣知事ハ郡市長ヨリ提出シタル調査書類ヲ檢査シ郡市調査結果表ニ依リ府縣調査結果表ヲ作成シ郡市町村調査結果表ト共ニ大正十五年二月末日迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ進達スヘシ
- 第六條 天災事變ノ爲大正十四年國勢調査施行令第十五條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨内閣總理大臣ニ電報スヘシ

第二章 郡

- 第七條 郡町村ニ於テ調査事務ニ要スル印刷物及用紙ハ内閣總理大臣ヨリ郡長ニ交付シ町村所要ノ分ハ郡長ヨリ更ニ町村長ニ交付スヘシ
- 第八條 郡長ハ町村長ヨリ提出シタル町村要計表ヲ檢査シ町村要計表ニ依リ郡要計表ヲ作成シ町村要計表ト共ニ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府縣知事ニ進達スヘシ
- 第九條 郡長ハ町村長ヨリ提出シタル調査書類ヲ檢査シ町村調査結果表ニ依リ郡調査結果表ヲ作成シ其ノ他ノ調査書類ト共ニ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ之ヲ府縣知事ニ進達スヘシ
- 第十條 天災事變ノ爲大正十四年國勢調査施行令第十五條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルトキハ郡長ハ直ニ其ノ旨府縣知事ニ電報スヘシ

第三章 市 町 村

- 第一節 總 則
- 第十一條 國勢調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ
- 一 調査區ノ設定
- 二 國勢調査員擔當區ノ指定
- 三 國勢調査員ノ指導及準備調査



- 四 申告書用紙ノ交付
- 五 申告書及照査表ノ檢査
- 六 市町村要計表及調査結果表ノ作成並申告書及照査表ノ整理提出
- 七 以上ノ附帶事務
- 第十二條 調査事務ニ要スル印刷物及用紙ハ市ニ在リテハ内閣總理大臣ヨリ市長ニ町村ニ在リテハ郡長ヨリ町村長ニ之ヲ交付ス
- 第十三條 天災事變ノ爲大正十四年國勢調査施行令第十五條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルトキハ市長ハ府縣知事ニ町村長ハ郡長ニ直ニ其ノ旨報告スヘシ
- 第十四條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ管内ヲ分割シテ調査區ヲ設定シ大正十四年七月二十日迄ニ府縣知事ノ認可ヲ申請スヘシ
  - 一 調査區ハ一調査員一日中ニ區内各世帯ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トスルコト
  - 二 調査區ノ區域ハ成ルヘク大字小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト
  - 三 多數ノ人員集合住居スル官公私ノ場屋例ヘハ寄宿舎、病院、旅店、下宿屋等又ハ船舶ノ存在スル場所ハ其ノ人員ニ應ジテ調査區ヲ設定スルコト
  - 四 特別ノ事情アリ分割セサルヲ便トスル場合ニ於テハ一町村ヲ以テ一調査區トスルコト
- 第十五條 市町村長調査區ヲ設定スルニハ其ノ市町村ノ區域ニ屬スル陸上及水面ニ重複脱漏ナキヲ期スヘシ

- 第十六條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世帯概數及人口概數ヲ記シ調査區ニ分割シタル市町村略圖ヲ添附スヘシ
- 町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ一號ヨリ始ムヘシ
- 第十七條 第二節 國勢調査員擔當區ノ指定
- 第十七條 一調査區ノ調査ハ一人ノ國勢調査員之ヲ擔當スルモノトス但シ水面ノ調査其ノ他特別ノ事情アル場合ニハ二人以上ノ國勢調査員ヲシテ一調査區ノ調査ヲ擔當セシムルコトヲ得
- 第十八條 國勢調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ各國勢調査員ノ擔當調査區ヲ定メ辭令書ニ照査表ヲ添ヘ之ヲ本人ニ交付スヘシ但シ調査區ヲ擔當セシメサル國勢調査員ニハ照査表ヲ交付セス豫備員タル旨ヲ通知スヘシ
- 第十九條 國勢調査員ニ交付スヘキ照査表ハ一人ニ付二通トシ市町村長ハ豫メ各通指定ノ箇所ニ府縣郡市町村役所役場名、調査區番號、國勢調査員氏名、調査區區域ヲ記入シ役所役場名ノ下ニ其ノ印ヲ押捺スヘシ
- 第二十條 國勢調査員疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲調査ニ從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨告示スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他一切ノ印刷物及書類ヲ回收シ國勢調査員ノ氏名ヲ書換ヘ新擔當國勢調査員ニ交付スヘシ
- 第四節 國勢調査員ノ指導及準備調査
- 第二十一條 市町村長ハ國勢調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタル後速ニ國勢調査員ヲ召集シ國勢調査員ノ心得ヘキ要項ヲ指示スヘシ
- 第二十二條 市町村長ハ適當ノ時期ニ於テ國勢調査員ヲ召集シ調査事務ノ打合又ハ協議ヲ爲サシムヘシ



第二十三條 市町村長ハ國勢調査員ノ職務上ノ參考トナルヘキ地圖其ノ他ノ書類ヲ國勢調査員ニ示スヘシ

第二十四條 市町村長ハ調査期日ニ先チ期間ヲ定メ國勢調査員ヲシテ擔當調査區ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ爲サシムヘシ

第二十五條 市町村長ハ準備調査執行ニ必要ナル世帯番號札ヲ調製シ國勢調査員ニ交付スヘシ  
前項世帯番號札ノ品質形狀ハ市町村長適宜之ヲ定ムヘシ

第五節 申告書用紙ノ交付

第二十六條 國勢調査員準備調査ヲ終リ照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ檢査ノ上之ヲ還付スルト同時ニ各世帯ニ配付スヘキ申告書用紙ヲ國勢調査員ニ交付スヘシ

前項國勢調査員ニ交付スヘキ申告書用紙ノ枚數ハ照査表ニ記入アル人員概數ニ百分ノ二十五ノ豫備ヲ加ヘタルモノトス

第二十七條 市町村長前條ノ交付ヲ終リタルトキハ交付總數及殘餘ノ數ヲ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ速ニ報告スヘシ

殘餘ナキトキ又ハ殘餘アルモ交付總數ノ百分ノ五ニ滿タサルトキハ其ノ旨併セテ報告スヘシ

第二十八條 申告書用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生シタルトキハ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ請求シテ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ國勢調査員ニ交付スヘシ

第二十九條 人員増加ノ爲申告書用紙ニ不足ヲ生シ國勢調査員ヨリ補給ノ請求アリタルトキハ市町村長ハ豫備ノ中ヨリ之ヲ交付スヘシ

第三十條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ指定ノ箇所ニ郡市町村名及調査區番號ヲ記入スヘシ  
第六節 申告書及照査表ノ檢査

第三十一條 國勢調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ其ノ調査ノ成績ヲ檢査スヘシ  
前項檢査ノ結果調査ニ重複、脫漏又ハ誤謬ノ疑アルトキハ市町村長ハ之ヲ國勢調査員ニ質シ照査表ノ訂正ヲ命シ必要アリト認メタルトキハ再調査ヲ命スヘシ

第三十二條 國勢調査員申告書ノ蒐集ヲ終リ申告書照査表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ檢査スヘシ

第三十三條 前條檢査ノ結果申告書又ハ照査表及照査表寫ノ記入ニ誤謬脫漏アルコトヲ發見シタルトキハ市町村長ハ國勢調査員ヲシテ之ヲ訂正セシムヘシ

申告書記入ノ文字不明ナルトキハ國勢調査員ヲシテ淨寫セシメ申告義務者氏名ノ次ニ「國勢調査員何某淨寫」ト記入シ原書左上部ニ「淨寫濟原書」ト附記セシムヘシ

第三十四條 市町村長ハ調査ノ結果調査漏ノ世帯アリト認メタルトキハ國勢調査員ヲシテ之カ調査ヲ爲サシメ既ニ調査ヲ經タル世帯ニ關シ必要アリト認メタルトキハ再調査ヲ爲サシムヘシ

第七節 市町村要計表及調査結果表ノ作成並申告書及照査表ノ整理提出

第三十五條 市町村長前數條ノ手續ヲ終リタルトキハ照査表ニ依リ市町村要計表ヲ作成シ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ之ヲ提出スヘシ

第三十六條 市町村長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ申告書及照査表ニ依リ市町村調査結果表二通ヲ作成スヘシ

第三十七條 市町村長市町村調査結果表ノ作成ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 申告書ハ最終ニ分類セラレタルママ帶封シ更ニ之ヲ適當ナル束ニ纏ムルコト
- 二 照査表及照査表寫ハ各別ニ調査區番號順ニ重ネ一綴トスルコト

第三十八條 市町村長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ市町村調査結果表一通、照査表及申告書ヲ府縣知事











第十條 市町村長ハ調査區ノ實況ニ通シ國勢調査員タルニ適當ナルモノヲ選定シ市長ハ直ニ町村長ハ支  
 廳長ヲ經由シ大正十四年七月二十日迄ニ北海道廳長官ニ内申スヘシ

第十一條 市町村長ハ大正十四年八月三十一日迄ニ國勢調査員ヲ招集シ國勢調査ニ關スル指示訓練ヲ爲  
 スヘシ

第十二條 市町村長ハ大正十四年九月二十日迄ニ國勢調査員ヲ招集シ國勢調査ノ準備及實施事務ニ關シ  
 研究及協議ヲ爲サシムヘシ

第十三條 大正十四年國勢調査地方事務取扱規程第二十四條ニ依ル準備調査ハ九月十日迄ニ完了スヘシ

第十四條 市町村長ハ大正十四年國勢調査地方事務取扱規程第三十五條ニ依リ市町村要計表ヲ作成シ市  
 長ハ大正十四年十月二十五日迄ニ北海道廳長官ニ町村長ハ大正十四年十月二十日迄ニ支廳長ニ提出ス  
 ヘシ

第十五條 市町村長ハ大正十四年國勢調査地方事務取扱規程第三十八條ニ依リ市町村結果表照査表及申  
 告書ヲ市長ハ大正十四年十二月二十日迄ニ北海道廳長官ニ町村長ハ大正十四年十一月三十日迄ニ支廳  
 長ニ提出スヘシ

第十六條 天災事變ノ爲メ大正十四年國勢調査施行令第十五條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサル  
 トキハ左ノ事項ヲ市長ハ北海道廳長官ニ町村長ハ支廳長ニ電報スヘシ

一、天災事變ノ種類及程度

二、調査完了見込期間

三、其ノ他必要ト認ムル事項

第十七條 市町村長ヨリ提出スヘキ調査區設定認可申請書國勢調査員推薦内申書用紙交付報告及世帯番  
 號札ハ左記ノ様式ニ據ルヘシ

第一號様式 國勢調査區設定認可申請書

番 號

年 月 日

何市(町村)長

北海道廳長官(支廳長)宛

國勢調査區設定認可申請

左記ノ通國勢調査區設定致度ニ付御認可相成度別紙略圖相添ヘ此段申請候也

記

國勢調査區域

調査區番號	區	域	世帯概數	人口概數	備考

注意

- 一、水面ノ調査區ヲ設定シタルトキハ其ノ旨備考ニ記入スヘシ
- 二、工場病院寄宿舎等チ一ノ調査區トナシタルトキハ其ノ名稱ヲ備考ニ記入スヘシ
- 三、添附スヘキ市町村略圖ニハ調査區ノ區域ヲ大字小字行政区等ニ依リタルトキハ其ノ區域ヲ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、鐵道、電信、電話線等ニヨリタルトキハ其ノ事柄ヲ略圖ニ明記スヘシ
- 四、略圖ニハ其ノ調査區域ヲ明ニスル爲メ調査區番號ヲ赤書スヘシ

第二號様式 調査員選任内申書

番 號



年 月 日

何市(町村)長

北海道廳長官宛

國勢調査員推薦ノ儀内申

左記ノ者本市町村國勢調査員トシテ適任ト被認候ニ付御推薦相成候様致度履歷ノ概要ヲ具シ此段内申候也

履歷概要

正員 備員	正	豫	住	所	職業	氏	名	生年月	履歷ノ概要	刑罰ノ有無

注意

一、履歷ノ概要ハ國勢調査員ノ資格審査上必要ナルモノノミナ簡單ニ記入スヘシ

第三號様式 申告書用紙交付報告書

番 號

年 月 日

北海道廳長官(支廳長)宛

申告書用紙交付報告

何市(町村)長

左記ノ通報報告候也

記

申告書受領枚數	調査員へ交付枚數	差	引	殘	備	考

注意

一、殘餘ナキトキ及交付總數ノ百分ノ五ニ滿タサルトキハ其ノ旨備考欄ニ記入スヘシ

第四號様式 世帯番號札

四寸

國勢調査	第	世帯第	號
調	調	調	調
査	査	査	査
區	區	區	區

寸二

國勢調査地方事務一覽

支	應	市	町	村	調	査	員
一、六月末日迄 一、町村統計主任ヲ召集シテ國勢調査事務ヲ指示ス			一、六月末日迄 一、統計主任支廳ニ於テ國勢調査事務ノ指示ヲ受ケ				
一、七月十日迄 一、町村長ヨリ提出シタル調査		一、七月十日迄 一、國勢調査區ヲ設定シ認可申	一、七月十日迄 一、國勢調査區ヲ設定シ認可申				







月	月 一 十	月 二 十
一、町村要計表ノ提出ヲ受ケ 十月三十一日迄 一、郡要計表及町村要計表ヲ長 官ニ進達ス 十一月三十日迄	一、町村長ヨリ結果表照査表及 申告書ノ提出ヲ受ケ 十一月三十日迄 一、内閣例示ノ順序方法ニ依リ 町村結果表ヲ作成ス 一、結果表照査表及申告書ヲ支 廳長ニ提出ス 十一月三十日以後 一、監督官廳ヨリノ質問ニ應シ 答申ヲ爲ス	十二月二十日迄 一、郡調査結果表及其他ノ調査 書類ヲ長官ニ進達ス 十二月二十日以後 一、監督官廳ヨリノ質問ニ應シ 答申ヲ爲ス
一、市要計表ヲ作成シ之ヲ長官 ニ提出ス 十一月三十日迄 一、町村要計表ヲ作成シ之ヲ支 廳長ニ提出ス	十二月二十日迄 一、内閣例示ノ順序方法ニ依リ 市結果表ヲ作成ス 一、結果表照査表及申告書ヲ長 官ニ提出ス 十二月二十日以後 一、監督官廳ヨリノ質問ニ應シ 答申ヲ爲ス	十一月三十日迄 一、内閣例示ノ順序方法ニ依リ 町村結果表ヲ作成ス 一、結果表照査表及申告書ヲ支 廳長ニ提出ス 十一月三十日以後 一、監督官廳ヨリノ質問ニ應シ 答申ヲ爲ス

大正十四年國勢調査水面區域調査手續

大正十四年九月  
北海道廳訓令第四十九號

第一條 水面區域ノ國勢調査ハ大正十四年國勢調査施行細則及調査員心得ニ據ルノ外本手續ニ據ルヘシ  
 第二條 國勢調査員ハ調査ノ時期ニ接近シタル期日ニ於テ各船舶ニ就キ出航期日ヲ聽取シ十月一日以後迄碇泊スル船舶ニ對シテハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ配付シ照査表ニ其ノ記入ヲ爲シ且方形ノ青色紙ヲ交付シテ前橋又ハ船首適當ノ箇所ニ貼附セシムヘシ

第三條 調査ノ時期前出航スル船舶ニシテ十月四日迄ニ始メテ内地ノ港灣ニ入港スルコト豫メ明ナル船舶ニ對シテハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ配付シ置キ調査ノ時期ノ現狀ニ依リ申告書ヲ作製シタル上入港シタル港灣所屬ノ市町村長又ハ國勢調査員ニ提出スヘキ旨ヲ告クヘシ  
 前項ノ場合ニハ方形ノ青色紙ヲ交付シテ前橋又ハ船首適當ノ箇所ニ貼附セシムヘシ  
 第四條 國勢調査員ハ十月一日拂曉ヨリ各船舶ニ就キ國勢調査申告書ヲ蒐集スヘシ  
 申告書用紙ノ配付ヲ受ケサリシ船舶ニ對シテハ之ヲ申告義務者ニ配付シテ直ニ記入ヲ爲サシメ又ハ國勢調査員代筆シテ申告書ヲ作製シ之ヲ蒐集スヘシ  
 前項ニ依リ直ニ申告書ヲ作製セシメタルモノハ之ヲ照査表ニ記入スヘシ  
 第五條 申告書ヲ蒐集シタル船舶ニ對シテハ方形ノ青色紙ヲ交付シテ前橋又ハ船首適當ノ箇所ニ貼附セシメ仍國勢調査申告濟證票ヲ申告義務者ニ交付スヘシ  
 第六條 十月四日迄適當ノ場所ニ監視船ヲ配置シ若クハ陸上適當ノ箇所ニ監視者ヲ置キテ其ノ期間内ニ入港シタル船舶ニシテ赤色紙ヲ貼附セサルモノ又ハ國勢調査濟證ヲ所持セサルモノアルトキハ第四條及第五條ニ依リ處理スヘシ  
 第七條 國勢調査濟證及前橋又ハ船首ニ貼附シタル青色紙赤色紙ハ之ヲ十月四日迄保存セシムヘシ



年齡、生年月對照表

正													大													年		
三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	號			
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	月			
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年			
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇			一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇		齡			
治													明													正 大		年
三	三	三	三	四	四	四	四	四	四	元			三	三	三	三	四	四	四	四	元				號			
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	月			
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年			
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	齡			
治													明													年		
二	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	號			
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	月			
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年			
三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	齡			

治													明													年												
一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	二	二	號													
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	月													
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年													
四	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	齡													
應慶													治													明		年										
二	三	元											二	三	元										號													
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	月													
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年													
五	五	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	四	齡													
嘉永													政													安		延萬		久		文		治元		應慶		年
六	元												六	元											號													
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	月													
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	年													
七	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	七	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	齡													







帝	國	干支	朝	鮮	支	那	西	紀	帝	國	干支	朝	鮮	支	那	西	紀
文化	一三年	丙子	開國	四二五年	嘉慶	二二年	一八一六	文政	一二年	己丑	開國	四三八年	道光	九一年	一八二九		
	一四年	丁丑		四二六年		二二年	一八一七	天保	元年	庚寅		四三九年		一〇年	一八三〇		
文政	元年	戊寅		四二七年		二三年	一八一八		二年	辛卯		四四〇年		一一年	一八三一		
	二年	己卯		四二八年		二四年	一八一九		三年	壬辰		四四一年		一二年	一八三二		
	三年	庚辰		四二九年		二五年	一八二〇		四年	癸巳		四四二年		一三年	一八三三		
	四年	辛巳		四三〇年	道光	元年	一八二一		五年	甲午		四四三年		一四年	一八三四		
	五年	壬午		四三一年		二年	一八二二		六年	乙未		四四四年		一五年	一八三五		
	六年	癸未		四三二年		三年	一八二三		七年	丙申		四四五年		一六年	一八三六		
	七年	甲申		四三三年		四年	一八二四		八年	丁酉		四四六年		一七年	一八三七		
	八年	乙酉		四三四年		五年	一八二五		九年	戊戌		四四七年		一八年	一八三八		
	九年	丙戌		四三五年		六年	一八二六		一〇年	己亥		四四八年		一九年	一八三九		
	一〇年	丁亥		四三六年		七年	一八二七		一一年	庚子		四四九年		二〇年	一八四〇		
	一一年	戊子		四三七年		八年	一八二八		一二年	辛丑		四五〇年		二一年	一八四一		

天保	一三年	壬寅	開國	四五年	道光	三三年	一八四二	安政	三年	丙辰	開國	四六五年	咸豐	六年	一八五六
	一四年	癸卯		四五二年		二三年	一八四三		四年	丁巳		四六六年		七年	一八五七
弘化	元年	甲辰		四五三年		二四年	一八四四		五年	戊午		四六七年		八年	一八五八
	二年	乙巳		四五四年		二五年	一八四五		六年	己未		四六八年		九年	一八五九
	三年	丙午		四五五年		二六年	一八四六	萬延	元年	庚申		四六九年		一〇年	一八六〇
	四年	丁未		四五六年		二七年	一八四七	文久	元年	辛酉		四七〇年		一一年	一八六一
嘉永	元年	戊申		四五七年		二八年	一八四八		二年	壬戌		四七一年	同治	元年	一八六二
	二年	己酉		四五八年		二九年	一八四九		三年	癸亥		四七二年		二年	一八六三
	三年	庚戌		四五九年		三〇年	一八五〇	元治	元年	甲子		四七三年		三年	一八六四
	四年	辛亥		四六〇年	咸豐	元年	一八五一	慶應	元年	乙丑		四七四年		四年	一八六五
	五年	壬子		四六一年		二年	一八五二		二年	丙寅		四七五年		五年	一八六六
	六年	癸丑		四六二年		三年	一八五三		三年	丁卯		四七六年		六年	一八六七
安政	元年	甲寅		四六三年		四年	一八五四	明治	元年	戊辰		四七七年		七年	一八六八
	二年	乙卯		四六四年		五年	一八五五		二年	己巳		四七八年		八年	一八六九



帝	國	干支	朝	鮮	支	那	西	紀	帝	國	干支	朝	鮮	支	那	西	紀
明治三年	庚午	開國四七年	光緒九年	一八七〇	明治六年	癸未	開國四九年	光緒九年	一八八三								
四年	辛未	四八〇年	一〇年	一八七一	七年	甲申	四九三年	一〇年	一八八四								
五年	壬申	四八一年	一一年	一八七二	八年	乙酉	四九四年	一一年	一八八五								
六年	癸酉	四八二年	一二年	一八七三	九年	丙戌	四九五年	一二年	一八八六								
七年	甲戌	四八三年	一三年	一八七四	一〇年	丁亥	四九六年	一三年	一八八七								
八年	乙亥	四八四年	光緒元年	一八七五	一一年	戊子	四九七年	一四年	一八八八								
九年	丙子	四八五年	二年	一八七六	一二年	己丑	四九八年	一五年	一八八九								
一〇年	丁丑	四八六年	三年	一八七七	一三年	庚寅	四九九年	一六年	一八九〇								
一一年	戊寅	四八七年	四年	一八七八	一四年	辛卯	五〇〇年	一七年	一八九一								
一二年	己卯	四八八年	五年	一八七九	一五年	壬辰	五〇一年	一八年	一八九二								
一三年	庚辰	四八九年	六年	一八八〇	一六年	癸巳	五〇二年	一九年	一八九三								
一四年	辛巳	四九〇年	七年	一八八一	一七年	甲午	五〇三年	二〇年	一八九四								
一五年	壬午	四九一年	八年	一八八二	一八年	乙未	五〇四年	二一年	一八九五								

明治二九年	丙申	建陽元年	光緒三年	一八九六	明治四四年	辛亥	宣統三年	一九一一
三〇年	丁酉	光武元年	二三年	一八九七	大正四年	壬子	中華民國元年	一九一二
三一年	戊戌	二年	二四年	一八九八	二年	癸丑	二年	一九一三
三二年	己亥	三年	二五年	一八九九	三年	甲寅	三年	一九一四
三三年	庚子	四年	二六年	一九〇〇	四年	乙卯	四年	一九一五
三四年	辛丑	五年	二七年	一九〇一	五年	丙辰	五年	一九一六
三五年	壬寅	六年	二八年	一九〇二	六年	丁巳	六年	一九一七
三六年	癸卯	七年	二九年	一九〇三	七年	戊午	七年	一九一八
三七年	甲辰	八年	三〇年	一九〇四	八年	己未	八年	一九一九
三八年	乙巳	九年	三一年	一九〇五	九年	庚申	九年	一九二〇
三九年	丙午	一〇年	三二年	一九〇六	一〇年	辛酉	一〇年	一九二一
四〇年	丁未	隆熙元年	三三年	一九〇七	一一年	壬戌	一一年	一九二二
四一年	戊申	二年	三四年	一九〇八	一二年	癸亥	一二年	一九二三
四二年	己酉	三年	宣統元年	一九〇九	一三年	甲子	一三年	一九二四
四三年	庚戌	二年	一九一〇	一四年	乙丑	一九二五	一四年	一九二五



國勢調査質疑解答

世帯

- 一問 左記ノ場合ハ之ヲ一世帯ト看做シ可然哉  
 (イ) 調査日時現在市町村内ノ假小屋ニ行旅病人一人アル場合  
 (ロ) 調査ノ日時現在市町村内ノ或ル箇所ニ數人ノ浮浪人カ野宿セル場合  
 (ハ) (ロ)ノ場合ハ普通世帯ナルヤ又ハ準世帯トシテ扱フモノナルヤ  
 (ニ) (イ)ノ場合行路病人收容所タル假小屋ナラハ一ノ準世帯トシ、然ラサル場合ハ一ノ普通世帯トスルコト  
 (ホ)ノ場合ハ一ノ準世帯ト看做シ取扱フコト  
 廣島縣
- 二問 元家族中戸籍上分家シタルモ現在本家ニ家族ト共ニ同居シ家計ヲ共ニセル者ニ付テハ如何ニ記入スヘキヤ (兵庫縣)  
 答 本家ノ世帯ニ屬スル者ナルカ故ニ本家ノ申告書ニ記入スルコト
- 三問 別ニ住居ナ有スル者ハ一世帯トスノ程度範圍  
 同一構内又ハ一棟ノ家屋内ニ在ル家族親族互ニ分房シテ各別ニ家計ヲ立ツルモノ又ハ家計(炊爨)ヲ共ニスルモノハ各別世帯ト看做スヘキヤ  
 北海 道
- 四問 別ニ家計ヲ立ツルモノハ一世帯トスノ程度範圍  
 家計トハ炊爨ヲ共ニスルモノト解釋スレハ準世帯ノ寄居人、下宿人モ亦普通世帯ノ一員トナルモノニアラスヤ又經濟ヲ共ニスルモノト解釋スレハ一家族中ト雖經濟ヲ異ニスルモノハ全部別世帯トナルニ非スヤ  
 北海 道
- 五問 煉瓦製造販賣業タル某煉瓦株式会社所有ノ運送船中運搬夫タル世帯主及妻子ハ其ノ船内ニ居住シ主人ノ母ハ老年ナルカ故陸上ノ家屋ニ起臥セシメ飲食物ハ船中ヨリ供給スル者アリ是等同一調査區同一家計ナル場合ハ合シテ一世帯ト看做シ申告セシムヘキヤ又ハ老母ノ方ハ世帯主不在ノ例ニ準シ別ニ申告セシムヘキヤ  
 栃 木 縣
- 六問 別箇ノ世帯ナル場合ニハ老母カ一方ノ世帯主ナリ  
 住居ナ有スル者ニシテ其ノ住宅以外ニ別ニ工場ナ有スル者アリ業主、雇人等ハ當ニ工場ニ在リテ職業ニ從事シ業主ハ住宅ニテ起臥飲食ヲ爲スナ例トスルモ獨リ雇人ニ在リテハ住宅ニテ飲食ヲ爲スモ工場ニテ起臥スルヲ常トセリ此ノ如キ場合ニ於テハ雇人ハ工場ニテ起臥セルモ當ニ飲食等ノ爲住宅ニ往來セルモノナルヲ以テ右等ハ十月一日午前零時ノ現在ニ於テハ他ノ者カ宿直等ノ爲世帯ナキ場所ニ在リタル者ノ例ニ準シ其ノ住宅ニ歸ルヘキモノト看做シ調査スヘキモノナルヤ  
 奈 良 縣
- 七問 單一寢室カ工場内ニ在ルニ過キサル故業主ノ世帯員トシテ記入スルコト  
 同一人カ住居ト家計トナ異ニスル場合ハ各一世帯トスヘキヤ假令ハ或ル工場ノ使用人カ當ニ工場ニ於テ起臥シ倉事ハ工場主ノ家庭ニ於テ爲ス場合ノ如シ  
 北 海 道
- 八問 單一寢室カ工場内ニ在ルニ過キサル故工場主ノ世帯員トシテ記入スルコト  
 某料理店(甲調査區)ノ女中ニシテ乙調査區内他家ノ一間ヲ借り受ケ飲食ハ主人方ニテナシ毎夜午前一時頃歸リ單ニ起臥ノミナ爲ス者ハ雇人トシテ料理店主ヨリ申告スヘキヤ又ハ單獨普通世帯トシテ女中ヨリ申告スヘキモノナルヤ  
 栃 木 縣
- 九問 十月一日午前零時ニ主人ノ世帯ニ在ル者ハ別ニ自己ノ世帯ノ有無ニ拘ラス主人ノ世帯ニ於テ申告スヘキハ勿論ナリ  
 十月一日午前零時時藝妓寄留所(藝妓ヲ合宿セシムヘキ縣ノ規定)ニ在リ日出後抱主ノ家ニ歸リタル藝妓ハ同寄留所ニ於テ準世帯ノ形式ヲ以テ申告スヘキヤ又抱主ニ於テ世帯ノ一人トシテ申告スヘキヤ  
 富 山 縣
- 一〇問 單一寢室カ藝妓寄留所ニ在ルニ過キサルモノナルトキハ抱主ノ世帯員トシテ記入スルコト  
 貨座敷、置屋ニ在ル娼妓、藝妓ハ之ヲ營業主又ハ其ノ他ノ世帯主ノ世帯ニ屬スルモノトシ遊客ハ之ヲ準世帯トシテ取扱ヒ可然ヤ  
 神 奈 川 縣

- 答 然リ  
 一一問 下宿屋ニアラサル家ニ寄宿セル官吏ノ如キモノハ單身者ト雖一世帯トシテ調査シ學生ノ如キモノハ來客ノ例ニ準シ其ノ世帯中ニ



加へ記入スヘキカ

答 下宿屋ニ非サル家ニ寄宿スル者ハ官吏タルト學生タルトナ問ハス其ノ世帯ノ一員トスルコト

二二問 患者ヲ收容スル醫院ハ下宿業ト同様普通世帯ト準世帯ト二通ノ申告書ヲ要スル義ナルヤ而シテ事務員、薬剤師、看護婦等ハ普通世帯ニ記入シテ可ナリヤ

右醫院内ノ一室ヲ借り受ケ患者ノ家族付添人トシテ患者ト共ニ自炊スル者ハ準世帯トシテ可ナルヤ又ハ普通世帯ナルヤ

(廣島縣)

答 病室ヲ有シ患者ヲ收容スル醫院ニ在リテハ患者及付添人等チ一ノ準世帯トシ醫院ノ雇人タル事務員、薬剤師、看護婦等ハ世帯ノ一員トスルコト

後段ノ場合ハ準世帯トシテ取扱フコト

(熊本縣)

二三問 旅店ニ於テ一時的ニ間借自炊ヲ爲ス者ハ準世帯トスルヤ又ハ普通世帯トスルヤ

答 明ニ普通世帯ナリト認ムヘキモノハ一時的ト雖準世帯ニ屬セサル別ノ世帯トスルコト

二四問 素人下宿ノ下宿人ハ別ノ準世帯トシナイトアリ左ノ場合ハ如何ニスヘキカ

一、甲ナル者乙ナル家ノ一室ヲ借り受ケ其ノ家ヨリ賄ヲ受ケ月月一定ノ對價ヲ支拂フトキ(所謂素人下宿ノ下宿人)ハ乙ナル普通世帯ノ一員即チ同居人トナスヘキカ又ハ家計ヲ別ニスル者ト認メ別箇ノ普通世帯トナスヘキカ

(山口縣)

答 素人下宿ノ下宿人ハ其ノ普通世帯ノ一員トシテ記入スヘキモノニシテ別箇ノ世帯トセサルコト

(北海道)

二五問 温泉場ノ自炊浴客ハ普通世帯トスルカ

答 明ニ普通世帯ト認メラルモノノ外ハ温泉場ノ準世帯員トスルコト

(北海道)

二六問 病院内病室ニ於テ病人以外ニ家族全部同居シ自炊シ居ルモノハ普通世帯トスルカ

答 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

(北海道)

二七問 病院付添看護人病室ニ於テ自炊シ居ルモノハ普通世帯トスルカ

答 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

(北海道)

二八問 寄宿舎、病室、行旅病人收容所、合宿所ノ類ハ一校、一病院、一收容所又ハ一會社ニ屬スル毎ニ一ノ準世帯ヲ構成スルモノニシテ一棟、一構内又ハ一室毎ニ一ノ準世帯ヲ爲スモノニアラスト認ムレトモ爲念御意見承知シタシ

(神奈川縣)

答 同一構内ニ於テハ棟數ノ如何チ問ハス寄宿舎、病院、收容所、合宿所等種類名稱ヲ異ニスル毎ニ一ノ準世帯トスルコト

一九問 準世帯ノ一場屋ノ意義ニ關シ例ヘハ一構内ニ寄宿舎五ヶ所共管理者アル場合ハ一ヶ所一世帯トナスヘキカ將タ一構内チ一世帯トナスヘキカ

(岡山縣)

二〇問 病院勤務ノ事務員、受付、門番等ノ係員カ病院内ニテ起臥飲食シツ、アル場合ニ於テハ申告書記入心得(世帯ニ於ケル地位ノ二)ニ依リ申告スヘキモノナルモ若シ係員等自己ノ計算ニテ(數人共同自炊)飲食スル者アル場合ハ別ニ申告スヘキモノナルヤ

(愛知縣)

答 事務員、受付、門番等ノ係員カ病院ノ準世帯ニ屬スル場合ハ病院ノ申告書ニ記入セラルヘキハ勿論ニシテ其ノ世帯ニ於ケル地位ノ記入方ハ申告書用紙世帯ニ於ケル地位ノ二ニ依ルモノナリ、然レトモ係員等カ別ニ附屬建物等ニ於テ共同自炊スル者ハ別箇ノ準世帯トシ別ノ申告書ヲ作成スヘキモノトス

(愛知縣)

二二問 貧民又ハ孤兒等ヲ收容シ慈善的事業ヲ營ム者ノ業主及家族ハ普通世帯トシテ可ナルモ被收容者ハ如何ニ取扱フヘキヤ

(愛知縣)

答 被收容者ノ一團チ一ノ準世帯トスルコト

(北海道)

二三問 貸座敷、料理店ニ於テ申告スルトスレハ準世帯ノ一員トスヘキヤ普通世帯ノ一時宿泊人トスヘキヤ

(北海道)

答 貸座敷、料理店ニ於ケル營業上ノ客ノ類ハ之チ一ノ準世帯トスルコト

(島根縣)

二四問 乞食等事實橋下其ノ他ニ居住シ居タルトキ右チ準世帯又ハ普通世帯トシテ番號札ヲ貼付スヘキモノナリヤ又ハ番號札ヲ貼付シタルモノトシテ取扱フヘキモノナリヤ

(愛知縣)

答 居住スト認ムヘキ所ニハ世帯番號札ヲ貼付スルコト

(愛知縣)

二五問 獨身者ニシテ一定ノ世帯ヲ有セス本業ハ町村書記ニシテ副業トシテ銀行ノ宿直ナナスモノアリ然シテ銀行ニ一夜役場ニ一夜ト交

(愛知縣)

五宿直ナ爲シアリ何レヨリ申告スヘキヤ

(愛知縣)

答 調査ノ當夜宿直シタル場處ニ世帯アリタルトキハ其ノ世帯ノ一員トシテ申告シ世帯ナキトキハ宿直シタル場處ニ單獨ノ世帯アルモノトシテ申告スルコト

(愛知縣)

二六問 左記場合ハ別ニ一世帯トセス世帯主ノ申告書ニ記入シ差支ナキヤ

(愛知縣)

(イ) 老夫婦隠居シ食事ハ共ナルモ其ノ他ノ經濟ハ一切別ナル場合但シ居所ハ同一家屋内ニ居ル者ト主家ノ附屬建物中ニ居ル者トノ

二例アリ

(愛知縣)

(愛知縣)

(愛知縣)

(愛知縣)

(愛知縣)

(愛知縣)



(ロ) 世帯主ノ弟ニシテ世帯主ト經濟ヲ異ニセル場合但シ食費ハ若干世帯主ニ支拂フモノト全ク支拂ハサルモノトアリ

(新潟縣)

答 各別ノ世帯トセサルコト

二六問 大商店ニシテ多數ノ雇人ナ有スル世帯ニ於テ主人及其ノ家族ノミハ別ノ場所ニ住居シ店員ノミ商店ニ居住スルモ其ノ衣食等ハ主人ヨリ給セラレ主人ト家計ヲ同フスルモノアリ店員等ノ住居ハ下宿其ノ他家計ヲ共ニセサル者ノ集合ニアラサルヲ以テ準世帯ト認メ難キカ如シ此場合ハ二箇ノ普通世帯ト解スヘキモノナルヤ

(東京府)

答 二箇ノ普通世帯トス

二七問 (イ) 素人下宿ノ家ニ賄料ヲ支拂ヒ數人下宿スル學生生徒ハ家計ヲ異ニスルモノナルヲ以テ普通ノ一世帯ト爲シ各自ニ申告書ヲ交付シ記入申告セシムヘキヤ

(ロ) 藝妓、娼妓、酌婦中ニハ自前持ト稱シ衣食費ヲ自辨シ只單ニ同居營業スル者アリ是等モ前項ノ如ク別ノ世帯トナスヘキヤ

(三重縣)

答 (イ) 素人下宿ノ世帯員トシ別箇ノ世帯トセサルコト

(ロ) 別ノ世帯トセサルコト

二八問 軍人又ハ勤人等ニシテ家族ト共ニ旅人宿又ハ下宿屋ノ一室ヲ借リ受ケ一見普通ノ世帯ト何等異ナル所ナキモ業主ヨリ賄ヲ受ケツ、アルモノアリ此レ等ハ勿論準世帯トスヘキハ當然ノ如クナルモ租税ノ關係夫婦共稼住宅拂底等種々ナル事情ノ爲メ實際一戸ヲ構フヘキ性質ノモノニシテ構ヘサル者甚タ多シ此レ等ハ其ノ性質ニ依リ普通世帯トシテ差支ナキヤ又素人家ノ一室ヲ借リ住居ヨリ賄ヲ受ケツ、アル者及家主ヨリ賄ヲ受ケル者モ同様ニ解シ差支ナキヤ

(新潟縣)

答 明ニ別ノ普通世帯ト認メラル、モノ、外ハ準世帯員又ハ素人家ノ世帯員トスルコト

二九問 學生又ハ勤人ニシテ數人共同ニテ一家又ハ一室ヲ借リ受ケ共同自炊ヲ爲ス場合ハ各自願番ニ自炊スルト或ハ下女ヲ備フテ炊事セシムルトナ問ハス準世帯トシテ差支ナシト思惟スルモ素人家ノ一室ヲ借リ共同自炊ヲ爲ス場合ハ合宿所ト看做シ準世帯トスヘキヤ否

(新潟縣)

答 數人共同シテ一家ヲ借リ受ケ自炊スル如キ場合ハ準世帯トシ、一室ヲ借受ケ自炊スル場合ハ普通世帯トスルコト

三〇問 學生又ハ勤人等ニシテ間借自炊ノ場合ハ單獨ニテモ普通世帯ナル點ニ於テハ疑義ナキモ下宿屋等ニ依リテハ殆ト間借自炊ノ所アリ此レ等ハ間借自炊者全部ヲ一ツノ準世帯トシテ差支ナキヤ

(新潟縣)

答 然リ

三一問 二人以上(二三名或ハ十數名ノ者)共同シテ一戸ヲ構ヘ下女ヲ雇入レテ賄ヲ爲サシメ其ノ費用ヲ各自均等分擔スルモノハ之ヲ準世帯トシテ取扱フヘキモノナルヤ

(東京府)

答 然リ

三二問 教會所ニ罷リ各自々炊チナスモノアリ此等ハ悉ク普通世帯トシテ調査シ可然哉

(鳥取縣)

答 一ノ準世帯トスルコト

世帯主及申告義務者

一問 獨身ニテ目下現役軍人トシテ當時隊内ニ起臥スル者アリ而シテ其ノ留守宅ハ雇人ナシテメツ、アリ此ノ場合雇人ハ申告義務者トシテ申告スヘキモノナルヤ若シ右現役軍人カ偶々調査ノ時期ニ休暇歸宅(九月三十日歸宅)シタリトセハ世帯主トシテ軍人ヨリ申告スヘキモノナルヤ

(愛知縣)

答 此ノ場合ハ主人ノ世帯ナクシテ雇人ノ世帯アリト認メラル、カ故ニ偶々歸宅シタル軍人ハ雇人ノ世帯ノ來客ナリ

二問 世帯主ハ戸主ニ限ラス世帯ナ主宰スル者トノ事ナラハ他家ニ在ル親族(又ハ他人)ニヨリ管理サルル遺産ニヨリ起居通學シ居ル未成年者ニシテ記入スヘキモノニアラサルカ

(鳥根縣)

答 未成年者ニシテ財産ヲ自ラ管理セサル者ト雖モ其ノ世帯内ノ最高權力者ナルトキハ世帯主ナリ

三問 戸主ハ全ク幼弱者ニシテ父母共ニ無ク(又ハ禁治産者ニシテ)後見人アルモ住居ヲ別ニシ其ノ世帯内ニハ他ニ親族關係者ナク雇人ノミニシテ其ノ番頭後見人ノ指揮監督ヲ受ケ經營セル商店アルトキ其ノ世帯主申告義務者ハ何人ト爲スヘキヤ

(神奈川縣)

答 此ノ場合ハ幼弱者ナリト雖世帯主ニシテ申告義務者ナリ

四問 全ク居所ヲ別ニスルモ親族(又ハ他人)ノ保護ノミニヨリ起居通學シ居ル者ハ親族ノ世帯中ニ掲上セラルヘキモノナリヤ或ハ被保護者ヨリ右親族ノ者ヲ不在世帯主欄ニ記入スルモノナリヤ若シ後段ニ據ルトセハ被保護者ノ世帯上ノ地位ハ如何ニ記入スヘキヤ或ハ右ノ場合ニ於テモ全ク被保護者ヲ單ニ「主人」トシテ記入スヘキヤ

(鳥根縣)

答 親族又ハ他人ノ保護ヲ受クルト雖被保護者カ明ニ別箇ノ世帯ヲ成スト認ムヘキ場合ハ被保護者カ世帯主ナリ

五問 世帯主カ假令ハ漁業ノ使メ出漁シ調査時刻ニ其ノ家ニ在ラス且十月一日午前八時迄ニ歸宅セサルモ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ル



ヘキトキハ申言ハ其ノ世帯主ヨリスヘキカ又ハ世帯ノ管理者ヨリスヘキカ

(兵庫縣)

答 世帯主ノ名義ニテ管理者ヨリ申告スルコト但シ此ノ場合世帯主ハ記入ノ範圍(ろ)ニ當ルモノナルカ故ニ氏名欄初筆ニ記入シ不在ノ世帯主ノ箇所ニ記入セサル様注意スヘシ

六問 記入ノ範圍(ろ)ニ當ル者午前八時ニ歸ラス而モ其ノ者カ世帯主タル場合ニハ世帯主以外ノ者カ世帯主ニ代リ世帯主ノ名ニ依リ申告シ差支ナキヤ

(北海道)

答 然リ

七問 記入ノ範圍(は)後段ノ場合ニ於ケル申告ハ當該世帯主ノ義務ナルヤ將又旅行者本人カ世帯主ニ申告スヘキ義務アリテ當該世帯主ハ本人ノ申告ヲ俟ツテ記入スルヲ本旨トスルヤ

(三重縣、兵庫縣)

答 當該世帯主ニ申告義務アルカ故ニ此ノ場合ニ世帯主ハ到着シタル旅行者ヲ詳細取調ヘ申告スルヲ要ス

八問 一人カ數箇ノ世帯ノ世帯主タルコト差支ナキヤ而シテ右ノ場合ニハ一世帯以外ニ於テハ全部不在世帯主トシテ記入スヘキヤ

(北海道)

答 一人ニシテ數箇ノ世帯主タルコトハ例ヘハ本宅ノ外ニ別荘ヲ有シ双方ニ家族雇人等ヲ置キ主人ハ本宅別荘交互ニ往復住居スル如キ場合ニ限ル、故ニ調査ノ時期ニ現在セサル世帯ニテハ不在世帯主ノ箇所ニ記入ヲ要ス

九問 一人ニテ數箇所ニ支店ナ有スルモノハ本店主人ヲ申告書届出義務者トスルカ

前項支店ニ支店長又ハ支配人等アル場合ハ無論其ノ者ヲ世帯管理者トスヘキモ然ラサル場合ハ其ノ本店主人ノ捺印ヲ要スルカ

答 業務上ノ指揮監督ト世帯ノ管理トハ全ク別事ナリ、若シ支店ニ世帯アラハ支店長支配人其ノ他何人ニテモ事實其ノ世帯ヲ主宰スル者ヲ申告義務者トシ本店主人ノ捺印ヲ要セサルハ言ナ候タス

一〇問 官公署又ハ學校ノ小使等ニシテ其ノ官公署又ハ學校ヲ自己ノ住宅ノ如ク居住シ期日前夜ヨリ引續キ寢食セルモノ、如キハ其ノ官公署長又ハ學校長ヲ管理者トシテ調査スヘキモノナリヤ

(兵庫縣)

答 小使カ官公署又ハ學校内ニ世帯ヲ有スル場合ハ小使ノ其ノ者カ申告義務者ナリ

一一問 主人ト妾ト數年同様シ小供數人アリ主人モ妾モニテ或ル事業ヲ經營セリ一方正妻ハ數人ノ子供ト主人ノ父母ト別ニ一家ヲ立ツル場合ニ於テハ申告書ニ通テ調成スルコト、ナルモ主人ト妾ト同様ノ申告書ニハ主人カ申告義務者トナリ妾トシテ申告ス又一方正妻ハ世帯管理者トシテ申告書ノ不在ノ世帯主欄ニ自分ノ夫ヲ記入シテ申告ス然ルトキハ一夫多妻トナルハ差支ナキヤ又第一ノ場合ニ國勢調査員ハ近隣ニ於テ妾ト認ムル者ハ世帯ニ於ケル地位並配偶ノ關係ヲ適宜訂正スル權能アリヤ

(廣島縣)

答 配偶アル男ノ數ト女ノ數ト一致セサルコトアルモ事實ナラハ差支ナシ、正妻カ數人ノ子供ト主人ノ父母ト共ニ一世帯ヲ成セル場合ニハ正妻ハ其ノ世帯主ナリ、國勢調査員カ申告書記人ノ事實ノ誤レルコトヲ知リタルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシムルコト

一二問 浮浪人乞食等カ調査期ニ於テ偶々他人ノ建物内ニ在リテ(勿論來客同居人ニアラス)他ノ世帯ニ記入ナキコト明ナル場合ニ於テハ該建物管理人ハ之ヲ申告書ニ記スヘキモノナルヤ

(山梨縣)

答 浮浪人乞食等偶々調査期ニ他人ノ建物内ニアルモノ(例ヘハ軒下ニ居ルカ如キ者)其ノ建物ノ管理者ヨリ申告スルヲ要セス、其ノ軒下ニ在ル者ヨリ申告セシムルコト

一三問 豫メ明ナラサル汽車旅行中ノ者十月一日午前八時迄ニ到着シタル當該世帯ノ世帯主ハ既ニ自己世帯内ノ事實申告済ナル場合ト雖尙ホ來客、同居人、雇人等該旅行到着者ノ事實ニ應シ新ニ申告書ヲ作成シテ申告スヘキ義ナルヤ又ハ該旅行者自ラ申告書ヲ作成申告スベキ義ナルヤ、尙ホ旅行者カ世帯主ニアラサル場合ハ如何ナル形式ニ記入申告セシムルノ御意見ナルヤ

(神奈川縣)

答 申告書提出ノ後何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシ者ノ來リタル場合ハ到着シタル世帯ノ申告義務者ヨリ國勢調査員又ハ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出テ追記セシムルコト尙當該到着者カ世帯ノ主人ナルトキハ不在ノ世帯主ニ關スル記入ヲ抹消セシムルコト

一四問 警察署内ニ保護中ノモノ又ハ一時留置場ニ拘留中ノモノハ其ノ長ヨリ申告スルヤ

(熊本縣、愛知縣、廣島縣、奈良縣、兵庫縣、東京府、三重縣)

答 準世帯トシテ警察署長分署長等ヨリ申告スルモノトス

一五問 行旅病人又ハ神病者ニシテ他ノ市町村内ニ救護所又ハ監置所ヲ設ケ救護又ハ監置ヲ爲セル場合ハ管理者タル市町村長ヨリ申告セシムヘキモノナルヤ又ハ本人ヲシテ申告セシムヘキモノナルヤ若シ前段ノ如シトスレハ當該市町村長ハ救護所又ハ監置所々在地ノ市町村内ニ申告代理人ヲ定メシムルヲ要スル義ニモ可有之ヤ

(熊本縣)

答 此ノ場合ハ當該救護所又ハ監置所等ヲ事實管理スル者ヲ申告義務者トス

一六問 行路病人調査ノ當日途上發見シタル場合ニ於ケル調査ニ關シテハ如何處理スヘキモノナルヤ

(岡山縣)

答 救護機關ノ場屋ニ收容シタル場合ハ其ノ場屋ヲ事實管理スル者ヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシメ然ラサル場合ハ普通世帯トシテ取扱フコト

一七問 棄兒、迷兒、行旅病人ハ一箇獨立ノ世帯ヲ有スル者トシテ取扱フヘキモノナルヤ且此ノ場合ニ於テ町村長之ヲ申告スヘキモノト

(愛知縣、埼玉縣)

セハ其申告ハ準世帯ノ形式トナルヘシ果シテ然ルヤ

答 救濟機關ノ場屋ニ收容シタル場合ハ其場屋ヲ事實管理スル者ヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシメ然ラサル場合ハ普通世帯トシテ取扱



扱フコト

一八問 世帯主不在ナル場合ニ申告者氏名ノ右肩ニ後見人補佐人又ハ代理人等ノ肩書ヲ爲サシムヘキヤ

(神奈川縣)

答 肩書ヲ要セス

一九問 一人ニシテ二個ノ世帯主トシテ記入セラルル、場合アリ已ムヲ得サルヤ例ヘハ轉勤轉宅者等ニシテ或ル事情ノ爲メ家族全部一時ニ引越スコトヲ得ス先ツ世帯主ト共ニ一部ノ家族ノミ引越セル場合又ハ農業者ノ世帯主ニシテ長男ト共ニ調査期當時ニ山中ニ住居シ製炭業ニ従事スル場合、漁業ノ世帯主ニシテ弟ト共ニ調査當時ニ住居ヲ有スル船舶ニ在ル場合等アリ以上ノ場合ニ於テハ不在世帯主ノ世帯ニ於テハ自然不在世帯主ノ記入ヲ爲スヲ以テナリ

(新潟縣)

答 一人ニシテ二箇ノ世帯主タルコトアリ斯ル場合何レカ一方ハ不在世帯主トシテ記入セラルヘキモノナリ

二〇問 世帯主カ未成年者ナル場合ニ於テ之カ申告義務ノ能力ノ最低年齢ハ何歳トナスヤ

(大阪府)

答 年齢ニ關係ナシ

二一問 十月一日午前零時ニ汽車電車世帯ナキ舟筏又ハ陸路ノ旅行中ナルコト豫メ明カナル者ノ最後ニ出發シタル世帯及又豫メ明カナラズ者ノ十月一日午前八時迄ニ始メテ到着シタル世帯ノ決定ハ世帯主カ決定スヘキモノナルヤ旅行者本人カ決定シ世帯主ニ申告スヘキモノナルヤ又世帯主ト旅行者本人カ決定シ世帯主ニ申告スヘキモノナルヤ又世帯主ト旅行者本人トノ合意ニ依リ決定スヘキモノナルヤ

(福島縣)

答 旅行者ニ開質シ世帯主決定スヘキモノナリ

記入ノ範圍

二二問 通勤ノ雇人ニシテ當夜該時刻ニ主人ノ家ニ在リタル者ハ假令世帯ノアル場所ト雖モ一時ノ不在者ナレハ本人ハ世帯ニ現在シタル者トシ調査スヘキモノナルヤ

(奈良縣)

答 申告書記入ノ範圍(い)ニ當ルモノナルカ故ニ主人ノ世帯ニ於テ申告セラルヘキモノナリ

二三問 十月一日午前零時ニ世帯アル假令ハ料理店貸座敷等ニ在ル通勤ノ仲居酌婦妓女等ハ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルモノモ雇主又ハ店主ノ世帯ニ於テ申告スヘキヤ

(兵庫縣)

答 然リ

二四問 記入ノ範圍ニ於テ(ろ)「世帯なき場所に在リたる」とキトアルモノ十月一日午前零時ニ急用ノ爲他家ヲ訪問シ又ハ遊興ノ爲妓樓ニ在リ

シ場合ハ其ノ當人ノ世帯ニ在リタル者トシテ記入スヘキ御趣旨ナレハ世帯ノ有無ハ重キヲ置クニ及ハサルコト、心得可然哉

答 記入ノ範圍(ろ)ハ世帯ナキ場處ニ在リタル場合ニ限ル

例示ノ如キ場合(い)ニ依リ其ノ現在シタル世帯ニ於テ申告セラルヘキモノナリ

二五問 旅館、遊廓、待合(甲市)ノ來客ニシテ十月一日留留ノ者ハ旅館主、待合主等ニ於テ來客トシテ申告スヘキモノナルヤ若シ然リトセハ乙村ノ家庭即チ世帯ニ於テハ一日朝歸宅スルモノトシテ世帯主ヨリ申告スルニ於テハ彼此重複ス之ヲ避クル良法如何

(栃木縣)

答 旅館、遊廓、待合等世帯アル場所ニ在リタル者ハ申告書記入ノ範圍(い)ニ依リ其ノ世帯ニ於テ申告セラルヘキモノ不在ナルニ拘ラス家庭ニ於テ申告セラル、ハ同(ろ)ノ場合ニ限ルカ故ニ例示ノ如キ彼此重複セサル答ナリ、尙實際重複ノ虞アラハ(い)(ろ)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

二六問 貸座敷及料理店遊興者ニシテ調査時期ニ現在セル者ハ貸座敷料理店ニ於テ申告スヘキヤ自己ノ世帯ニ於テ申告スヘキヤ若シ貸座敷料理店ニ於テ申告スルコト、スレハ重複申告サル、場合多カルヘシ

(北海道)

答 貸座敷、料理店等世帯アル場處ニ在リタル者ハ申告書記入ノ範圍(い)ニ依リ其ノ世帯ニ於テ申告セラルヘキモノ不在ナルニ拘ラス自己ノ世帯ニ於テ申告セラル、ハ同(ろ)ノ場合ニ限ルカ故ニ例示ノ如キ彼此重複セサル答ナリ、尙實際重複ノ虞アラハ(い)(ろ)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

二七問 醫師、産婆等ニシテ九月二十九日ヨリ患者ニ赴キ十月一日中ニ歸宅スヘキ旨ヲ告ケテ出發シタリ依テ各自自己ノ世帯ヨリ申告シタリ然ルニ患者ノ状況ニテ一日中ニ歸宅シ得サリシ爲患者ニテモ申告シタリ如斯重複ノ場合ハ如何ニ取扱フヘキヤ

(愛知縣)

答 調査ノ時期ニ患者ニ在リタル者ハ世帯アル場處ニ在リタルモノナルカ故ニ自宅ノ世帯ヨリ申告スヘキモノニ非ス從テ例示ノ如キハ彼此重複セサル答ナリ、尙實際重複ノ虞アラハ申告書記入ノ範圍(い)(ろ)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

二八問 醫師患者ノ求メニヨリ九月三十日午後十一時往診十月一日午前零時ニ患者ニ現在シタルトキハ患者ニ於テ申告スヘキヤ

(兵庫縣)

答 然リ

二九問 世帯ナキ場所ニ行ク豫定ノ者世帯アル他ノ場所ニ行キタル場合ハ自宅申告ノモノト重複スヘシ此ノ場合ノ取扱方如何



答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

九問 午後十時頃急用出来シ午後十二時頃帰宅ノ豫定ニテ出發セリ依テ申告義務者ハ右時刻ニ帰宅スルモノトシテ申告書ニ記入ス然ルニ其ノ者豫定ヲ變更シ途中ニテ旅舎ニ止宿セリ此ノ場合ニ於テハ自宅ニ記入シ又旅舎ニ於テモ申告書ニ記入セハ重複ナ生ス此場合如何

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

一〇問 申告書記入ノ範圍(イ)ニ於テ「十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキ者云々」トアルモ九月三十日ヨリ引續キ夜業勤務シ十月二日ニ至ラサレハ帰宅セサルコト明ナル職工等ハ如何ニ取扱フヘキヤ右「十月一日中」ト限定セラレタル事由御示シアリタシ

答 十月一日中ト限定シタルハ成ルヘク現在調査ノ主義ニ副ハシメシカ爲ナリ然レトモ明ニ例示ノ如ク他ノ世帯ニ於テ申告セラルハコトナク十月二日ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキモノハ施行細則第八條ノ規定ニ依リ追加申告スヘキモノナルカ故ニ便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

一一問 十月一日以前ヨリ引續キ山稼等ノ爲メ他出シ調査當日不在ノ者ハ假令一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラサル者ト雖一時ノ延長ト見做シ世帯ニ於テ申告セシムヘキカ

答 他ノ世帯又ハ出先ニ於テ申告セラレス且十月四日迄ニ歸ル者ニ限り便宜豫メ自己ノ世帯ニ於テ申告セシムルコト

一二問 病院ニ於ケル入院患者ノ見舞客ニシテ病室ニ同宿セルトキ如何ニ記入スヘキ哉

答 病院ノ準世帯ノ一員トシテ記入スルコト

一三問 旅人宿等ニ於テハ九月三十日又ハ其ノ以前ニ出發スル旅客ニ對シ十月一日午前八時迄ノ間ニ於ケル所在ヲ質シ其ノ答ニ依リテ記入ノ可否ヲ定ムヘキ義ナルヤ

答 然リ

一四問 施行令第二條第二項調査時刻後四日以内ニ帝國ノ港灣ニ入りタル者ノ申告ハ新ニ申告書ヲ作成スヘキカ又ハ既ニ提出シタル申告書ニ追加記入セシムヘキカ

(神奈川縣)

(愛知縣)

(東京府、神奈川縣)

(岡山縣)

(長野縣)

(山梨縣)

(兵庫縣)



答 始メテ入港シタルトキ其ノ船ニ於テ申告書ヲ作成スルコト但シ船ニテ申告セラレスシテ世帯ニ入りタル者ハ其各ノ世帯ノ申告義務者ヨリ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ其ノ世帯ノ申告書ニ追加セシムルコト

一五問 (ろ)十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラス數日後自己ノ世帯ニ歸ルヘキコト明カナル者ハ(ろ)ノ如ク自己ノ世帯ヨリ申告シテ可ナルヤ

答 他ノ世帯又ハ出先ニ於テ申告セラルハコトナク且十月四日迄ニ歸來スヘキコト明ナル者ニ限り便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

一六問 記入ノ範圍(ろ)ノ場合ニ於テ夜勤宿直ノ爲メ世帯ナキ場所ニアリ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラスシテ引續キ旅行スルカ如キ場合ニ在リテモ一旦歸リタル者ト見做シ取扱フヘキヤ(は)ノ場合ニ於テ十月一日午前八時後ニ始メテ世帯ニ到着シタル者ハ脱漏トナラサルヤ

答 十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキモノナルトキハ偶引續キ勤務シ又ハ旅行スルコトアルモ記入ノ範圍(ろ)ニ當ルモノトス(は)ノ午前八時ハ調査員カ各世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取リタルニ過キサルヲ以テ若シ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前八時後ト雖之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防クコト

一七問 十月一日午前零時ニハ汽車旅行中ナルコト豫メ明カナル爲メ自家ニ在リタルモノトシテ申告スヘキ旨ヲ申シ殘シテ出發シタル者途中零時以前ニ下車投宿セル場合ハ如何ニスヘキヤ

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テ申告セサルコト

一八問 十一月一日午前零時ニ旅行中ナルコト豫知セラレ最後ニ出發シタル世帯ニ在リタル者トシテ申告シタル者旅行中都合アリテ午前零時以前ニ或家ニ入り引續キ滞在シタル場合ハ其ノ滞在シタル家ニ於テモ來客若クハ宿泊人トシテ申告スヘク調査重複ヲ免レス之ヲ防グニ付テノ注意ヲ示サレタシ

答 最後ニ出發シタル世帯ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告スルコト若シ抹消スルコト能ハサルトキハ其ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

一九問 旅程明カナラス十月一日午前八時ニハ尙汽車汽船道中ナリシ場合ハ何レニ於テ記入スヘキヤ

答 十月一日中ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ施行細則第八條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取ルコト

(愛知縣)

(鳥取縣、富山縣)



二〇問 豫メ旅行地ノ明ナラザル者ニシテ十月一日午前八時後ニ始メテ或ル世帯ニ到着シタル者ハ如何ニスヘキカ

答 十月一日中ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ヲ記入シ蒐集後ナルトキハ施行細則第八條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取ルコト

二一問 十月一日午前零時ノ刻限ヲ汽車又ハ陸上旅行ニテ經過シ翌日午前八時ヲ過キ始メテ世帯ニ到着シタル者ニシテ最初ニ於テ行先ノ豫メ明カラザル者ハ自然調査員トナルカ如シ此ノ八時ヲ嚴格ニ解ストセハ其ノ場合適當ノ處置如何

答 申告書記入ノ範圍(ハ)ノ午前八時ハ調査員カ各世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取リタルニ過キサルヲ以テ若シ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ午前八時後ト雖之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防グコト

二二問 豫メ旅行中ナルコト明カナル者ハ出發當時ノ世帯ニ於テ調査シ明カナラザル者ハ一日午前八時迄ニ着シタル世帯ニ在リタル者トシテ記入スルコトアレトモ其ノ分明ノ程度如何ニヨリ甲乙兩者ニ記入セラレ又ハ兩者共ニ脱漏ノ虞アリ

答 最後ニ出發シタル世帯ノ申告書ニ記入スヘキモノハ調査ノ時期ニ旅行中ニシテ世帯アル場處ニ在ラザルコト豫メ明ナル者ニ限ル明ナラザルモノハ總テ到着シタル世帯ノ申告書ニ記入スヘキモノナレハ脱漏重複ノ答ナキモ尙申告職務者及旅行者共ニ注意シテ旅行者カ何レノ世帯ニ於テ記入セラルカヲ了知スヘキモノナルコトヲ周知セシムルヲ要ス

二三問 調査ノ時カ汽車旅行中ナルコト豫メ明カナラザル場合(十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸來セサルハ勿論ナリ)十月一日午前八時以後ニ於テ某世帯ニ初メテ到着シタルトキ何レノ世帯ニ於テ調査記入スヘキモノナリヤ

答 以上ノ場合旅行者ヲシテ豫メ心得シムルハ勿論自己ノ世帯トノ連繫ヲ確保セシムル重複脱漏ヲ避クヘタ周到ナル注意ヲ要ス

二四問 到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防グコト

答 東京縣午後發ル翌日午前六時過キ乃至八時前後迄ニ到着スル列車アリ此列車ニテ戸神歸リノ客アリトモ東京ノ旅客ハ神戸ヘ直行歸宅スルモノト知り得ル場合(旅館ノ客ノ行先ヲ知ラザルヘシ)ハ(ハ)ノ前段ニ依リテ書キ入ルヘキモノトセテ神戸ノ宅ニテハ後段(豫メ明ナラス)ニ依リ其ノ世帯ニ在リタルモノトシテ書キ入ルカ如キ被此重複ノ虞ナキヤ

答 此ノ場合ニ旅客ハ自己カ東京ノ旅館ニテ記入済ナルコトヲ了知シ得ヘキ答ナルヲ以テ神戸ニ歸宅後其ノ世帯ノ申告書ニ重複記入セラルコトナカレハ

二五問 神戸ヲ午後七時半出發京都ニ下車(午後九時過)用務ヲ終ヘテ同夜十時四十七分發東京ヘ翌正午着此場合該旅行者ハ京都出發時刻ヲ豫告シ置カザリシ爲留守宅ノ後段(豫メ明カナラス者)ニ依リ書キ入レズ東京到着ハ既ニ正午トモナリ又調査員ハ申告蒐集後トモナリ是亦書キ入レサル儘被此脱漏ノ虞ナキヤ

答 到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防グコト

二六問 九月三十日妻ヲ離別シタルニ其ノ離別サレタル者郷方ニ歸ラント出發十月一日午後到着スル者アリトモ離別シタル故ヲ以テ記入セス被離別者ハ途中ニ在ルヲ以テ郷方ニ於テハ事實ヲ知ラザルカ故ニ記入セサル場合ナシトセス茲ニ一名ノ調査員トシ生セスヤ此場合如何

答 里方ノ申告書蒐集前ナルトキハ午前八時後ト雖モ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防グコト

二七問 看守人付温泉場又ハ看守人ノ在ラサル温泉場ニ日夜入浴シ(午後十時頃ヨリ翌日午前四時頃)ニ至ルモノアリ(食事ノミ飲食店等ニ於テ爲シ)旅泊セサルモノノ如キハ準世帯トスルヤ

答 單ニ浴室アルニ過キサルモノナルトキハ準世帯トセス世帯書記入ノ範圍(ロ)又ハ(ハ)ニ依リ取扱フコト

二八 記入ノ範圍(ロ)ニ當ル者ノ中漁業又ハ薪伐リ、炭焼等ノ爲メ偶々調査ノ時期ニ山中ノ小屋又ハ海上ニ於テ經過シタルモノ假令十月一日中ニ歸宅セサルモ便宜其ノ世帯ニアルモノト見做シ記入スルコト

二九問 現役兵ニシテ十月一日歸郷セラルモノアルトキハ其ノ世帯ニ於テ調査スヘキモノナルカ

答 然リ

三〇問 申告書記入ノ範圍(ハ)ニ「旅行中ナルコト豫メ明カナル者」云々トアリ豫メ明カトハ調査期日前凡ソ幾何位前ヲ指スヤ

漁業ノ爲數日間出航シ其ノ執業中ハ何レノ港灣ニモ入航セサル者ノ如キハ豫メ明カナル者トシテ取扱フヘキヤ又右出航者ニシテ何等カノ事由ニテ何レカノ港灣ニ入航シ申告スルトキハ重複スルニ至ル此場合ノ取扱方如何

答 最後出發ノ世帯ニ於ケルコトナルヲ以テ凡ソ幾日前ト限ルヘキモノニ非ス

調査時期ノ前後ニ互リ數日間出漁スル者ハ記入ノ範圍(ロ)又ハ(ハ)ニ該當スル者アルヘク十月四日內ニ歸リタル者ハ國勢調査施行細則



則第八條ニ依リ市町村長又ハ國勢調査員ニ申出ツルコト  
 申告書ニ記入済ノ者ハ何レノ港灣ニ於テモ申告セシメサルコトトシ  
 三二問 申告書「記入ノ範圍」以外ノ場合ハ其ノ現在地ノ遠近又ハ滞留期間ノ長短ニ關セズ記入スヘキヤ  
 答 記入ノ範圍ハ(一)る(二)は(三)ニ屬セサルモノニシテ記入スヘキモノナシ  
 三三問 十月一日午前零時前ニ自己ノ世帯ヨリ突然行衛不明トナリ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸リ來ルヘキヤ又ハ旅行中ナルセ不明ナル者ハ記入ノ必要ナキヤ  
 答 自己ノ世帯ニ於テ申告スルコト能ハサル場合ニ依リ本人カ始メテ入りタル世帯ニテ申告セラルヘシ  
 三四問 鯉漁業者ノ如キ世帯ノナキ船舶ニテ(一)時的ノ食料品ヲ持參ス(二)九月三十日ヨリ十月二日ニ涉リ數十海里ノ沖合ニ漁撈ニ出テタル者ノ如キハ歸着後更ニ申告書ヲ交付シテ申告セシムヘキヤ又其ノ世帯ノ申告書ニ追記セシムヘキヤ  
 答 便宜追記ノ方法ヲ取ルコト  
 三五問 世帯ヲ爲サ、ル甲地ノ漁船カ調査ノ當時偶々暴風ニ際會シ乙地ノ港灣ニ避難シ其ノ船内ニ於テ起臥飲食ヲナシ居リタル者ノ如キハ何レノ地ニ於テ調査スヘキヤ  
 答 出漁時ニ自己ノ世帯ニテ申告書ニ記入済ノモノハ避難港ニテ申告セサルコト、シ然ラサル場合ハ避難シタル港灣ニ於テ申告スルコト

氏名

一問 氏名ニ於テ戸籍上ノモノト通稱ノモノト異ルモノアルトキハ何レニテモ可ナルヤ又ハ旅行病人、外國人等ニシテ氏名不詳ノモノハ不詳ト記入スヘキヤ  
 答 眞實ノ氏名ト信スルモノヲ記入スルコト  
 二問 氏名不詳ノ者ハ俗稱又ハ渾名ヲ記入シ俗稱又ハ渾名ナキモノハ不得已ニ付「不詳」ト記入スルコト  
 三問 朝鮮人又ハ外國人ニシテ氏名ナク内地人ト同一ノ氏名ヲ通稱セル者ハ氏名欄ニ通稱ヲ記入シテ差支ナキヤ  
 答 本名ヲ知ラサル場合ハ通稱ニテ差支ナシ  
 四問 内縁ノ妻モ主人ト同氏ニテ記入シ若シ内縁ノ妻ト主人トノ間ニ子女アリテ戸籍上妻ノ私生子ナルトキハ其ノ子女モ主人ト同氏ニ記入シ可ナリヤ妻ニシテ同上ノ場合ハ如何  
 答 入シ可ナリヤ妻ニシテ同上ノ場合ハ如何

答 内縁ノ妻及其ノ子女ハ主人ノ氏ヲ記入スルコト

四問 妻ハ内縁ノ妻ト同視セラル、場合ニ限リ本人及其ノ子女共ニ主人ノ氏ヲ記入シテ差支ナシ  
 答 内縁ノ妻ノ姓ハ婚家ノ姓ニ依ルカ生家ノ姓ニ依ルヘキヤ (鳥取縣、靜岡縣、廣島縣、富山縣、山梨縣)

五問 戸籍上手續未済ナルモ事實妻トシテ入嫁シタル者ハ婚家ノ姓ヲ付シテ可ナリヤ  
 答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト (廣島縣)

六問 妻トシテ入嫁(入籍手續未済)早々ニ出生スル爲私生、嫡出區別未定ノ場合ニ於ケル姓ハ父母ノ何レノ姓ヲ付スルヤ(戸籍法第六十  
 九條期間中)  
 答 父ノ氏ヲ記入スルコト (德島縣)

七問 氏名ノ欄ニ通稱ヲ記入スル場合ニハ「通稱」ト傍書スル必要ナキヤ  
 答 其ノ必要ナシ (廣島縣)

八問 申告者及被申告者ノ氏名年齢ハ戸籍ト符合スルヲ要スルヤ  
 答 實際ノ事實ヲ主トシ必スシモ戸籍ト符合スルヲ要セス (兵庫縣)

九問 氏名欄注意書ニ「上記記入ノ範圍(一)る(二)は(三)ニ該ル者ノ氏名ハ漏ナク書キ入レ其ノ他ノ者ハタトヒ家族ナリトモ決シテ書キ入レサルコト」トアリ即チ記入スルコトノ出來ヌ其ノ他ノ者トハ如何ナル者ヲ指スカ例ヲ掲ケテ示サレタシ(佐賀縣、兵庫縣)  
 答 其ノ他ノ者トハ申告書記入ノ範圍(一)る(二)及(三)ノ何レニモ當ラサル者ヲ云フ例ハ當ニ世帯ニ在ル者偶所用ノ爲他ノ家ニ泊リ調査ノ時期ニ自己ノ世帯ニ在ラザリシ者ノ如シ

一〇問 女ノ漢字名ニハ必ス假名ヲ附スルコト、シテハ如何  
 答 其ノ必要ナシ (北海道)

一一問 無籍者或ハ本籍不明者通稱權ナルモノ田中某女ト私通シ既ニ女ヲ擧ケタルモノアリ是等申告義務者ヲ記入スルニ當リ姓ハ田中ヲ用ヒ通稱權ト記入シ可然哉  
 答 如何ニシテモ氏名明ナラサル者ハ通稱ヲ記入スルモ已ムヲ得ス (鳥取縣)

男女ノ別



問 畸形児ニシテ男女ノ區別判明セス而シテ申告期間中醫師ノ診斷ヲ受クル能ハサルモノハ如何ニ記スヘキヤ (戶籍法第六十九條期間中ノモノ) 人員合計ノ男女欄以外畸形児ハ別途計ヲ付スヘキヤ (徳島縣)

出生ノ年月日

一問 其本人又ハ家族等ニ於テ生年月日ヲ記憶セサル場合ハ戶籍記載ノ通リ記入スヘキモノナランモ明ニ戶籍記載ノ生年月日ノ相違セル事ヲ本人又ハ其家族ニ於テ知得セルモノニ對スル生年月日ハ其本人又ハ家族ニ於テ知得セル事實ヲ記入スヘキヤ將又戶籍面生年月日ヲ記入スヘキモノナリヤ (兵庫縣)

答 眞實ノ出生年月日ヲ記入スルコト (兵庫縣)

二問 記憶セサルモノハ戶籍其ノ他ニ依リ記入スルコト (北 海 道)

三問 實際及戶籍上ノ出生年月日申告義務者ニ於テ不明ノ場合戶籍原本ニ依リ記入差支ナキヤ (北 海 道)

答 差支ナシ (北 海 道)

三問 誕生年月日ハ之ヲ知り得ル者少シ不明ニテ可ナリトセハ殆ント不明ト記入セサルヘカラサル様ナリ如何 (愛 知 縣)

答 誕生ノ年月日不明ナル者多シト疑アラハ豫メ世帯主ヲシテ各世帯員ノ出生年月日ヲ能ク調査セシメ置キ申告記入心得出生ノ年月日一、二及三月五日官報彙報欄出生欄年月日ノ項第一號及第二號ニ依リ記入申告セシムルコト (兵 庫 縣)

四問 出生年月日ハ公簿面ニ拘ラズ申告者ノ申告通(記憶ニ任セ)ニ記載セシムヘキ意ナリヤ (兵 庫 縣)

答 眞實ノ出生年月日ヲ記入セシムルヲ主眼トスルモノナリ (兵 庫 縣)

五問 舊曆ニ依リ出生年月日ハ可成新曆ニ改メシムヘキ管ナレモ若シ不明ノモノハ「舊」ノ字ヲ冠セシムルモ差支ナキヤ (奈 良 縣)

答 差支ナシ (奈 良 縣)

六問 出生年月日ヲ舊曆ノミニテ記憶セルモノハ如何スヘキヤ (北 海 道)

答 舊曆ニ依ル年月日ヲ記入スルコト (北 海 道)

七問 凡ソ何歳ト記入ヲ要スル場合ハ「年月日」ノ不動文字ヲ抹消セサレハ何年生レト混同スルノ虞アリ抹消シテ可ナリヤ (愛 知 縣)

答 凡ソ何歳ト記入ヲ要スル場合ハ「年月日」ノ不動文字ヲ抹消セサレハ何年生レト混同スルノ虞アリ抹消シテ可ナリヤ (愛 知 縣)

配偶ノ關係

一問 夫妻ノ何レカ家出シテ數年間所在又ハ生死不明ナル者ノ配偶ノ關係ハ「有」ト記トスヘキヤ (富山縣、愛知縣、廣島縣、福島縣)

答 本人カ有配偶者ナリト信スルモノハ「有」ト記入スルコト (富山縣、愛知縣、廣島縣、福島縣)

二問 婚約成立セルモ未タ入嫁セサル者ハ「有」ト記トスヘキヤ (大 分 縣)

答 婚約成立セルモ未タ入嫁セサル者ハ「有」ニアラス「死別」「離別」ノ何レカナ事實ニ依リ記入スルコト (大 分 縣)

三問 私生子ノ母ハ未婚者ト見テ可ナリヤ (栃 木 縣)

答 必スシモ未婚者ニ限ラサルヘシ、現在ノ狀態ヲ見テ申告書配偶ノ關係一、二及三月五日官報彙報欄申告書記入心得配偶ノ關係ノ項ニ依リ記入スルコト (栃 木 縣)

四問 娼妓等婚姻ノ意思ナクシテ子女ヲ擧ゲタル者現在一世帯ヲ構ヘ其ノ子女ト生活ヲ營ミツ、アルトキ配偶關係ハ如何ニ記入スヘキ哉 (長 野 縣)

答 現在ノ狀態ヲ見テ申告書配偶ノ關係一、二及三月五日官報彙報欄申告書記入心得配偶ノ關係ノ項ニ依リ記入スルコト (長 野 縣)

五問 妻妾同棲スル場合ニ妾ノ配偶關係ヲ如何ニ記入スヘキヤ (鳥 取 縣、富山縣)

答 此ノ場合妾ハ有配偶ニ非ス「死別」「離別」ノ何レカナ事實ニ依リ記入スルコト (鳥 取 縣、富山縣)

六問 世帯主ノ妾ニシテ同居スル者ノ配偶關係ハ如何ニ記入スヘキヤ (愛 知 縣)

答 妾カ世帯主ト同棲スルモ正妻アルトキハ世帯主ト妾トノ間ニハ配偶關係ナキモノナルカ故ニ「有」ト記入スヘカラス「死別」「離別」ノ何レカナ事實ニ依リ記入スルコト、正妻ナキトキハ世帯内及近隣ニ於テ夫婦ナリト認ムルモノハ「有」ト記入スルコト、(島 根 縣)

七問 所謂妾(内縁ノ妻ニアラス)ノ配偶關係ハ如何 (島 根 縣)

答 内縁ノ妻ニ非サル妾ハ有配偶トスヘキモノニ非ス「死別」「離別」ノ何レカナ事實ニ依リ記入スルコト、正妻ナキトキハ世帯内及近隣ニ於テ夫婦ナリト認ムルモノハ「有」ト記入スルコト (島 根 縣)

八問 某ノ妾ニシテ單獨世帯ニ在ル者モ「有」ト記入スヘキヤ (愛 知 縣)

答 某ノ妾ニシテ單獨世帯ニ在ル者モ「有」ト記入スヘキヤ (愛 知 縣)



- 八答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妻ニ過キサル場合ハ「死別」「離別」ノ何レカチ事實ニ依リ記入スルコト
- 九問 男ト別居スル妻ノ配偶關係チ如何ニ記入スヘキヤ
- 答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妻ニ過キサル場合ハ「死別」「離別」ノ何レカチ事實ニ依リ記入スルコト
- 一〇問 現ニ妻又ハ夫アル者ハ「有」ト書キ入ルコトハ疑ナキモ所謂内縁ノ妻若クハ妾ノ如キモノハ夫アルモノトシ「有」ト記入スヘキヤ果シテ然リトセハ一夫ニシテ二人以上ノ妻妾チ有スル者アリ隨テ夫婦ノ數符合セサル結果チ生スレトモ尙「有」ト記入スヘキモノナルヤ
- 答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妻ニ過キサル場合ハ「死別」「離別」ノ何レカチ事實ニ依リ記入スルコト
- 一〇問 (イ)妻ノ配偶關係チ「有」ト記入スルトキハ男一人ニ對シテ二人以上ノ配偶者存在スル場合チ生スヘシ
- (ロ)甲ナル者乙ナル妻チ別居セシメ居ル場合ニ於テ配偶ノ關係チ甲ハ「有」ト記入セルモ乙ハ身分チ秘シテ「有」ト記入スルトキハ有配偶者ハ男ノ一方ノミ存在スルコトナルヘシ右二項ハ統計上別段差支ナキヤ
- 答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妻ニ過キサル場合ハ「死別」「離別」ノ何レカチ事實ニ依リ記入スルコト
- 一一問 凡テ戸籍ヨリモ事實ニ依リトセハ未タ離婚届チ出サ、ルモ離婚ノ意考ニテ其ノ家チ去リ居ルモノハ(或ハ一方ニテハ離婚ノ意思チ有テ有配ト書クヤモ知レズ)離別ト書クヘキヤ又婚姻解消ノ結果自家ニ戻リ居ル者ハ復籍シタルモノト見做シ世帯上ノ地位チ書クヘキヤ
- 答 配偶關係ハ本人方信スル所ニ依リ記シ世帯ニ於ケル地位ハ申告書世帯ニ於ケル地位欄一及三月五日官報彙報欄申告書記入心得世帯ニ於ケル地位第一號ニ依リ實家ノ世帯主トノ續柄チ記入スルコト
- 一二問 配偶ノ關係不明ノ場合(白痴等)ハ其ノ欄内ニ不明ト記載スヘキモノナルヤ單ニ斜線チ劃ケハ足ルモノナルヤ
- 答 不明ト記入スルコト
- 一三問 未婚、死別、離別ハ正式ノ届出チナササルモ實際ニヨリ最近ノモノニヨルヘキヤ
- 答 然リ
- 一四問 離婚セシムル目的ヲ以テ幼年者ノ男女チ養子ト相當年齡ニ達シ實際夫婦ノ狀態ナルモ未タ戸籍上ノ手續チ如斯狀態ノ者ニ對シ

(新潟縣)

(山梨縣)

(鳥根縣)

- 六問 法定年齡ニ達シタル者ヲ以テ有配偶者ト看做シ差支ナキヤ
- 答 法定年齡ニ達セサル者ト雖事實配偶關係アルモノハ「有」ト記入スルコト
- 一六問 現ニ戸籍上ニハ夫妻タルモ職業或ハ學校共ノ他ノ關係ニテ事實上結婚チキモノ、配偶關係ハ如何ニ記入スヘキヤ
- 答 事實配偶關係チキモノハ「有」ト記入セサルコト
- 一七問 妻死亡シ十月一日ニハ妾チ宅ニ入レ居ル場合世帯主ノ配偶關係ニハ「有」ト記入シ而シテ其次ニ妻配偶關係ニモ「有」ト記入シ可然哉果シテ然ラハ此ノ場合ニハ世帯主ノ姓チ用ヒ可然哉又是同一ノモノノ離別シタルモノアリトセハ「離別」ト記入可然哉
- 答 然リ
- 一八問 正妻、子女アル世帯主カ妾トノ間ニ生レタル子女チ同一ノ住居ニ入レ家計チ共ニスル場合ニ其ノ妾カ妻ナリト申告スルトキハ一夫二妻トナル譯ニナルカ差支ナキヤ
- 答 此ノ場合妾ハ有配偶者トシテ申告スヘキモノニ非ス
- 一九問 妻以外妾三人同居シ而カモ多數ノ子供アリ何レモ妻ト認メ妾ハ有配偶者ト見做シ差支ナキヤ
- 答 此ノ場合妾ハ有配偶者ニ非ス

一般記入ニ關スルモノ

- 一問 申告書記入ノ文字ハ假名文字ノミニテ可ナリヤ
- 答 差支ナシ
- 二問 申告義務者及其家人悉ク自書シ能ハサルトキハ便宜他人ニ委嘱シテ代書セシムルカ又ハ調査員代書スヘキカ
- 答 何レニテモ可ナリ
- 三問 白痴癡等ノミニシテ調査事項判明セサルモノハ各欄ニ不詳ト記入シ尙照査表備考ニ調査不能ノ事由チ記入セシムヘキヤ
- 答 例示ノ如キ場合ハ調査員カ實際ニ就キ又近隣ノ者ニ實シ調査セハ其ノ大體ハ判明スヘキモ若シ否ラサル場合ハ「不明」ト記入シ照査

(愛知縣)

(静岡縣)

(三重縣)

(鳥取縣)



- 表備考欄ニ其ノ旨記入スルコト
- 四問 申告書ニ記入スヘキ数字ハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ使用スヘキモノナルヤ  
答 一、二、三、一〇等ノ文字ヲ用キルコト (愛知縣)
- 五問 調査區番號、男女合計欄狭少ナルニヨリ「アラビア」數字ニテ記入スルモ差支ナキヤ  
答 數字ハ一、二、三、一〇等ノ文字ニテ記入シ「アラビア」數字ヲ用キサルコト (愛知縣)
- 六問 誤記訂正ノ場合ハ捺印ヲ要スルヤ  
答 其ノ必要ナシ (三重縣)
- 七問 筆記ニ換フルニ印判ヲ捺捺スルモ可ナルヤ  
答 差支ナシ (三重縣)

申告書欄外記入ニ關スルモノ

- 一問 市ノ上ニ府縣名ヲ冠スルハ省略シ得サルカ  
答 必ス府縣名ヲ冠スルコト (大分縣)
- 二問 大字ノ次ニ字ヲ有スル場合ハ之ヲ記入ノ要アルヤ  
答 字又ハ小字毎ニ地番號ヲ附スルモノハ字又ハ小字名ヲ記入スルコト (福島縣、愛知縣)
- 三問 申告書用紙ニ國勢調査員カ記入スヘキ番地、番屋敷ノ號ハ他ノ番號ヲ記入シテ支差ナキヤ例ヘハ警察ノ番號又ハ家屋稅番號等ノ如シ  
答 地番號アルモノハ番地又ハ番屋敷ヲ記入スルヲ要ス (栃木縣)
- 四問 申告書ハ墨又ハ「黒インキ」ニテ記入スヘシトアルモ萬年筆用「青黒インキ」ニテモ差支ナキヤ  
答 差支ナシ (栃木縣)
- 五問 申告書中世帯主又ハ世帯管理者ノ氏名ノ下ニ捺印トアルモ事實印章ヲ有セサル者ハ捺印ニテモ可ナルヤ  
答 差支ナシ (富山縣、愛知縣、鳥取縣、神奈川縣)
- 六問 世帯主ニシテ印形ナキ者アレハ捺印ノ必要ナキヤ又ハ捺印セシムルヤ  
答 差支ナシ (愛知縣)

- 答 捺印ニテモ差支ナシ
- 七問 申告書代筆ノ場合ハ必ス代人某ト記入スヘキ旨兼ニ本局員ノ説明アリシカ記入例ニナシ右ハ前説明ノ通取扱フヘキカ  
答 調査代筆スル場合ノ外ハ「代人某」ノ附記ヲ要セス (大分縣)
- 八問 町名地番ノ付シアラサル河川埋立地又ハ町名地番ノ不分明ナル際欄内等ニ居住スル者ノ記載方如何  
答 何々埋立地又ハ何欄内等所在地ヲ記入スルコト (大阪府)
- 九問 準世帯(學校、病院)ノ管理者ハ官職名等ヲ記入スル必要アルカ  
答 其ノ必要ナシ (静岡縣)
- 一〇問 欄外記載ハ版ヲ用ヒテ差支ナキカ  
答 差支ナシ (靜岡縣)

記入訂正ニ關スルモノ

- 一問 被調査者カ重複申告セラレアルコトヲ知リタル場合ノ規定ナシ何等ノ手續ヲ要セサルヤ  
答 便宜國勢調査員又ハ市町村長ニ其ノ旨申出テ何レカ一方ヲ抹消スルコト (神奈川縣)
- 二問 申告書ノ記入事項ヲ訂正加除スルコトハ之ヲ許サル、ヤ若シ許サル、トセハ其ノ期限及手續如何  
答 明ニ誤記ナルモノハ市町村長便宜訂正シテ差支ナシ、重大ナル事項ニ付テハ一應申告義務者ニ實シテ訂正スルコト (富山縣)
- 三問 右訂正加除ハ材料カ市町村役場ニ在ル期間内タルコト  
答 申告書ノ記入ヲ訂正スル方法ヲ承リタシ  
イ、墨又ハ朱ノ縦線若クハ斜線ヲ用フヘキヤ  
ロ、右ノ線ハ一條若クハ二條ヲ要スルヤ  
ハ、右ノ訂正箇所ニ申告者ノ捺印ヲ要スルヤ  
イ、成ルヘク縦線ヲ用キルコト  
ロ、一條ニテ可ナリ  
ハ、捺印ヲ要セス



四問 十月一日午前零時ニ旅行中ナルコト豫知セラレ最後ニ出發シタル世帯ニ在リタル者トシテ申告シタル者旅行中午前零時以前ニ於テ死亡シタルコト後ニ至リ判明シタル場合ニハ其ノ取扱ヲ如何ニスヘキヤ

答 申告書ノ記入抹消ノ手續ヲ探ルコト (富山縣)

五問 何レノ世帯ニ於テモ申告セラレザリシ者十月五日後ニ始メテ或ル世帯ニ到着シタルトキハ其ノ事情如何ニ關セス之ヲ調査漏トシテ取扱フヘキモノナルヤ

答 此ノ場合ハ調査漏トナルモ致方ナシ (富山縣)

六問 施行細則第八條ニ依ル申出ニ對シテハ十月五日後、取扱規程第三十四條ニ依ル調査漏ノ世帯ニ對シテハ十月六日後ニ於テ追加スルヲ得サル職ナリヤ

答 國勢調査施行細則第八條ニ依ル申出ハ十月四日迄ナルニ依リ同日ヲ以テ打切ルコト、事務取扱規程第三十四條ニ依ル追加訂正ハ十月五日迄ニ完了スルコト (富山縣)

國勢調査員ニ關スルモノ

一問 速ニ調査員及豫備員ニ缺員ヲ生シ之ヲ推薦スルノ選ナキ場合ヲ生スルヤモ保シ難キニ付豫メ辭令用紙ヲ郡市長並町村長ニ交付シスル急迫ノ場合ニ相當處置セシメ可然哉

答 其ノ場合ハ便宜任命ノ手續ヲ後ニシ適任者ヲシテ調査員ノ職務ニ當ラシムルコト (熊本縣)

二問 國勢調査員ハ國ノ名譽職ナルヤ又ハ市町村ノ名譽職ナルヤ若シ後段ノ如シトスレハ其ノ費用辨償ノ如キ市町村ニ於テ其ノ支給額並方法ヲ定メ支給差支ナキカ如何ノ思料セラル、モ前段ノ如シトスレハ其ノ支給額並支給方法ハ如何スヘキヤ (熊本縣)

答 國ノ名譽職ナリ、費用辨償其ノ他市町村ニ於ケル國勢調査ノ經費ハ市町村ノ歳出ヨリ支辨スルモノナルヲ以テ支給率支給ノ方法ハ市町村ニテ適宜定ムルコト (熊本縣)

三 北海道廳注意 調査員ニシテ職務執行スルニ至ラズシテ辭退シタル場合ハ徽章ハ之ヲ回收スルモノトス (大野郡)

施行細則第八條ニ依リ處理スヘキモノ

一問 調査期日以前ニ於テ先行先未定ニテ出發セル旅客等カ午前八時迄ノ間繼續旅行中ナルトキハ結局記入波トナル虞アリ之カ救済方法如何

答 十月一日中ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査施行細則第八條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追記セシムルコト (廣島縣)

二問 停車場所在地等ノ旅館又ハ下宿屋等ニ於テハ十月一日午前零時ノ現在ニ依リ準世帯ノ申告書ヲ作製スルモ爾後四日間内ニ投宿シタル者ニシテ未タ何レノ地ニ於テモ申告セザルモノアルヲ發見シタルトキハ之ヲ如何ニスヘキヤ (廣島縣)

答 十月一日中ニ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査施行細則第八條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追記セシムルコト (廣島縣)

三問 施行細則第八條ニ依リ市町村長又ハ國勢調査員カ其ノ申出ヲ受ケタル場合左記各號ニ於ケル御意見承知シタシ

一、市町村長カ其ノ申出ヲ受ケタル場合ノ取扱方 (神奈川縣、埼玉縣、愛知縣、岡山縣、長野縣)

二、國勢調査員カ其ノ擔當調査區外ノモノヨリ申出ヲ受ケタルトキノ取扱方 (大野郡)

一答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト (参照)

國勢調査施行細則第八條ニ依ル申出アリタル場合ニ於ケル取扱方

第一 市町村長國勢調査施行細則第八條ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ必要ノ事項ヲ聽取シ之ヲ市役所又ハ町村役場所在ノ調査區ヲ擔當スル國勢調査員ニ回付スヘシ

第二 國勢調査員前項ノ回付ヲ受ケタルトキ又ハ國勢調査員直接ニ申出ヲ受ケタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一 自己ノ擔當スル調査區内ノ世帯ニ現在シタル者ナルトキハ當該世帯ノ申告義務者ヲシテ申告書ニ追記セシムルコト

二 調査ノ時期ニ其ノ市町村ニ現在シ何レノ世帯ニモ在ラザリシ者ナルトキ又ハ他ノ調査區内ノ世帯ニ在リタル者ナルトキハ自己ノ擔當スル調査區内ニ現在シタル者トシ直ニ申告書ヲ作成シ又ハ用紙ヲ交付シテ申告書ヲ作成提出セシムルコト調査ノ時期ニ他ノ市町村ニ現在シタル者ナルトキ亦同シ

但シ此ノ場合ハ一ノ獨立シタル世帯ト見做シ取扱、世帯ニ於ケル地位ハ「主人」ト記入スルコト

第三 前項ニ依リ申告書ニ追記ナ爲サシメタルトキ申告書ヲ作成シタルトキ又ハ申告書ヲ提出セシメタルトキハ之ヲ調査表ニ記入シ若ハ調査表ノ記入ヲ訂正シ備考欄ニ「細則第八條ニ依ルモノ」ト記入スヘシ

但シ此ノ場合ニ於ケル調査表ノ取扱ハ第一欄世帯番號ハ最終番號ニ更ニ一號ヲ加ヘタル番號ヲ記入シ、第二欄第三欄ハ記入ヲ要セス



第四欄ハ申出テタル本人ノ氏名ヲ記入シ第五欄ハ記入ヲ要セス、第六欄乃至第八欄及備考ヲ夫々規定ノ通記入スルコト  
四問 記入ノ範圍(五)等中調査ニ洩レタルモノハ國勢調査施行細則第八條ヲ待タズ積極的ニ調査ノ必要ナキカ然ラハ其ノ方法如何  
(島根縣)

答 國勢調査ノ趣旨ナ一般國民ニ周知セシメ以テ脱漏ナキナ期スルコト

五問 豫メ明ナラサル者ニシテ九月二十九日午前八時十分北海道釧路驛發ノ列車ニテ出發シ途中何レノ世帯ニモ立寄ラズ旅行ヲ繼續シ十月二日午後十一時二十三分宮崎縣ニ到着セシ者アリテ國勢調査施行細則第八條ニ依リ届出ヲ爲サ、リシ者アリトスレハ該本人ハ調査洩トナル虞アリ  
(宮崎縣)

答 國勢調査ノ趣旨ナ一般國民ニ周知セシメ以テ脱漏ナキナ期スルコト

六問 單獨世帯主ニシテ九月三十日直宿後其ノ世帯ニ歸ラス引續キ旅行シタルトキハ旅行先ニ於テ施行細則第八條ノ手續ヲ爲スモ可ナルヤ  
(三重縣)

答 然リ

乞食浮浪人等ノ調査ニ關スルモノ

一問 乞食浮浪人ノ如ク掛小屋又ハ岩窟等相當ナル設備ナク隨時世帯ノ移動スルモノニアリテハ其ノ所在地ニ於テ世帯ヲ有スルモノトシ取扱ヒ可然哉又ハ假令事實之ヲ目撃スルモ全ク世帯ナキモノトシテ調査セサル御意見ナリヤ  
(大阪府、神奈川縣)

答 例示ノ場合ハ其ノ現在處ニ世帯ヲ有スル者ト看做シ調査スルコト  
(兵庫縣)

二問 公園、辻堂、橋下等ニ假宿スル乞食ノ類ハ調査洩トナルノ虞レアリ之ヲ調査スル適當ノ方法アリヤ  
(兵庫縣)

答 例示ノ場合、其ノ假宿處ニ世帯ヲ有スルモノト看做シ調査スルコト  
(兵庫縣)

三問 乞食浮浪人等發見ノ場合其ノ調査ノ方法並申告記載方  
(兵庫縣)

答 例示ノ場合ハ其ノ現在處ニ世帯ヲ有スル者ト看做シ調査スルコト  
(埼玉縣)

四問 山野又ハ社寺ノ床下等ニ起臥シテ一定ノ住所ナク社會ヲ漂浪シツ、アル者(乞食ノ類)ノ取扱方如何  
(埼玉縣)

答 例示ノ場合ハ其ノ現在處ニ世帯ヲ有スル者ト看做シ調査スルコト  
(愛知縣)

五問 一定ノ住所ヲ定メス山林樹下又ハ岩窟ノ間ニ三日五日ト生息シ又居所ヲ變轉スル山高ノ如キ一世帯ハ五人或ハ七人ニシテ無籍或ハ本籍ヲ有スルモノ一定ノ住所ナキカ故ニ寄留届ヲ爲サ、ル者アリ之等ノ者ノ申告ハ如何ニスヘキヤ  
(愛知縣)

六問 例示ノ場合ハ其ノ現在處ニ世帯ヲ有スル者ト看做シ調査スルコト  
(山梨縣)

七問 浮浪人乞食等ハ世帯ノ形式ヲ備ヘサルモノ其ノ居所ニ於テ申告セシムヘキヤ  
(山梨縣)

答 然リ  
(山梨縣)

八問 社寺ノ床下又ハ山野ニ暫々宿泊スル漂浪人中一定ノ世帯ナキモノハ調査ヲ省クモ差支ナキヤ  
(富山縣)

答 例示ノ場合ハ其ノ現在處ニ世帯ヲ有スル者ト看做シ調査スルコト  
(富山縣)

九問 乞食ノ如ク一定ノ住所ヲ有セサル者ハ如何ニ處理スヘキヤ一世帯ト看做シ調査スルトセハ町名、番地、世帯ノ番號ハ如何ニ記入スルモ其ノ事由附記ノ要ナキヤ要アリトセハ何レノ欄ニ記入スヘキヤ  
(愛知縣)

答 例示ノ場合ハ其ノ現在處ニ世帯ヲ有スル者ト看做シ調査スルコト  
(愛知縣)

一〇問 不詳ト記入スル場合ニ其ノ理由ヲ附記スル要ナシ  
(大阪府)

答 其ノ現在處ニ於テ調査スルコト  
(大阪府)

天災事變ニ關スルモノ

一問 傳染病流行シ大部分之ニ侵サレタル如キ場合ハ施行令第十七條ニ該當スルモノナリヤ  
(鳥取縣、熊本縣)

答 然リ  
(鳥取縣、熊本縣)

水面調査ニ關スルモノ

一問 水面調査ニ於ケル青色紙、赤色紙ノ目標ハ前橋又ハ船首ニ貼付セシムルコトニ指示シアルモ船尾ヲ適當トスル船舶ハ船尾ニ同標貼付シテ差支ナキヤ  
(廣島縣)

答 成ルヘク船首ニ貼付スルコト  
(廣島縣)



市町村長ノ管掌ヨリ除外スルモノ

一問 調査當時演習ノ爲メ旅舎ニアル陸軍部隊ニ屬スル者ハ廢舎所在ノ市町村ニ於テ準世帯トシテ申告セシムヘキモノナルヤ  
答 陸軍ニ於テ調査スヘキヲ以テ市町村ニ於テハ調査スルヲ要セス (愛知縣)

二問 軍艦乗組員ノ半舷上陸等ニシテ宿泊セシモノ演習中宿泊セシ軍人、軍屬ハ來客トシテ記入スルカ  
答 軍艦乗組員ノ上陸者ハ其ノ宿泊セル陸上ノ世帯ノ屬スル市町村ニ於テ調査シ演習行軍中宿泊セシ軍人軍屬ハ陸軍及海軍ニ於テ調査スルコト (大分縣)

一問 炭焼又ハ漁夫ノ如キ調査期日數日前山奥ニ假小屋ヲ建設シ十月一日以後ニ涉リ假小屋ニ寢食スルモノ、如キハ臨時ニ出來タル世帯ナレハ町村長直接ニ調査スヘキモノナルヤ  
答 其ノ地域ヲ擔當スル國勢調査員ナシテ調査セシムルコト (兵庫縣)

二問 外國ノ公使館又ハ大使館員ニシテ館外ノ他ノ世帯ニ在リタルモノ又ハ外國ヨリ本邦ニ來遊中ノ公使、大使ハ其ノ世帯所在地タル市町村ノ國勢調査員ナシテ調査セシムヘキ義ナルヤ  
答 然リ (神奈川縣)

三問 他所ヨリ寄留ヲ爲サスシテ山中ニ入り込ミ數日間山小屋ニ止宿シ炭燒業ニ従事シ居ルモノアリ申告方如何ニスヘキヤ  
答 然リ (愛知縣)

四問 一般ノ世帯ト同様ニ取扱フコトニシテ、  
答 妾、乞食等明瞭ナルトキ本人ニ於テ他ノ事實ヲ以テ申告シタルトキ之ヲ國勢調査員ニ於テ訂正記入スルノ方法ヲ探ルコト能ハサルモノニ候哉(申告書蒐集ノ際注意訂正セシムルハ事實上困難トス) (長野縣)

五問 出生ノ時ニ付テハ學說區々ナルモ母體ト全ク分離シタルトキ以テ出生ノ時ト看做シ可ナルヤ  
答 然リ (德島縣)

六問 九年十月一日午前零時分ニ死亡セルモノアリ其ノ時刻ハ醫師ノ診斷ヲ得ル能ハス此ノ場合ニ當リ其ノ事實ヲ決定スルニハ如何ナル容體ヲ以テ死亡ト看做スヤ  
答 申告義務者ノ判斷ニ依ルコト (德島縣)

七問 記入ノ範圍(ろ)ニ依リ記入セルモノカ十月一日午前零時前ニ死亡シ又ハ申告後旅行不在又ハ他ノ世帯ニ在リテ申告セラレタルコト分明セル場合ニハ如何ナル手續ヲ爲スヘキヤ  
答 十月一日午前零時前ニ死亡シタル場合ハ其ノ記入ヲ抹消スルコト (北海道)

八問 申告後旅行不在トナル場合ト雖申告書ノ記入ハ其ノ儘トナシ置クコト他ノ世帯ニテ申告セラレタルコト分明セル者ハ自己ノ世帯ノ申告書ノ記入ヲ抹消スルコト  
答 然リ (富山縣)

九問 疑惑排除ノ關係ヨリ出生届出未済ノ者等アルモ國勢調査ノ申告ニ基キ戸籍法ノ罰則ノ適用ヲ受タルカ如キコト無キヲ以テ事實有リノ儘ヲ申告セシメラレ度トノ意味ヲ公文ニテ通牒シ一般ニ周知セシムルコトモ差支無之哉(本件ハ申告書ノ記入トハ直接關係ナキモ郡市ヨリ伺出ノ次第モ有之爲念經同致候而シテ郡市主任書記會或ハ郡ニ於ケル町村主任書記會等ニ際シテハ勿論口頭ヲ以テ此ノ意味ヲ充分徹底セシメ置キ候モ尙文書ヲ以テ通知ニ接シ度ト申出タル村ノアリタル趣キヲ以テ特ニ郡長ヨリ當廳マテ伺出テタルニ由ル義ニ候)

一〇問 申告書ニ記載セル事項ヲ調査員ニ於テ之ヲ否認シ申告者ニ對シ再三注意スルモ之ヲ肯セスシテ調査員捺印ヲ拒ミタル場合市區町村長ハ如何ニ處理スヘキヤ  
答 罰則ノ規定アルコトヲ申告義務者ニ説示シ事實ヲ申告セシムルコト (大阪府)

一一問 國勢調査員ニ於テ不都合ノ行爲アリテ調査ノ完全ヲ期シ難シト認メタルトキハ市町村長ハ辭令徽章ヲ取上タルコトヲ得ルヤ  
答 豫メ調査員ノ選任ニ注意シテ此ノ如キコトナキナ期スルコト (三重縣)

一二問 外妾ノ世帯ニ於テ妾其者カ配偶ノ關係ニ「有」ト記入シタルトキ國勢調査員ニ於テ公衆ノ夫ト認ムヘカラサルニ「有」ト記入スルハ  
答 然リ (富山縣)



二 妥當ヲ缺クノ故ヲ以テ注意ヲ與フルモ本人訂正セサルトキハ其儘受理スルノ外ナシ此場合ニ於テハ全國ノ統計ヲ蒐集シタルトキ此ノ  
於數夫ヨリ多數トナル雖アルモ尠支ナキヤ  
答 致方ナシ

三問 一旦婚姻シタルモノ故アリテ妻實家ニ歸リ將來婿家ニ歸ルノ見込ナク恰モ離別ノ状態ヲナシタルモノアリ然ルニ夫ニ於テハ歸來  
ノ見込ニテ配偶關係ニ「有」ト記入シ妻ノ實家ニ於テハ「離別」ト記入シ其間双方意思ノ疎通ヲ缺キ自然如斯記入ニ了レリ然ルニ國勢調  
査員ニ於テ同町村内ナレハ彼是事情ヲ明カニシ錯誤ヲ避クルノ途アルモ他町村ニテハ之ヲ知ルニ由ナシ斯ル場合ハ申告ノ儘ヲ受理ス  
ルノ外ナシト認ム如何  
答 然リ

（鳥取縣）  
一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
二十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
三十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
四十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
五十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
六十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
七十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
八十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十一 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十二 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十三 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十四 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十五 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十六 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十七 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十八 失業統計調査は如何に進行すべきか  
九十九 失業統計調査は如何に進行すべきか  
一百 失業統計調査は如何に進行すべきか

### 失業統計調査

失業統計調査の趣旨  
失業統計調査は、失業問題の根本的解決の基本的資料を得る必要から労働者と給料生活者に就いてその失業状態を調べるのであります。

#### 一 失業統計調査は何の爲に行ひますか

今回の失業統計調査は社會問題殊に失業問題の根本的解決の基本的資料を得る必要から労働者と給料生活者に就いてその失業状態を調べるのであります。  
然らば此の調査でどういふことが分るかといへば第一には失業者はどの位あるか第二にはその割合はどうか第三には産業、職業、體性、年齢等との關係はどうか第四には其の原因期間等との關係はどうか等失業状態の真相を知ることが出来ます。  
茲從て此の調査が完成すれば失業の原因を如何に免除すべきか、又失業者の救済を如何にするかなど失業對策施設に關する基本資料を得る事が出来、産業の振興延いては國家社會の福利を増進する事となるのであります。

#### 二 失業統計調査は何を調べますか

今回の失業統計調査は本年十月一日午前零時に調査地域内に現在する人々の内で労働者と給料生活者の失業状態を調査するので、失業者に就いては(1)氏名(2)男女の別(3)出生の年月(4)配偶の關係(5)世帯主なるや否や(6)世帯員の數(但し世帯主なる失業者の場合に限る)(7)失業當時の職業(8)失業當時の勤務先(9)失業の原因(10)失業の年月日(11)失業當時の賃銀又は給料の十一の事柄を又右業者に就いては(1)氏名



(2)男女の別(3)出生の年月(4)配偶の關係(5)現在の職業(6)現在の勤務先の六の事柄を、尙現に有業者で最近一箇年以内に失業したことのある者は右の外(イ)失業當時の職業(ロ)失業當時の勤務先(ハ)失業の原因(ニ)失業の年月日(ホ)失業當時の賃銀又は給料(ヘ)失業後就業したる年月日(ト)就業當時の賃銀又は給料の七の事柄を併せて調べるのであります。以上の事柄を調べると大體次の様な重要なことが分ります。

- 一 有業者と失業者とを双方調べると失業者の割合を知ることが出来ます。
  - 二 年齢を調べると失業者が何歳位の者に多いかを知ることが出来ます。
  - 三 配偶の關係や世帯員の數を調べると失業状態の深刻度を察知することが出来ます。
  - 四 失業當時の職業や勤務先を調べると如何なる産業又は如何なる職業に失業者が多いか即ち産業盛衰の趨勢が分ります。
  - 五 失業の原因を調べるとその失業が各個人の事情景氣の好否その他如何なる事情に因るものかを知ることが出来ます。
  - 六 失業の年月日を調べると今迄に何日失業して居たか即ちその失業は一時的のものに過ぎないか又は長期に亘つてゐるかを知ることが出来ます。
  - 七 失業當時の賃銀又は給料を調べると如何なる階級、如何なる生活程度の者に失業者が多いかを知る事が出来ます。
- 有業者に就いての調査事項も失業者のそれと略同様であるが最近一箇年以内に失業したことがある者に就いては「失業の年月日」と「失業後就業したる年月日」を調べます。これは失業してから就業する迄の本當の失業期間の状態を統計的に見て失業對策の確立に必要な基本資料を得んが爲であります。尙失業當時の賃銀又は給料の外に就業當時の賃銀又は給料を調べるのは失業した當時の賃銀と現在の職に就いた當時の賃銀との間に大差がないかどうか即ち百圓の賃銀を得て居た者が失業後就職難の爲

餘儀なく三十圓で他に雇はれたといふ様な状態を知り度い爲で斯の如きは失業者ではないにしても之と同様救済施設に就いて考慮を要する必要があるからであります。

三 調査を何時行ひますか

今回の失業統計調査は十月一日午前零時九月三十日から十月十日に移る夜半現在の状態に依つて失業者に就いては十一の事柄を有業者に就いては六(但し最近一箇年以内に失業した事のある者に就いては十三)の事柄を明らかにするのであります。申告を要する者の在る世帯主又は世帯の管理者は所定の事項を一々正確に調べてそれを失業統計調査申告書に認め失業統計調査員に提出されたいのであります。但し毎日雇傭關係の變る日傭労働者に付ては午前零時の夜半頃は失業とも有業とも判明しない状態にある者があつて調査上不都合でありますから是等の人々の失業か否かは便宜其の前日である九月三十日の状態が失業であつたか否かに依つて決せられたいのであります。

四 調査を如何にして行ひますか

内閣から任命された失業統計調査員は遅くも九月三十日迄には各調査世帯に申告書用の紙を配付します。世帯主又は世帯の管理者は十月一日午前八時迄に右の用紙に十月一日午前零時の現在に依つて自分の世帯に居る人々の内で此の調査に該當する者に就いて調査すべき事柄を正確に調べ有りの儘を記入して調査員に提出するのであります。若し調査員から何か問はれたときは成るべく早く正直に答へられたいのであります。

要するに今回の失業統計調査は我國では最初の試で調査する者も調査される者も共に経験のないこととでありますから能く調査の趣旨を了解して萬々遺憾のない様にせられたいのであります。又此の調



査に従事した人々はその調査に依つて知得した事柄を猥りに他に公表することが出来ないことになつて居り、従て申告された事柄は決して他に洩れる虞はありませんから安心して正確に且正直に申告せられたいのであります。

### 失業統計調査員の特に注意すべき事項

失業統計調査の結果が良好であると否とは、各世帯から提出する申告書の記入が正確であるか否とに由るのであります。申告書の記入を正確にするには先づ申告者をして、調査の趣意を能く了解し、進んで本事業に協力させる様にすることが必要であります。而して失業統計調査員は、申告書の記入を正確にし、重複脱漏のない様に心掛け、申告者をして本事業に協力させる爲、特に内閣から任命されたものでありますから、能く本調査の趣意のある所を了解し、且其の責務の重大にして名譽なものであることを會得し、豫め失業統計調査に關する諸規程其他注意等を熟讀玩味して、其の指示する所に従ひ、誠實に、職務を遂行せられたいのであります。

- 一 準備調査として、豫め受持區内の實況を綿密に調べること。
- 二 申告書用紙配付の際、記入方を能く説明すること。
- 三 質問を受けたときは、懇切に答へること。
- 四 記入の代筆を依頼せられたときは、快く應ずること。
- 五 申告書蒐集の際、記入の事項を嚴密に検査すること。
- 六 關係のない質問を發して、疑惑を招き又は感情を害する様なことのない様に注意すること。
- 七 應對を丁寧にして、申告者に不快の念を懷かせない様に努めること。

### 失業統計調査の要領

#### 第一 調査の時期

此の調査は十月一日午前零時に調査地域内に現在する労働者と給料生活者とに就いて調査するのである。

十月一日午前零時に現在する者とは九月三十日から十月一日に移る夜半に世帯内に（家族であるか否とを問はず）現在する者を指すのである。故に調査の時期後死亡した者及世帯を去つた者は之を含むが之に反して調査の時期前に死亡した者、世帯を去つた者及調査の時期後世帯に入つた者は之を含まないのである。又十月一日午前零時に偶々屋外に在り又は夜業、夜勤、宿直等の爲世帯のない場所に居つても十月一日中に自分の世帯に歸るべき者は、其の世帯に現在した者と看做するのである。例へば散歩、買物、訪問等の爲屋外で調査の時期を経過した者、郵便集配人、汽車電車又は自動車の車掌、運轉手、使丁、馬丁、巡査、夜警等の夜間屋外に於ける執務の爲に調査の時期を経過した者、居殘、徹夜、夜勤等の爲世帯の無い官公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、番所、見張所等に居つた者の如きである。十月一日午前零時に汽車、電車、舟筏又は陸路の旅行中で旅店其他の世帯に宿泊しないことの豫め明かな者は最後に出發した世帯に現在した者として記入するのである。

#### 第二 調査の地域

調査の地域は次の通りである。

- 一 札幌市及其の附近
- 二 東京市及其の附近



- 三 京都市及其の附近
- 四 大阪市及其の附近
- 五 堺市及其の附近
- 六 横濱市及其の附近
- 七 横須賀市及其の附近
- 八 神戸市及其の附近
- 九 尼崎市及其の附近
- 十 長崎市及其の附近
- 十一 佐世保市及其の附近
- 十二 名古屋市及其の附近
- 十三 濱松市及其の附近
- 十四 仙臺市及其の附近
- 十五 金澤市及其の附近
- 十六 岡山市及其の附近
- 十七 廣島市及其の附近
- 十八 吳市及其の附近
- 十九 和歌山市及其の附近
- 二十 門司市及其の附近
- 二十一 八幡市及其の附近
- 二十二 夕張町及其の附近

二十三 足尾町及其の附近

二十四 大牟田市及其の附近

但し右地域内に於ても水面區域並に國勢調査施行細則第九條に定めた特別調査區域は調査しないのである。

第三 調査を要する者の範圍

此の調査は労働者と給料生活者に付て行ふのであるが、失業者のみを調査したのでは失業の真相を十分明かにすることが出来ないから、有業者も併せて調査するのである。

一 有業者

有業者として調査せらるる者は現に労働者又は給料生活者たる者である。

1 労働者

労働者とは雇傭関係の下に賃銀を得て勞役に従事する者をいふのである。労働者中日傭労働者に就いては雇傭の關係が日々又は随時に變動して一般労働者と多少其の事情が違つて居るから特に兩者の間に區別を設けて調査することになつて居る。労働者及日傭労働者と認めらるる者の例を示せば次の通である。

- 労働者は
  - 旋盤工 修理工 電工 油木注工 火入夫 糸繰人 工
  - 支柱夫 撰炭夫 水夫 靴職工 商店配達夫 火車挽子
  - 料理人 新聞配達夫 小使 湯屋流し 作 男 女 申
- 等の類であるが賃銀を受けない徒弟見習の類は除くのである。



日傭労働者は次表に掲げたる職業に就いては、日傭労働者の職に就いては、

- 木 職 換 土間職工 壘 職 石炭職工 煉瓦 職 左 官
- 建 具 職 ベンキ職 鍛 冶 職 屋 根 職 齋 司 人 夫 沖 式 仲 仕
- 石炭仲仕 驛 仲 仕 塵芥掃除夫 下水掃除夫 道路人夫 葬儀人夫
- 煙突掃除夫

等の類であるが以上に掲げた業務に従事する者の内でも一定の雇主の下に常備的に雇傭せられて居る者も少くない。斯の如きものは一般労働者として取扱ふべきである。要するに日傭労働者とは毎日又は随時に雇傭関係の變動する所謂其の日稼さの意味であるからよく其の従業の状態を察して決すべきである。

二 給料生活者  
 給料生活者とは官吏、公吏、其の他俸給給料又は之に準じた報酬を得て事務又は技術等の勤勞に専ら従事する者をいふのである。

- 長官給料生活者と認めらるゝ者の例を示せば次の通りである。
  - 典 監 市 書 記 司 收 入 役 官 學 校 教 員 銀 行 預 金 係 商 店 販 賣 係 十
  - 工 場 人 事 係 タイピスト 宣 教 師 家 庭 教 師 病 院 等 に 奉 職 する 醫 師 又 は 看 護 婦
  - 測 量 技 師 活 動 寫 真 攝 影 技 師 保 險 會 社 外 交 員 電 燈 會 社 集 金 員
  - 監 新 聞 記 者 株 式 店 員 支 配 人 支 店 長 等
- 三 本調査に入らない者  
 本調査に入らない者は、本調査の対象とならない者である。其の例を次に示す。
- 二十 癡に調査すべき者は労働者と給料生活者であるから左記に示すものは除外すべきである。
  - 二十 學生其の他の無業者

(二) 雇主  
 工場主、商店主、其の他労働者又は給料生活者をして事業を經營する者

(三) 自營業者  
 自營業者とは他人を雇傭せず獨立で營業する者を指すのである。従つて此の種の者は營業の規模の大小、収入の多少に拘らず本調査から除外すべきである。例へば

- 屋 臺 店 露 店 一 軒 行 商 人 鑄 掛 屋 煮 豆 行 商
  - 肩 拾 自 營 的 車 夫 又 は 荷 車 挽 按 摩 洋 傘 張 替 羅 宇 仕 替
- 等の如きである。
- 一 尚右の外例外として左記の者は本調査から除外することになつて居る。蓋し失業問題に關係が薄いからである。

(四) 實收月額二百圓以上の給料生活者

(五) 藝娼妓、酌婦、仲居等

二 失業  
 失業とは就業の能力及意思があつて就業の機會を得ない状態を指すのである。従つて左記の者は失

1 失業として調査するものは失業當時労働者又は給料生活者であつて現に失業して居る者である。但し日傭労働者に就いては毎日又は随時に雇傭關係が變るものであるから失業か否かは前日たる(九月二十日)の状態に依つて決定すべきである。

2 失業とは就業の能力及意思があつて就業の機會を得ない状態を指すのである。従つて左記の者は失







有業者の場合は代赅色刷の面に記入すべきである。聯合申請書に失業者の場合は黒色刷の面に

一 失業者に就いては十一の事柄を調べるのであるがその記入方は次の通りである。

一 氏名

氏名は失業者の氏名を書き入れること。

二 男女の別

男ならば「男」、女ならば「女」の傍に○印をつけること。調査の範囲は調査書の注

三 出生の年月

生れた年に年號をつけて、例へば「慶應元年十月」の如く書き入れること。月の不明な者は「月」の上

に不明と書き入れ、年月共に不明な者は見込の年齢を何歳と書き入れること。

朝鮮人は其の本國の曆に依つても差支ない。

四 配偶者の有無

現に妻又は夫ある者は籍は入れて無くとも「有」、無き者は「無」の傍に○印をつけること。調査員

五 世帯主なるや否や

世帯主ならば「世帯主」、世帯主でないならば「世帯主にあらず」の傍に○印をつけること。但し世帯

主なきとき又は不在の場合には事實上世帯を管理する者、世帯に在る者の選定した者又は調査員が

指定した者等は世帯の管理者であつて爰にいふ世帯の世帯主ではない。例へば旅店、下宿屋の如き

準世帯に於ては其の管理者たる主人は其の準世帯の申告者ではあるが世帯主ではない。

六 世帯員の數(但し世帯主なる失業者の場合に限る)

世帯主(世帯主の意義は前に述べた通り)が失業せる場合には自己を入れて現に住居及家計を共にす

る者の員數を書き入れること。

二 住居及家計を共にして居る者である以上は、家族は勿論女中其の他の雇人も世帯員の數に入るの  
あるが一時の來客者は除外される。然し此の一時の來客者が労働者又は給料生活者である場合には  
世帯員數には入らないが申告を要するは勿論である。此の場合申告者は滞在せる世帯の世帯主又は  
世帯の管理者である。尙一時の來客者が自己の世帯の世帯主である場合は其の者の申告書の世帯員  
數欄に自己の世帯の世帯員數を記入すること(此の場合「世帯主なるや否や」欄  
には世帯主の傍に○印を附す)

七 失業當時の職業

失業當時の職業を「火夫」「旋盤工」「糸繰工」「料理人」「社會會計係」「市書記」「集金員」「道路人夫」「驛

仲仕」「女中」等と成るべく詳しく、例へば工場の職工なれば單に職工とせず、其の職名を「油注工」

とか「機械修理工」の如く、銀行員ならば單に銀行員とせず「爲替係」とか「預金係」とか一見業務の態

様が分る様、又官公署に勤務する者は其の官職名を書き入れること。

雇人で家事に使用される者は女中、乳母、子守等の如く家事用務別を書き入れること。

八 失業當時の勤務先

失業當時の勤先に其の所在地名をつけて、「東京市本所區月島日本鐵工所」「名古屋市東區大曾根町

東海紡績株式會社」「大阪市西區泉尾町一番地料理店水月」「東京市役所社會局庶務課」「横濱市南吉田

町横濱電燈株式會社」「東京市日本橋區小傳馬町運送業山河組」等と書き、單に會社組合商店等の名

稱のみで實質の判明しないものは、其の種類性質を現はす様に併せ記入すること。例へば單に「國

野商店」とあるのみでは業種が不明であるから「絹布商國野商店」等の如く記入すること。

業種一種以上ある場合は其の主なる業種を書き入れること。工業であるか商業であるか不明のもの

は製造業、販賣業又は製造兼販賣業の如く区分して書き入れること。

官公署ならば其の名稱部局名あらば其の名を書き入れること。



雇人で家事に使用される女中乳母等の如き者の勤先は其の雇主の住所氏名のみを書き入れ雇主の業種は書き入れるに及ばず。人夫仲仕其の他日傭労働に従事し常に勤先の移動する者は「不定」と書き入れること。

九失業の原因  
失業の直接原因を「業務廢止」「業務休止」「業務縮小」「労働争議の爲解雇」「自己の都合」「傷疾疾病」「行政整理」「雨天続きの爲」等と精密に書き入れ、單に「不景氣の爲」とか「業務不振」とか漠然たる書き方を爲さざること。

十失業の年月日  
現在の失業が始つた日を「大正十四年四月一日」等の如く書き入れること。但し常に勤先の移動する人夫、仲仕、其の他の日傭労働に従事する者は別に九月中に業務に就かなかつた日數を書き添へること。例へば現在の失業は九月二十九日から引續き九月三十日迄の二日であるが九月中には調査日迄に合計十日間失業した場合には「大正十四年九月二十九日(九月中十日)」の如く書き入れること。

十一失業當時の賃銀又は給料  
失業の前日若くは成るべくそれに近い時期の所得額を日給ならば「日給何圓何拾錢」、月給ならば「月給何圓」、所得不定の場合は平常の所得額を「日額何圓何拾錢」、又は「月額何圓」と見込の金額を書き入れること。  
賃銀又は給料は其の實收額を記入すべく臨時的な期末、年末賞與、退職手當、失業手當の類は勿論之を含まないのである。  
二有業者に就いては一般には左記の六の事柄を調べるのである。  
一氏名(説明失業者の項参照)

二男女の別(同)

三出生の年月(同)

四配偶者の有無(同)

五現在の職業(同)

六現在の勤務先(同)

但し現在有業者であつて最近一箇年以内に失業したことのある者は、右の六事項の外最近の失業に付て、更に次の事項を併せて調査するのである。  
最近一箇年以内の失業とは大正十三年十月一日午前零時から大正十四年九月三十日午後十二時迄の間に失業した事のある者を指すので、若し其の失業が大正十三年十月一日午前零時以前から始つても、十月一日午前零時以後に亘れば、其の失業開始の日から起算するのである。

イ失業當時の職業(説明失業者の項参照)

ロ失業當時の勤務先(同)

ハ失業の原因(同)

ニ失業の年月日(同)

ホ失業當時の賃銀又は給料(同)

ヘ失業後就業したる年月日

失業後現在の職に就いた日を「大正十四年八月三十日」の如く書き入れること。

ト就業當時の賃銀又は給料

現在の職業に就いた當時の所得額を日給ならば「日給何圓何拾錢」、月給ならば「月額何圓」、所得の不定な場合は其の平常の所得額を「日額何圓何拾錢」、又は「月額何圓」と見込の金額を書き入



れること。

### 第六 調査の機関

内閣總理大臣	府縣知事	市長
	郡長	町村長
		失業統計調査員

失業統計調査指導員

調査機關の系統は右に示す通りであるが其の組織及職務の大要を述べれば次の通りである。

#### 一 失業統計調査員

失業統計調査員は市町村長の指揮監督を承け調査區を擔當し大體次の事務に従事するのである。

##### 1 準備調査

##### 2 申告書用紙の配付

##### 3 申告書の蒐集及検査

##### 4 申告書の整理及提出

##### 5 以上の附帶事務

#### 二 失業統計調査指導員

失業統計調査指導員は府縣知事、郡長又は市町村長の指揮監督を承け失業統計調査員の指導訓練其他調査に關する指導事務に従事するのである。

#### 三 市町村長

市長は府縣知事、町村長は郡長の指揮監督を承け、大體次の事務に従事するのである。

##### 1 調査區の設定

##### 2 失業統計調査員の内申

##### 3 失業統計調査員の擔當區域指定

##### 4 準備調査表の検査

##### 5 申告書用紙の配付

##### 6 申告書の検査

##### 7 市町村要計表の作成

##### 8 申告書其他の調査書類の提出

#### 四 郡長

郡長は府縣知事の指揮監督を承け、大體次の事務に従事するのである。

##### 1 申告書用紙の配付

##### 2 郡要計表の作成

##### 3 申告書其他の調査書類の提出

#### 五 府縣知事

府縣知事に内閣總理大臣の指揮監督を承け、大體次の事務に従事するのである。

##### 1 調査區の認可

##### 2 失業統計調査指導員及失業統計調査員の推薦及内申

##### 3 申告書用紙の配付

##### 4 府縣要計表の作成

##### 5 申告書其他の調査書類の提出



## 第七 調査の方法

### 一 準備調査

#### 1 失業統計調査員の事務

準備調査は本調査に於て、調査を受ける者及其の世帯を選定する大切な豫備調査であるから、之に當る調査員は最も周到なる注意を拂つて漏なく調査すべきである。

調査員は其の擔當調査区域内の各世帯に就いて、調査を受ける者の有無を調べ、若しあれば其の世帯に就いて、市町村長の定めたる期限迄に、次に示す準備調査表を作成し市町村長の検査を受けるのである。

準備調査の順序方法は大體次の通りである。

- (一) 各住居に就いて此の調査に該當する者があるか無いかを調べ若しあれば其の世帯の住居に世帯番號札を貼付すること。
- (二) 此の場合國勢調査の番號と混同しない様、國勢調査の番號札の下に貼付すること。
- (三) 調査を受ける者の在る世帯の所在地の地番號を調べること。
- (四) 右世帯の申告者の氏名を調べること。
- (五) 調査を受ける者の數を有業者及失業者に分ちて調べること。
- (六) 世帯員不在の爲め調べが出来なかつた時は、重ねて巡回して調べるか、若し近隣の者で判る場合は之に質して調べること。
- (七) 右調査に付ては懇切丁寧を旨とし、關係なき質問を發して疑惑を招き又は感情を害せざる様注意しなければならぬ。

準備調査表の作成方法は大體次の通りである。

- (一) 世帯番號は調査世帯の順路に従つて一號より順次記入すること。
- (二) 世帯所在地番號は、「榮町五丁目六番地」、又は「大字山田字中郷九番地」の如く明細に記入すること。
- (三) 申告者の氏名は世帯主又は世帯の管理者の氏名を記入すること。
- (四) 準備調査當日欄には夫々世帯内に於ける有業者及失業者の數を記入するのであるが、若し一世帯中有業者のみで失業者がない場合は失業者欄には○と記入すること。  
前項記入の場合は爾後異動による訂正の場合を考慮し、成るべく右寄に記入すること。
- (五) 世帯員不在の爲再調を必要とする場合は、備考欄に「要再調」と記入し置き、重ねて巡回の際調査の結果を記入して「要再調」の文字を抹消すること。但し再調の結果調査を要する者なき場合は、其の世帯欄は抹消し世帯番號は缺番とすること。
- (六) 準備調査表作成後調査期日迄に、各欄の記入事項に異動を生じ又は誤謬あることを發見したる時は、其の都度左記の各項に依つて訂正すること。
  - (1) 準備調査表に記載してある世帯が全部擔當區域外に移轉した場合は、世帯番號札を取去り準備調査表各欄の記入を讀み得る様抹消し、備考欄に「移轉」と記入すること。
  - (2) 準備調査表に記載なき世帯に調査を要する者あることを發見したる場合には其の住居に新に世帯番號札を貼付し、世帯所在地の地番號、申告者の氏名及調査を要する者の數を夫々準備調査表の各該當欄に記入し備考欄には「追加」と記入すること。
  - (3) 申告書の記入を要する場合は直に用紙を配付すること。
- (3) 準備調査表に記載ある世帯が擔當調査区域内に於て移轉した場合には番號札を取去り、移轉先



- (1) 同一番號の札を貼付して、準備調査の「世帯所在地の地番號」欄を訂正し、備考欄には「区内移轉」と記入すること。
- (2) 準備調査表に記載ある世帯内で調査を要する者の數に異動を生じた場合は、夫々其の事實に依つて記入を訂正し、若し異動の爲調査を要する者が全部なくなつた場合には、其の世帯の世帯番號札を取去り(1)に掲げたと同様準備調査表各欄の記入を讀み得る様抹消すること。
- (3) 準備調査表の記入に誤謬あることを發見した場合は、直に訂正し、其の旨「備考欄」に記入すること。

2 市町村長の事務

(一) 準備調査表用紙の配付

市町村長は準備調査表用紙を失業統計調査員に配付する場合は各其の用紙の該當欄に左の事項を記入して配付すべきである。

- (1) 府縣郡市町村役所役場名
  - (2) 調査區番號
  - (3) 失業統計調査員の氏名
- 尙配付の場合にはよく其の記入方を懸示して誤のない様注意せられたし。
- (二) 準備調査表の検査
- 失業統計調査員から検査を受くるため、準備調査表の提出ありたる場合は左記の各項に従つて検査し、不明又は誤謬があつた場合は、直に再調査を命じ又は訂正すべきである。
- (1) 世帯番號は順次に記載されて居るか。
  - (2) 世帯所在地地番號に誤はないか、又其の順路は適當であるか。

- (3) 申告者は適當であるか。
  - (4) 準備調査當日現在欄記入の有業者及失業者は此の調査に所謂労働者又は給料生活者に當つて居るか。
  - (5) 失業の認定は適當であるか。
- 訂正又は抹消した箇所があれば其の取扱方は正當であるか。
- 以上の検査は出來得る限り一々擔當失業統計調査員に就いて、各記入世帯毎に質問検査すべきである。
- 準備調査の結果に依る失業者及有業者數は、申告書用紙を失業統計調査員に配付する際の基準となるのであるから、豫め次の様な配付簿を作成し置くことが便利である。

申告書配付簿

調査區番號	擔當調査員名		配付枚數	追加配付枚數	計
	有業者	失業者			
計					

二 申告書用紙其の他の印刷物の配付

1 府縣知事は内閣總理大臣から申告書用紙其の他の印刷物を受取つた時は、其の一部分を豫備として



- 保存し其の他は之を適當に郡市長に配付すべきである。
- 2 郡長は更に其の内から一部分を豫備の爲保存し其の他は之を町村長に配付すべきである。申告書用紙不足すべしと認められた場合は直に府縣知事に請求して補給を受くべきである。
- 3 市町村長は申告書其の他の印刷物を受け取つた時は、之を失業統計調査員に配付するを要する。但しこの場合申告書用紙は準備調査の際調べた調査を要する者の數に、約百分の二十五の豫備を加へて各調査員に配付し、其の他は豫備として手許に保存すべく、又申告書用紙以外の印刷物は適當の豫備を手許に保存して其の他を各調査員に配付すべきである。申告書其の他の印刷物不足すべしと認められた場合は、直に市長は府縣知事に、町村長は郡長に補給を受くるを要する。
- 市町村長は申告書用紙を調査員に配付する場合、申告書用紙指定の該當欄に府縣郡市町村名及調査區番號を記入すべきである。
- 4 失業統計調査員は申告書用紙其の他の印刷物を受け取つた際準備調査表記載の調査を要する者の數と對照して枚數不足又は不足すべしと認められた場合は、直ちに市町村長に請求して其の補給を受け、市町村長の定めた期日迄に、準備調査表に依つて調査を要する者ある世帯に配付すべきである。但し配付の場合は特に左記の點に注意するを要する。
  - (一) 申告書用紙には、豫め配付前準備調査表に依つて、用紙指定の箇所に世帯番號を記入しおくこと。
  - (二) 申告書用紙は之を申告者に配付すること。但し申告者不在の場合は世帯員に、申告者世帯員共に不在の場合は重ねて巡回するか、又は近隣に申告者ある場合には便宜之に委託するも差支ない。
  - (三) 配付の場合にはよく記入方を懸示し、且十月一日午前八時迄に申告書を作成すべき旨を告ぐること。
  - (四) 配付の枚數は調査を要する者一人に付一枚とすること。但し人の出入頻繁の世帯で調査を要する

- 者の異動多しと認められた場合は、見込を以つて適當の枚數を配付すること。
- (五) 申告書用紙は両面刷りにしてあるから失業者の場合は黒色刷面に、有業者の場合には代赭色刷面に記入し一人に付一枚の用紙を使用すべき旨を注意すること。
- (六) 調査期日迄に準備調査表記載の事實に變動を來す虞なしと認められた場合は、其の必要な裏面は抹消し配付するも差支ない。此の場合に、若し調査當日迄に變動を來した場合は新に申告書用紙を配付して記入せしむること。

### 三 申告書の蒐集

- 失業統計調査員は市町村長の定めた期日に擔當調査區内の調査を要する者ある世帯に就いて漏なく申告書を蒐集すべきである。但し此の場合には左記の點に特に注意するを要する。
  - 1 豫備の申告書用紙を携帯し必要な場合直に配付し得る様準備すること。
  - 2 準備調査表其の他調査に必要な規定書類は之を携帯すること。
  - 3 申告書蒐集に際して調査を要する者に異動があつた時、又は新に調査を要する者ある世帯を發見した場合は、前に「準備調査」の項で述べた手續に依つて、準備調査表を訂正加除し、申告書用紙の配付を要する場合は、直に申告者に配付し申告書の記入を爲さしめた後蒐集すること。
  - 4 申告書用紙の毀損又は紛失等に依つて用紙の追給を要する者があつた場合は、直に携帯せる豫備の用紙を配付すること。
  - 5 申告者にして申告書の記入を爲し得ざる者があつた場合は、調査員は申告者をして口頭を以つて申告せしめ、代筆記入して一應讀み聞かせたる上蒐集すること。右代筆の場合は申告書の末尾に「代筆 失業統計調査員何某」と附記すること。
  - 6 一世帯中調査を要する者が二人以上あつた場合は、申告書を有業者の分と失業者の分とに區別し、



各別に申告書「世帯」欄に其の枚数及號数を記入すること。例へば一世帯中調査を要する有業者三名及失業者二名あつた場合は、有業者用申告書には「三枚の内第一號、第二號又は第三號」等と夫々記入し、失業者用の申告書には「一枚の内第一號又は第二號」等と夫々記入すること。但し有業者二名失業者一名の如き場合には、失業者用申告書の分には、枚数及號数は記入せざること。7調査を要する者の死亡其の他の事故に依り、申告書の蒐集不能を來し又は申告書の記入を完成すること能はざる場合は、申告書には世帯番號、世帯所在地番號、申告者の氏名、其の他知り得る限りの事項を記入せしめ、又は調査員自ら代筆記入し、不明な事項は、各該當欄に「不明」と記入し、申告書上部の餘白に其の事由を略記すること。但し此の場合は準備調査表の該當世帯の「備考」欄に「調査不能」と記入すること。

四申告書の検査  
 1 第一回検査

失業統計調査員は申告書を申告者から受取つた場合は、左記の各項に従つて詳細検査すべきである。  
 (一) 申告書の世帯番號及申告者の氏名を準備調査表と對照して、相違の點があつたときは事實に依つて之を訂正すること。

- (二) 準備調査表「準備調査當日現在」欄の有業者及失業者の數と、有業者申告書及失業者申告書の各枚數と符合するか否かを検査すること。
- (三) 右検査の結果符合しない場合は、其の事由を訊し、申告漏の場合は直に申告の手續を爲さしむること。
- (四) 右の手續を終つたならば、有業者失業者別に、申告書を申告書記載の職業及勤先に依つて労働者給料生活者及日傭労働者に區分し、其の枚数を夫々準備調査表の「調査當日現在」欄の「労働者」

欄、「給料生活者」欄及「日傭労働者」欄に記入すること。

- (五) 右の記入を終つたならば、各申告書の枚數と記入の數字と誤なきかどうか一應検査すること。
  - (六) 申告書各項の記入を一々検査し、補正を要するものは直に申告者をして訂正せしむるか又は質問の上訂正すること。
  - (七) 申告書の文字不明のとき又は訂正の爲不明となつた場合には、申告者に申告書用紙を配付して更に申告せしむるか又は自ら淨寫すること。右淨寫の場合は準備調査表當該世帯の備考欄には「淨寫」と記入すること。
- 2 第二回検査  
 第一回の検査は各世帯に就いて取急いで行ふものであるから、或は見落しの處がないとも限らない。依つて擔當調査區の申告書を全部蒐集した後、更に第一回と同一順序に依つて訂正し、重大な事項は申告者をして訂正せしむべきである。
- 尙右検査の結果此の調査に所謂失業者とすべきか又は有業者とすべきか、又労働者に入るべきか給料生活者に入るべきか或は日傭労働者に入るべきか等に付て疑義を生じた場合は、市町村長に訊した後決定すべきである。
- 以上検査の結果誤なしと認めたときは準備調査表「調査當日現在」欄中「有業者」及「失業者」欄の各計及末尾の總合計を記入した後總計を申告書の總枚數と符合するかどうか一應検査して、誤なきとき正申は申告書を世帯番號順に有業者及失業者の二種に分類すべきである。
- 3 第三回検査  
 第二回検査を終つたときは更に左記の検査を爲すべきである。
- (一) 準備調査表「備考」欄の事項に誤謬又は記入漏はないか。



(二) 申告書に世帯番號の記入漏はないか。  
(三) 申告書の有業者總數及失業者總數と準備調査表「調査當日現在」欄の各合計數と符合するかどうか  
右の検査を終つたときは申告書左側上部失業統計調査員檢印の箇所を捺印すべきである。

五 申告書其の他の附屬書類の提出

- 1 調査員は申告書の検査を終つたときは準備調査表寫を作成すべきである。  
右の手續を終つたときは有業者及失業者に區分した申告書を一括して、準備調査表及準備調査表寫と共に市町村長の定められた期限迄に之を市町村長に提出すべきである。但し準備調査表及同寫には末尾に月日を記入し記名捺印し置くことを要する。
- 2 調査員は申告書を市町村長に提出する場合は申告書「かきいれかた」の部分は「切取線」より丁寧に切斷し記入欄の部分を提出すべきである。
- 3 市町村長は調査員から申告書其の他の附屬書類を受取つた時は左記の各項に従つて検査すべきである。
  - (一) 準備調査表記載の世帯總數及「調査當日現在」欄の各合計に誤はないか。
  - (二) 準備調査表「調査當日現在」欄記載の調査を要する者の數と申告書の總枚數と符合するかどうか。
  - (三) 準備調査表の記載事項に誤はないか。
  - (四) 有業者及失業者別申告書中に双方混入せることはないか。
  - (五) 申告書「府縣郡市町村名」及「調査區番號」の記入漏はないか。
  - (六) 準備調査表調査區番號の記入漏はないか。
  - (七) 以上検査の結果誤あることを發見した場合は訂正し、不明又は再調査を要する場合は失業統計調査員に訊し又は再調査を命ずること。

検査を終つたときは準備調査表「調査當日現在」欄の記入により、市町村要計表を作成し、準備調査表には「市町村長檢印」の箇所に捺印して申告書と共に調査區順に適當に取纏め、準備調査表寫は手許に保存し、申告書、準備調査表及市町村要計表は、府縣知事の定められた期限迄に市長は府縣知事に、町村長は郡長に提出すべきである。但し市町村要計表は、町村組合の場合には各別に作成するを要する。

4 郡長は町村長から申告書其の他の附屬書類を受取つたときは、町村要計表に依つて郡要計表を作成し、申告書町村要計表其の他の附屬書類と共に府縣知事の定められた期限迄に、府縣知事に提出すべきである。但し郡要計表は調査令第二條の地域毎に作成するを要する。

5 府縣知事は郡市長から申告書其の他の附屬書類を受取つたときは、郡市要計表に依つて府縣要計表を作成し、十一月三十日迄に内閣總理大臣に提出すべきである。但し府縣要計表は調査令第二條の地域毎に作成するを要する。

失業統計調査員心得

大正十四年五月二十五日  
内閣訓令第五號

第一章 總則

- 第一條 失業統計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ
  - 一 準備調査
  - 二 申告書用紙ノ配付
  - 三 申告書ノ蒐集及検査
  - 四 申告書ノ整理及提出
  - 五 以上ノ附帶事務



第二條 失業統計調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スヘシ  
第三條 失業統計調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際失業統計調査ニ關スル諸規程及準備調査表ヲ携  
帶スヘシ

第四條 失業統計調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スヘカラス  
第五條 失業統計調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第六條 失業統計調査員ハ擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認め  
タルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フヘシ

第七條 失業統計調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙配付及  
申告書蒐集ノ際ハ總テ此ノ順路ニ依ルヘシ

第八條 失業統計調査員ハ申告書及準備調査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命セラレ  
タルトキハ調査ノ上速ニ答申スヘシ

第九條 失業統計調査員ハ市町村長ノ定メタル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フヘシ  
一 各住居ニ付テハ調査ヲ要スル者ノ有無ヲ調査シ之ヲ要スル者アル各世帯ノ住居ニ世帯番號札ヲ貼附  
スルコト

二 世帯所在地ノ地番號ヲ調査スルコト  
三 調査ヲ要スル各世帯ノ申告者ノ氏名ヲ調査スルコト

四 調査ヲ要スル各世帯ニ就キ調査ヲ要スル者ノ數ヲ有業者別ニ調査スルコト

世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハサルトキハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スヘシ

第十條 失業統計調査員一世帯ニ就キ前條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ準備調査表ノ各該當  
欄ニ記入スヘシ但シ再調査ヲ要スル場合ハ該當欄ヲ空欄ト爲シ置キ備考欄ニ「要再調査」ト記入スヘシ  
前項但書ノ場合ニ在リテハ重ネテ巡回シ調査ノ結果ヲ該當欄ニ記入シ備考欄「要再調査」ノ文字ヲ抹消ス  
ヘシ

(記入例参照)

第十一條 失業統計調査員準備調査ヲ終リタルトキハ市町村長ノ定メタル期限迄ニ準備調査表ヲ市町村  
長ニ提示シテ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十二條 前條検査ノ結果不備ノ點アルトキハ市町村長ヨリ準備調査表記入ノ訂正又ハ再調査ヲ命セラ  
ルヘシ

第十三條 申告書用紙ハ準備調査表記入ノ調査ヲ要スル者ノ數ニ應シ約百分ノ二十五ノ豫備ヲ加ヘテ市  
町村長ヨリ配付セラルヘシ

第十四條 失業統計調査員ハ申告書用紙ノ配付前ニ於テ調査區内ニ於ケル調査ヲ要スル者ノ數ニ異動ア  
リタル爲用紙不足スヘシト認めタルトキハ市町村長ニ準備調査表ヲ提示シ其ノ補給ヲ受クヘシ

第二章 申告書用紙ノ配付

第十五條 失業統計調査員ハ市町村長ノ定メタル期日ニ於テ擔當調査區内ニ於ケル調査ヲ要スル各世帯  
ニ申告書用紙ヲ配付スヘシ申告者及之ニ代ルヘキ者共ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ  
申告者ニ依託シテ配付スルコトヲ得

第十六條 調査ヲ要スル各世帯ニ配付スヘキ申告書用紙ノ枚數ハ調査ヲ要スル者ノ數トス  
人ノ出入頻繁ナル世帯ニアリテハ見込ヲ以テ必要ノ枚數ヲ配付スルコトヲ得



第十七條 失業統計調査員ハ申告書用紙配付前豫メ準備調査表ニ依リ用紙指定ノ箇所ニ世帯番號ヲ記入スヘシ

第十八條 失業統計調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告者ニ對シ十月一日午前八時迄ニ申告書ヲ作成シ置タヘキ旨ヲ告クヘシ申告者以外ノ者ニ配付シタル場合亦同シ

第十九條 失業統計調査員申告書用紙配付ノ際調査ヲ要スル世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一 準備調査表ニ記載アル世帯擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ準備調査表各欄ノ記入ヲ讀ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト

二 準備調査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番號札ヲ貼附シ世帯所在地ノ地番號、申告者ノ氏名及調査ヲ要スル者ノ數ヲ準備調査表各該當欄ニ記入シ備考欄ニ「追加」ト記入シ其ノ世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト

三 準備調査表ニ記載アル世帯擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前各號ニ準シテ處理シ備考欄ニ「區内移轉」ト記入スルコト

四 準備調査表ニ記載アル各世帯内ノ調査ヲ要スル者ノ數ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ事實ニ依リ該當欄ノ記入事項ヲ訂正スルコト

(記入例参照)

第四章 申告書ノ蒐集及検査

第二十條 失業統計調査員ハ市町村長ヲ定メタル期日ニ擔當調査區内ノ調査ヲ要スル各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スヘシ

第二十一條 失業統計調査員ハ申告書蒐集ノ際調査ヲ要スル者ヲ新ニ發見シタル場合ニ其ノ世帯ニ配付スル爲豫備ノ申告書用紙ヲ携帶スヘシ

第二十二條 失業統計調査員申告書蒐集ノ際調査ヲ要スル世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査ヲ要スル世帯ヲ發見シタルトキハ第十九條ノ規定ニ依リ處理シ申告者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スヘシ

第二十三條 失業統計調査員ハ申告書蒐集ノ際調査ヲ要スル人員ノ増加又ハ申告書用紙ノ毀損若ハ紛失ノ爲用紙ノ追給ヲ要スルモノアルトキハ豫備ノ申告書用紙ヲ申告者ニ配付シ直ニ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スヘシ

第二十四條 申告者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲シ能ハサルモノアルトキハ失業統計調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞カセタル上之ヲ蒐集スヘシ

第二十五條 失業統計調査員申告書ヲ受取リタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一 申告書ノ世帯番號及申告者ノ氏名ヲ準備調査表ト對照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ訂正スルコト

二 一世帯中申告書二枚以上アルトキハ之ヲ失業者及有業者ニ區分シ各別ニ枚數及號數ヲ申告書ノ該當欄ニ記入スルコト

三 準備調査表記載ノ調査ヲ要スル者ノ數ト申告書ノ枚數ト符合スルヤ否ヤヲ検査シ「調査當日現在」ノ各該當欄ニ調査期日現在ニ於ケル調査ヲ要スル者ノ數ヲ有業者、失業者別ニ勞働者、給料生活者及日傭労働者ニ區分シ其ノ數ヲ記入スルコト

四 前號検査ノ結果準備調査表ノ調査ヲ要スル者ノ數ト申告書ノ枚數ト符合セサル場合ニ於テハ事實



- 四 依リ之ヲ調査シ申告漏ナルトキハ更ニ申告セシメタル後前號ニ依リ處理スルコト
- 五 申告書各項ノ記入ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ申告者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト
- 六 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明トナリタルトキハ申告者ニ申告書用紙ヲ配付シ更ニ申告書ヲ作成セシメ又ハ自ら淨寫スルコト

第五章 申告書ノ整理及提出

- 第二十六條 失業統計調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ準備調査表寫ヲ作成スヘシ
- 第二十七條 失業統計調査員ハ申告書ヲ有業者及失業者ニ區分シ世帯番號順ニ重ネテ之ヲ一括シ準備調査表及準備調査表寫ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印ノ上申告書ト共ニ市町村長ノ定メタル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スヘシ

第六章 補則

- 第二十八條 本規程ニ依ル市町村長ノ職務ハ東京市、京都市、大阪市及名古屋市ニ在リテハ區長、町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ相當スル吏員之ヲ行フモノトス

調査區第 號

道府縣 郡 市町村役所役場

準備調査表

失業統計調査員 國野 爲一

世帯番號	世帯所在地	申告者氏名	準備調査		調査		現在		備考
			有業者數	失業者數	有業者數	失業者數	有業者數	失業者數	
一	大字山川水一香地	水野山造	一	〇	一	〇	一	〇	誤記
二	大字山川水五香地	野村山助	二	〇	二	〇	二	〇	一名就業
三	大字山川水七香地	水野助一	三	〇	三	〇	三	〇	一名就業
四	大字川上字山一香地	河上香藏	三	〇	三	〇	三	〇	一名就業
五	大字川上字上郷二香地	上條太助	〇	一	〇	一	〇	一	淨寫區内移轉
六	大字川上字山三十一香地	川村正三	一	一	一	一	一	一	要再調
七	大字川上字上郷一香地	林 博	二	〇	二	〇	二	〇	移轉
八	大字川上字上郷四香地	小田 昇	〇	一	〇	一	〇	一	追加
九	大字川上字水十五香地	後藤八三	一	〇	一	〇	一	〇	



失業統計調査報告書  
(失業者用)  
大正十四年十月一日

第一號様式

府縣都市 町村名	一 氏名	二 男 別女	三 出生の 年月	四 配偶者 の有無	五 世帯主 なるや 否や	六 世帯員 の數	七 失業時 の職業	八 失業時 の勤務先	九 失業の 原因	十 失業の 年月日	十一 失業時 の賃銀又 は給料
	世帯主 に あ ら ず	男 女	年 月	有 無	世帯主 に あ ら ず	人 (世帯主 なる失 業者の 場合 に限る)				年 月 日	圓 錢
調査調 査員 第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 十一 號	第 十二 號
府縣都市 町村名	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 十一 號
調査調 査員 第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 十一 號	第 十二 號

失業統計調査報告書用紙様式

(大正十四年五月二十五日  
内閣告示第五號)

内閣統計局  
.....線.....取.....切.....

年	月	日	合計	九〇	世帯	一一〇	四〇	六五	四五	一五	二五	二〇	一〇	一五	四五
市町村長檢印															
失業統計 調査員氏名															
捺印															

調査員氏名

調査員氏名

117

118



失業統計調査報告書  
(有業者用)  
大正十四年十月一日

第二號様式

府縣都市 町村名	一氏名	三出生の 年月	五現在の 職業	最近一年の内失業の内に 付に業失の内年一近最				六現在の 勤務先	二男 別女	四配 偶者	世帯 第 號	世帯 第 號	府縣都市 町村名	
				イ失業 當時の 職業	ハ失業 原因	ホ失業 當時の 賃料	ト失業 當時の 賃料							イ失業 當時の 賃料

昨年十月以降本年九月三十日迄の間に失業したことのある者は次の事柄をかきいれ失業したことのない者は斜線を引くこと

失業統計調査員検印

世帯主又は世帯管理者氏名

印捺

内閣統計局

線取切

失業統計調査報告書  
(有業者用)  
大正十四年十月一日

第一號様式

失業統計調査報告書

大正十四年十月一日

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	
名まへをかきいれること。	男は「男」、女は「女」の傍に、○印をつけること。	生れた年月をかきいれること。生れた年月の明でない者は見込の年	齢を何歳とかきいれること。	現に妻または夫ある者は籍をいれてなくとも「有」、なき者は「無」の	傍に、○印をつけること。	世帯主は「世帯主」、世帯主でないならば「世帯主にあらず」の傍に、	○印をつけること。	自己をいれて現に同居してゐる者で家計を共にする者の数をかきい	れること。	失業當時の職業を「火夫」「旋盤工」「糸繰工」「會社會計係」「市書記」	「道路人夫」「郵便仲仕」「女中」などなるべく詳しくかきいれること。

かきいれかた

失業當時の職業を「火夫」「旋盤工」「糸繰工」「會社會計係」「市書記」  
「道路人夫」「郵便仲仕」「女中」などなるべく詳しくかきいれること。  
失業當時の勤先に地名をつけて「東京市本所區月島日本鐵工所」「名  
古屋市東區大曾根町東海紡績株式會社」「東京市役所社會局」「東京市  
日本橋區小傳馬町運送業山河組」などなるべく詳しくかきいれる  
こと。  
ただし「人夫」「仲仕」その他日傭労働に従事し常に勤先のかはる者は  
「不定」とかきいれること。  
失業したわけを「業務廢止」「業務休止」「業務縮少」「労働争議の爲解  
雇」「自己の都合」「傷病疾病」「行政整理」などとかきいれること。  
失業した年月日をかきいれること。ただし人夫、仲仕その他の日傭  
労働に従事し常に勤先のかはる者は別に九月中に業務につかなかつ  
た日数をかきそへること。例へば「大正十四年九月二十九日(九月中  
十日)のごとくかきいれること。」  
十一 失業當時最近の所得額を日給ならば「日給何圓何十錢」、月給ならば  
「月給何圓」、所得の不定な者はその平常の所得額を「日給何圓何十  
錢」、または「月給何圓」と見込の金額をかきいれること。



失業統計調査報告  
大正十四年十月一日

一	二	三	四	五	六
ト	ホ	ハ	ロ	イ	カ
失業後現在の職業について、年月日をききいれること。	失業當時の最近の所得額を日給ならは「日給何圓何十錢」、月給ならは「月給何圓」、所得の不定な者はその平常の所得額を「日給何圓何十錢」、または「月給何圓」と見込の金額をききいれること。	失業したわけを「業務停止」「業務休止」「業務縮少」「労働争議の爲解雇」「自己都合」「傷病疾病」「行政整理」などとききいれること。	失業當時の勤先に地名をつけて「東京市芝区田町太田電機工作所」「東京市麹町区内幸町日本醸造新開社」「大阪市北区堂島一丁目米穀仲買店山一商店」などとききいれること。	失業當時の職業を「検査工」「會社人事係」「新聞配達夫」「米穀仲買店員」「荷造人夫」「葬儀人夫」などとききいれること。	現在勤先に地名をつけて「東京市本所區月島日本鐵工所」「東京市日本橋區駿河町三越呉服店」「東京市神田區役所」「東京市日本橋區小傳馬町五番地山川國藏方」などとききいれること。

かきいれた

(附録) 統計資料實地調査ニ關スル法律 (大正十一年四月十八日 法律第五十二號)

- 第一條 政府ハ労働ニ關スル統計資料蒐集ノ爲必要アルトキハ特ニ期日ヲ定メ全國ニ涉リ又ハ一定ノ區域ヲ劃シテ實地調査ヲ行フ
- 前項實地調査ノ期日範圍方法其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 實地調査ニ依リテ蒐集シタル個ノ資料ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第三條 實地調査ニ關スル事務ニ従事シタル者其ノ職務執行ニ關シ知得シタル個人、法人、組合又ハ其ノ業務ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩シタルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第四條 實地調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ、又ハ故意ニ不實ノ申告ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
- 第五條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用キテ實地調査ヲ妨ケタル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

失業統計調査令 (大正十四年五月二十三日 勅令第二百二號)

- 第一條 失業統計調査ハ大正十四年十月一日午前零時ノ現在ニ依リ之ヲ行フ
- 第二條 失業統計調査ハ左ノ地域ニ之ヲ行フ
  - 一 札幌市及其ノ附近
  - 二 東京市及其ノ附近
  - 三 京都市及其ノ附近



- 四 大阪市及其ノ附近
- 五 堺市及其ノ附近
- 六 横濱市及其ノ附近
- 七 横須賀市及其ノ附近
- 八 神戸市及其ノ附近
- 九 尼崎市及其ノ附近
- 十 長崎市及其ノ附近
- 十一 佐世保市及其ノ附近
- 十二 名古屋市及其ノ附近
- 十三 濱松市及其ノ附近
- 十四 仙臺市及其ノ附近
- 十五 金澤市及其ノ附近
- 十六 岡山市及其ノ附近
- 十七 廣島市及其ノ附近
- 十八 吳市及其ノ附近
- 十九 和歌山市及其ノ附近
- 二十 門司市及其ノ附近
- 二十一 八幡市及其ノ附近
- 二十二 夕張町及其ノ附近
- 二十三 足尾町及其ノ附近

- 二十四 大牟田市及其ノ附近
- 前項附近ノ地域ハ内閣總理大臣別ニ之ヲ定ム
- 第三條 失業統計調査ハ第一條ノ時期ニ於テ前條ノ地域内ニ現在スル左ノ者ニ付之ヲ行フ其ノ案件モ共ニ  
一 労働者又ハ給料生活者タリシ者ニシテ現ニ失業者タルモノ
- 二 現ニ労働者又ハ給料生活者タル者
- 第四條 前條第一號ニ掲タル者ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス  
一 氏名  
二 男女ノ別  
三 出生ノ年月  
四 配偶ノ關係  
五 世帯主ナルヤ否ヤ  
六 世帯員ノ數(但シ世帯主ナル失業者ノ場合ニ限ル)  
七 失業當時ノ職業  
八 失業當時ノ勤務先  
九 失業ノ原因  
十 失業ノ年月日  
十一 失業當時ノ賃銀又ハ給料
- 第五條 第三條第二號ニ掲タル者ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス但シ第七號乃至第十三號ニ掲タル事項ハ最近一年内ニ失業セシコトアル者ニ付テノミ之ヲ調査ス
- 一 氏名



- 二 男女ノ別
  - 三 出生ノ年月日
  - 四 配偶ノ關係
  - 五 現在ノ職業
  - 六 現在ノ勤務先
  - 七 失業當時ノ職業
  - 八 失業當時ノ勤務先
  - 九 失業ノ原因
  - 十 失業ノ年月日
  - 十一 失業當時ノ賃銀又ハ給料
  - 十二 失業後就業シタル年月日
  - 十三 就業當時ノ賃銀又ハ給料
- 第六條 失業統計調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス  
 本令ニ於テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ  
 一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス  
 家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同シ  
 寄宿舎、病院、旅店、下宿屋其ノ他家計ヲ共ニセザル者ノ集合スル場屋ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセザルモノハ一場屋毎ニ一世帯ニ準ス  
 第七條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者ニ就キ失業統計調査申告書ヲ以テ第四條各號

- 又ハ第五條各號ノ事項ヲ申告スヘシ
- 第八條 失業統計調査申告書用紙ハ之ヲ各世帯ニ配付ス
- 第九條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ府縣内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十條 郡長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ郡内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第十一條 市長ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ市内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス
- 第十二條 町村長ハ郡長ノ指揮監督ヲ承ケ町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス
- 第十三條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス
- 第十四條 失業統計調査ノ事務ヲ執行ヲ指導セシムル爲必要アルトキハ府縣郡市町村ニ失業統計調査指導員ヲ置クコトヲ得
- 第十五條 失業統計調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ失業統計調査員ヲ置ク
- 第十六條 失業統計調査指導員及失業統計調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第十七條 失業統計調査指導員及失業統計調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セ
- 第十八條 失業統計調査指導員ハ府縣知事又ハ郡市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ調査事務ノ執行ヲ指導ス
- 第十九條 失業統計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ擔當調査區内ニ於ケル失業統計調査申告書用紙ノ配付、失業統計調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス
- 第二十條 失業統計調査員各世帯ニ就キ前條ノ職務ヲ執行スル期間ハ九月二十一日ヨリ十月五日迄トス但シ蒐集シタル失業統計調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第二十一條 天災事變ノ爲失業統計調査員前條ノ期間内ニ其職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハザ







第九條 失業統計調査員ハ市町村長ノ定メタル期間内ニ擔當調査區内ノ調査ヲ要スル各世帯ニ就キ左ノ事項ヲ調査シ別表第一號様式ノ準備調査表ヲ作成スヘシ

一 世帯所在地ノ地番號

二 申告者ノ氏名

三 失業統計調査令第三條第一號ノ労働者又ハ給料生活者タリシ者ニシテ現ニ失業者タルモノノ數

四 失業統計調査令第三條第二號ノ現ニ労働者又ハ給料生活者タル者ノ數

第十條 失業統計調査員前條ノ調査ヲ終リタルトキハ市町村長ノ定メタル期限迄ニ準備調査表ヲ市町村長ニ提示シテ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十一條 失業統計調査員ハ準備調査後異動アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度準備調査表ヲ訂正スヘシ

第四章 申告書用紙ノ配付

第十二條 失業統計調査申告書用紙其ノ他ノ印刷物ハ内閣總理大臣之ヲ府縣知事ニ配付ス

第十三條 府縣知事ハ申告書用紙其ノ他ノ印刷物ヲ受領シタルトキハ其ノ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ之ヲ郡市長ニ配付スヘシ

第十四條 郡長ハ申告書用紙其ノ他ノ印刷物ヲ受領シタルトキハ其ノ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ之ヲ町村長ニ配付スヘシ

第十五條 市町村長ハ申告書用紙其ノ他ノ印刷物ヲ受領シタルトキハ其ノ一部分ヲ豫備ノ爲保存シ其ノ他ハ之ヲ失業統計調査員ニ配付スヘシ

第十六條 市町村長ハ申告書用紙ヲ失業統計調査員ニ配付スルニ當リ府縣郡市町村名及調査區番號ヲ申告書用紙ノ該當欄ニ記入スヘシ

第十七條 失業統計調査員ハ申告書用紙ノ配付ヲ受ケタルトキハ市町村長ノ定メタル期日ニ於テ準備調査表ニ依リ必要ト認メタル枚數ノ申告書用紙ヲ申告者ニ配付スヘシ

前項配付ノ場合ハ失業統計調査員ハ申告者ニ對シ其ノ趣旨及記入方法等ヲ懇示スヘシ

第十八條 失業統計調査員ハ申告書用紙ヲ申告者ニ配付スルニ當リ準備調査表ノ世帯番號ヲ各申告書用紙ノ該當欄ニ記入スヘシ

第十九條 失業統計調査員ハ申告書用紙不足スヘシト認メタルトキハ直ニ市町村長ニ請求シ之カ補給ヲ受クヘシ

第二十條 市町村長ハ前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ豫備ノ爲保存セル申告書用紙ヲ配付シ尙不足ヲ生シタルトキハ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ請求シ補給ヲ受クヘシ

郡長ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ豫備ノ爲保存セル申告書用紙ヲ配付シ尙不足ヲ生シタルトキハ府縣知事ニ請求シ補給ヲ受クヘシ

第五章 申告書ノ蒐集及検査

第二十一條 失業統計調査員ハ市町村長ノ定メタル期日ニ準備調査表記載ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スヘシ

第二十二條 失業統計調査員ハ申告者ヨリ申告書ヲ受取リタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一 一世帯中申告書二枚以上アルトキハ之ヲ失業者及有業者ニ區分シ各別ニ枚數及號數ヲ申告書ノ該當欄ニ記入スルコト

二 準備調査表記載ノ調査ヲ要スル者ノ數ト申告書ノ枚數ト符合スルヤ否ヤヲ検査シ「調査當日現在」ノ各該當欄ニ調査期日現在ニ於ケル調査ヲ要スル者ノ數ヲ記入スルコト

三 前號検査ノ結果準備調査表ノ調査ヲ要スル者ノ數ト申告書ノ枚數ト符合セサル場合ニ於テハ事實















第十三條 市町村長ヨリ提出スヘキ調査區設定認可申請書、失業統計調査員推薦内申書、用紙交附報告  
 及世帯番號札ハ大正十四年六月北海道廳訓令第三十九號大正十四年國勢調査地方事務取扱細則ニ準ス  
 ヘシ

數へ年、生年對照表

數へ年	干支	日	本	朝鮮	數へ年	干支	日	本	朝鮮
一歲	乙丑	大正十四年			十二歲	甲寅	大正三年		
二歲	甲子	十三年			十三歲	癸丑	二年		
三歲	癸亥	十二年			十四歲	壬子	明治四十五年		
四歲	壬戌	十一年			十五歲	辛亥	明治四十四年		
五歲	辛酉	十年			十六歲	庚戌	四十三年		
六歲	庚申	九年			十七歲	己酉	四十二年	開隆	五一八三
七歲	己未	八年			十八歲	戊申	四十一年	開隆	五一七二
八歲	戊午	七年			十九歲	丁未	四十年	開隆	五一六〇
九歲	丁巳	六年			二十歲	丙午	三十九年	開光	五一五〇
十歲	丙辰	五年			二十一歲	乙巳	三十八年	開光	五一四九
十一歲	乙卯	四年			二十二歲	甲辰	三十七年	開光	五一三八



六十二歲	六十一歲	六十歲	五十九歲	五十八歲	五十七歲	五十六歲	五十五歲	五十四歲	五十三歲	五十二歲	五十一歲	五十歲	四十九歲
甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑
元治元年	元年	二年	慶應三年	元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
四七三	四七四	四七五	四七六	四七七	四七八	四七九	四八〇	四八一	四八二	四八三	四八四	四八五	四八六
七十六歲	七十五歲	七十四歲	七十三歲	七十二歲	七十一歲	七十歲	六十九歲	六十八歲	六十七歲	六十六歲	六十五歲	六十四歲	六十三歲
庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
三年	四年	五年	嘉永六年	元年	二年	三年	四年	五年	安政六年	萬延元年	元年	二年	文久三年
四五九	四六〇	四六一	四六二	四六三	四六四	四六五	四六六	四六七	四六八	四六九	四七〇	四七一	四七二

三十五歲	三十四歲	三十三歲	三十二歲	三十一歲	三十歲	二十九歲	二十八歲	二十七歲	二十六歲	二十五歲	二十四歲	二十三歲	數へ年
辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	干支
二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五年	明治三十六年	日
五〇〇	五〇一	五〇二	五〇三	開國五〇四	開建國五〇五	開光武五〇六	開光武五〇七	開光武五〇八	開光武五〇九	開光武五一〇	開光武五一一	開光武五一二	本
四十八歲	四十七歲	四十六歲	四十五歲	四十四歲	四十三歲	四十二歲	四十一歲	四十歲	三十九歲	三十八歲	三十七歲	三十六歲	數へ年
戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	干支
十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	二十一年	二十二年	明治二十三年	日
四八七	四八八	四八九	四九〇	四九一	四九二	四九三	四九四	四九五	四九六	四九七	四九八	開國四九九	本
													朝
													鮮



百十六歲	百十五歲	百十四歲	百十三歲	百十二歲	百十一歲	百十歲	百九歲	百八歲	百七歲	百六歲	百五歲	百四歲	百三歲
庚午	辛未	壬申	癸酉	甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未
							文化十四年						
七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年		元年	二年	三年	四年	五年	六年
四一九	四二〇	四二一	四二二	四二三	四二四	四二五	四二六	四二七	四二八	四二九	四三〇	四三一	四三二
										百二十歲	百十九歲	百十八歲	百十七歲
										丙寅	丁卯	戊辰	己巳
										三年	四年	五年	六年
										四一五	四一六	四一七	四一八

八十九歲	八十八歲	八十七歲	八十六歲	八十五歲	八十四歲	八十三歲	八十二歲	八十一歲	八十歲	七十九歲	七十八歲	七十七歲	數へ年
丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	干支
						天保十四年				弘化四年		嘉永二年	日
八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年		元年	二年	三年	四年	元年	二年	本
四四六	四四七	四四八	四四九	四五〇	四五一	四五二	四五三	四五四	四五五	四五六	四五七	四五八	朝鮮
													數へ年
百二歲	百一歲	百歲	九十九歲	九十八歲	九十七歲	九十六歲	九十五歲	九十四歲	九十三歲	九十二歲	九十一歲	九十歲	干支
甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	日
					文政十二年							天保七年	本
七年	八年	九年	十年	十一年		元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	朝鮮
四三三	四三四	四三五	四三六	四三七	四三八	四三九	四四〇	四四一	四四二	四四三	四四四	四四五	



労働者、日傭労働者給料生活者及自営業者ノ區別例示

農業手傳	製鋼職工	磷寸工	鍛冶工	火夫	染色工
仕上工	修繕工	製紙職工	造船工	銅山鑛夫	洋服裁縫工
水夫	煉瓦工	製箱職工	潜水夫	硝子工	紡績女工
海女	木工	製本職	鑄物工	製材工	ラムネ職工
機關夫	製靴工	西洋洗濯職工	印刷職工	屑撰工	製圖工
料理人	下女	鐵道小荷物配達	石鹼製造工	家政婦	鐵道郵便夫
莫大小職工	郵便配達夫	驛夫	小使	市電現業員	仲造
守衛	商店配達夫	車夫	門番	自動車運轉手	荷造
巡視	小車挽子	荷馬車挽子	給仕	電報配達	工夫
夜警	踏切番	女髮結梳子	下男	電車旗振	湯屋三助
日傭労働者	井戸職	篩ひ	手傳	屋根職	水道堀り方
土方	植木職	電柱建て	人夫	東西屋	木煉瓦敷
仲仕	葬儀人夫	烟突塗	大工	もっこ擔ぎ	掃除屋
左官	スコップ使ひ	漆喰塗	石工	トロ押し	土均し
木挽	地搗き	土練り	ペンキ塗工	砂荷ひ	セメント運び

足場結び	花持ち	瓦揚げ	旗持ち	瓦めぐり	輿丁
車の後押し	廣告配り	丸太運び	行燈かつぎ	汚物運搬夫	硝子かき
溝渠浚渫夫	消毒人夫	捕鼠人夫	撒水夫		
給料生活者	小学校教員	タイピスト	屬	教授	商店番頭
地方事務官	講師	商店仕入係	雇	電燈會社庶務係	商店店員
統計主事補	技師	工場長	巡査	技手	工場人事係
囑託員	測量師	工場事務員	市書記	工事監督	機關士
消防手	銀行預金係	高級船員	市掃除監督	銀行貸付係	保險會社外交員
役入役	保險會社集金員	郵便局事務員	織物検査員	新聞記者	農事監督
雜誌記者	ホテル帳場方	株式店員	貯蓄銀行勸誘員	家庭教師	禰宜
組合書記	保母	通譯	代診	病院等ニ勤務スル看護婦	
支配人					

自營業者	表具師	洋服商	裁縫職	塗物師	洗張業
養鶏業	青物商	理髮業	鍛冶職自營	古物商	果物商
大工	料理店	薪賣業	蹄鐵業	貿易商	自轉車業
指物業	仲買業	花賣業	綿打職	屑屋	靴商
下駄表製造業	生魚商	酒商	口入業	米穀商	金物商
機械業					



荒物商	羅苧仕替	湯屋	豆腐商	屋臺店	製圖業
うどん商	按摩	易者	煙草商	空俵買	預り業
海運業	冷アメ行商	燒芋商	運送業	靴直し	便所掃除
人力車夫	代書	貸本屋	自營荷馬車挽	古繩買	スサ業
諸種行商	繩屑拾	旅館	下駄直し	辻占業	下宿屋
質屋					

失業統計調査質疑解答 (地方廳主任 會議ノ際)

調査地域

問 戸知市ハ八幡市ニ劣ラザル工業地ナルヲ以テ「八幡市及其附近」トアルヲ「八幡市、戸知市及其附近」トサレ度 (福岡)

答 調査地域ハ諸種ノ標準ニ依ツテ選定シタルモノニシテ戸知市ノ如キハ便宜八幡市ノ附近トシテ調査スルヲ適當ト認ム

問 神奈川縣ニ於テモ福岡縣ト同様ナル意見ヲ有ス。現ニ川崎市ニ於テハ、其職工數九、〇〇〇人ニシテ、隣接ノ田島町ヲ加フレバ二〇、〇〇〇人ヲ算シ、而モ京濱間ノ中心ニ位シテ重要ナル地位ヲ占ム斯ル川崎市ヲ除外シ之ヨリ職工數少ナキ横須賀市ヲ單ニ官營工場ノ存スル故ヲ以テ調査地域ニ掲ゲタルハ、甚ダシキ矛盾ナリ故ニ川崎市ハ別ノ勅令ニ依リ獨立セル調査地域トシテ追加アリ度 (神奈川)

答 調査地域ハ工場職工數、調査地人口及地方的代表等ノ點ヲ參酌シテ之ヲ決定セルモノニシテ、川崎市ノ如キハ特ニ獨立ノ調査地域トスルノ必要ナシト認ム

問 北海道ニモ之ト同様ナル事情アリ。函館、室蘭ハ一般調査地域ノ標準ニ合致スルモノノ如ク、然ルニ選定サレタル夕張町ハ、失業殆ト無キノ状態ナルヲ以テ、右兩市ニ付テ相當御配慮アリ度 (北海道)

答 函館室蘭兩市ハ労働者數其ノ他ノ點ニ於テ調査地域選定ノ標準ニ合致セズ夕張町ハ北海道ニ於ケル代表的鑛山所在地ナルヲ以テ之ヲ選定シタルモノナリ

問 足尾町ノ附近ナル群馬縣ノ一部ヲ調査スルノ必要ナキヤ

(群馬)

答 同地ハ足尾鑛山ニ直接關係ナキヲ以テ調査スルノ必要ナシ

問 村ノ一部ノミナ調査地域ニ編入シテモ差支ナキヤ

(宮城)

答 不可ナリ

問 附近ノ地域ニ關スル當局ノ照會案中「同市ノ延長ト認メラルヘキ云々」トアルモ、延長トハ何チ意味スルヤ其ノ限界如何

(神奈川)

答 市ノ延長トハ其ノ間河川又ハ湖水ヲ以テ隔ツルモ、交通關係等ヨリ多クノ通勤者等居住シ事實上ノ市ノ延長ト看做サルノ範圍ヲ云フ

(神奈川、大阪)

問 水上ハ如何ナル場合モ絕對ニ調査セザルヤ

(神奈川)

答 原則トシテ調査セズ但シ事實上陸上ノ延長ト看做サルベキ住居ハ之ヲ調査ス

世帯、世帯主及申告者

問 失業統計調査令第六條第二項「本令ニ於テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスルモノヲ謂フ」ニ於ケル住居トハ住家ヲ意味スルヤ

(神奈川)

答 コ、ニ住居トハ國勢調査ノソレト觀念ナ同ウシ雨露ヲ凌グニ足ルベキ構造ノ存スルヲ以テ必要且充分ナリトス

問 世帯員ノ範圍如何

(神奈川)

答 世帯員トハ當住ノ住居及家計ヲ共ニスル家族、家事使用人及職業使用人ヲ云フ

問 十月一日午前零時ニ甲世帯内ニ來客トシテ在リシ乙ハ甲世帯員數ニ入ルヤ

(神奈川、北海道、石川)

答 乙ハ世帯員數ニ入ラザルモ被調査者ナル以上甲ハ乙ニ關シ申告ノ義務アリ、從テ甲ノ提出スベキ申告書枚數ト甲ノ世帯員タル被調査者ノ數ト一致セズ

問 乙ガ被調査者ナル世帯主ナル場合ニハ乙ノ留守宅ニ於テ如何ニ申告スベキヤ

(神奈川、北海道、石川)

答 乙ノ留守宅ニ於テハ乙以外ニ被調査者アル場合ハ申告スベキモ被調査者ナキ場合ハ申告ノ要ナシ

失業ノ意義

問 日傭労働者ノ失業セルヤ否ヤ前日ノ状態ノミニヨリテ決定スルヨリ寧ロソノ性質上過去一箇月内ニ於テ一定日數以上失業セシモノ











- 問 失業統計調査ノ結果報告ナリ市町村ニマテ配付アリタシ
- 答 配付ノ豫定ナリ (長崎)
- 問 失業統計調査員徽章ト國勢調査員徽章トハ別個ノモノナリヤ
- 答 徽章ハ一個ヲ以テ共通セリ (北海道)
- 問 勞働統計實地調査ニ關スル法律ハ給料生活者ニ適用アリヤ
- 答 適用ナシ (群馬)
- 問 然ラバ勞働者ニ罰則ノ適用アリテ、給料生活者ニ無キコト、ナルモ差支ナキヤ
- 答 統計調査ハ國民ノ自發的申告ニ俟テ、成ルベク罰則ニ依リ強制スベキニ非ズ。殊ニ給料生活者ハ、概ネ智識階級ナルガ故ニ罰則ヲ以テ臨マザルモ徳義心ニ訴フル方良結果ヲ得ベシ現ニ前回ノ國勢調査ニ於テモ罰則ヲ適用シタル者僅カニ六人ニ過ギズ
- 問 失業統計調査ニ關スル法規類ハ國勢調査ノ分ト同時ニ送付アリ度
- 答 成ルベク御希望ニ沿フ様取計フベシ (長崎)
- 問 調査ニ關スル質疑解答ノ要綱ヲ配付アリ度
- 答 御希望ニ沿フ様取計フベシ (長崎)
- 問 宣傳ボスターノ配付又ハ其ノ見本ノ配付アリ度
- 答 當局トシテハ其ノ費用ナキモ統計協會等ノ援助アル筈ナレバ御希望ニ沿フ様取計フベシ尙民間ノ會社商店ヨリ其ノ廣告ヲ兼ネタルボスターノ寄贈ヲ受クルガ如キ便法モアルヲ以テ斯ル方法ヲ利用セラレテハ如何
- 問 各世帯ニ配付スベキ失業統計調査ノ一枚刷宣傳書又ハ其ノ原稿ヲ配付又ハ指示アリ度
- 答 印刷配付ノ見込ナリ (愛知)
- 問 十月一日ニハ宣傳ノ爲飛行機ヲ飛翔セシメラレ度
- 答 其ノ旨陸軍省ニ交渉スベシ (長崎)

失業統計調査質疑解答 第一報  
 廣島縣 質疑

- 一問 失業統計調査ノ説明中調査時期七行目ニ「(家である)と否とを問はず」トアルハ何チ意味スルモノナリヤ貴局御説明ノ意義徹セス
- 答 「家族である)と否とを問はず」ノ誤ニ付訂正アリタシ
- 二問 同説明中有業者ニシテ調査ヨリ除外スヘキ者ノ「實收月額二百圓以上ノ給料生活者」トハ
- 答 一、月額二百圓以上ノ俸給、給料又ハ之ニ類スル報酬ヲ得ル給料生活者ノ意ナリヤ  
 二、給料生活者ニシテ収入月額二百圓以上ヲ有スルモノ即チ俸給百五十圓及年金月額五十圓ヲ有スル者等ヲモ含ムヤ  
 (ハイ) 場合俸給給料ノ實收額トハ如何ナルモノヲ指スヤ例ヘバ官吏ニシテ二百圓ノ俸給ヲ受クル者アリトセハ此ノ場合實收月額トハ二百圓ヲ云フヤ又ハ國庫納金ノ如キ法令ニ依リ規定セラル、經常ノ引去金ヲ控除シタル實際ニ接受セル百九十八圓ヲ云フヤ  
 一、ノ場合ハ御見解ノ通り  
 二、収入月額二百圓以上トハ勞務ノ報酬タル性質ヲ有スル經常的収入カ二百圓以上ノ意ナルヲ以テ勞務ノ報酬ニ非ラサル年金又ハ其ノ他ノ財産収入ノ如キハ含マザル義ト御了知アリタシ  
 (ハイ) 場合ハ國庫納金其ノ他經常引去金ヲ控除セサル金額トス  
 (ハイ) 場合ハ、娼妓、酌婦、仲居「等」トハ如何ナル業態ニアル者ヲ指スヤ具體的ニ之カ例ヲ舉ゲラレタシ若シ全國的ニ不明ナレバ東京市ニ於ケルモノヲ示サレタシ
- 三問 料理屋、待合茶屋、飲食店ノ女中(但シ戸内使用人タル飯焚下女ハ勞働者トス)飯盛、遊摩、湯女、カフェーノ女給(但シ男給ハ勞働者トス)ノ類
- 四問 失業統計質疑解答被調査者最終北海道質問ニ對スル回答中「實質」トハ業態ヲ本體トシテナルヤ又ハ體性ヲ主體トシテナルヤ又質問カフェーノ男給ハ之ニ含マル、ヤ
- 答 實質ニ於テ酌婦ト同様ナルモノトハ地方ニ依リ名稱ヲ異ニスルモ酌婦ニ類スル者ヲ云フカフェーノ男給ノ如キハ勞働者トシテ調査ス但シ質問ノ類ハ雇備關係ノ下ニアラスシテ概ネ自營業ノ場合多カルヘク斯ノ如キハ自營業者トシテ除外セラレ
- 參照 北海道質疑
- 問 實質ニ於テ酌婦ト同様ナルモノ名稱ノ異ル者ハ調査スルヤ
- 答 名稱ノ如何ニ拘ラズ實質ニ於テ酌婦ト同様ナル者ハ之ヲ除ク
- 五問 甲中等學校教諭(月俸百八十圓)ガ乙夜學校ノ教師(手當月二十圓)ヲ勤メタルニ大正十四年八月三十日ニ至リ甲教諭ヲ免セラレタル場合有業者トシテ調査申申告書ニハ一旦八月三十日ニ甲乙兩業共失業シ更ニ同月乙業ニ就業シタル體ニ看做シ記入セシムルヲ本調



答 查本來ノ目的ニ台致スルモノト思料ス(記入方ハ別紙ノ通り如何) 設問ノ如ク甲乙二ツノ職業ヲ有スル場合其何レモガ給料生活ナル職業ノ場合ニ其ノ甲ナル一ヲ失業シタル場合ハ失業者ト認メズ從

テ甲ノ職業ニ對スル失業ノ事實ハ之ヲ最近一箇年以内ノ失業トシテ掲記スルニ及バズ 尙甲乙二ツノ職業ガ一ツハ自營業一ツハ給料生活ナル職業ノ場合ニ於テ其ノ給料生活タル職業ヲ失ヒタル場合ハ之ヲ失業者ト看做

ス 世帯ノ意義及申告義務者ノ説明中世帯意義(別ノ準世帯としない)トアルヲ以テ世帯主失業者ナル家ニ素人下宿セル甲(有業者)ハ (ホ)ニ依リ各一ノ普通世帯ヲ構成スルモノトシテ可ナリヤ若シ然ラズトシルノ説明ガ其ノ世帯ノ一員ト看做スノ意ナリトスレバ當然

世帯員ノ數欄ノ人員中ニ下宿者タル甲ヲモ加算セザルベカラザルコト、ナルヲ以テ調査本來ノ目的ト離ル、結果トナル何レニ解ス

ベキヤ 尙「家計を共にする」トハ同一經濟ノ下ニ生活ノ意ナリヤ又下宿人ハ「家計ヲ共ニスルモノ」ト解スベキヤ

答 「世帯員ノ數」欄ニ掲ゲベキ世帯員ハ住居及家計ヲ共ニスベキ者ナルコトヲ要ス故ニ素人下宿ノ下宿人ハ世帯内ニ在ル者ナレドモ家

計ヲ共ニセザルヲ以テ世帯員數ニハ加算セズ一時來客者ニ付テモ同様ナリ家計ヲ共ニスルモノトハ同一經濟ノ下ニアルモノヲ指ス

米國ヘ渡航者ノ家族中日本ノ國籍ヲ離退セシ者ガ歸朝シ丁度調査時期ニ世帯主ノ失業シタル者ノ世帯内ニ同居セシ場合ハ失業統計

調査申告書(六)ノ世帯員數ニ加算スベキモノナルヤ 一時ノ來客ニアラザレバ世帯員トシテ加算ス(但シ家計ヲ共ニスル場合ニ限ル)

八問 答 外國人ノ家事使用人又ハ家族ト家計ヲ共ニスル外國人ノ同居者ハ其ノ世帯主ガ失業者ナルトキハ世帯主ノ各世帯員數ニ加算スベキ

ヤ 前同様世帯員數ニ加算セラレタシ 九問 答 準備調査表記入例世帯番號八號ノ欄全部抹消シアルモ備考欄ニ何等記入ナキニ付如何ナル場合ニ全部抹消セシモノナルヤ

準備調査表ニ記載アル世帯ニシテ調査ヲ要スル者全部其ノ世帯ヨリ退去シタル場合ヲ指ス例ヘバ甲ノ世帯ニ於テ乙ナル被調査者、

名アリ準備調査表ニ記載シタルニ其ノ後乙甲ノ世帯ヨリ退去シ甲ノ世帯ハ調査ノ必要ナキニ至リタル場合ナリ

世帯員ノ範圍ヲ示サレタシ 十問 答 左記ノ者ハ世帯員トシテ取扱フヤ

一、同居者ニシテ食費ノ幾部ヲ世帯主ニ支出スル場合

二、親類等ノ關係ヲ以テ食費等ノ經費ヲ支出セズ數年間同居セル者(學生ノ如シ)

三、調査時期ニ於ケル來客

一、ノ場合ハ其ノ一部分ノ家計ヲ共ニスルモノト認メラル、ヲ以テ世帯員數ニ加フルコト

二、ノ場合ハ世帯員ニ加フルコト

三、ノ場合ハ世帯員ニ加ヘザルコト

但シ來客者カ労働者又ハ給料生活者タル場合ニ於テハ世帯員ニハ加ヘサルモ其ノ者ノ申告書ハ其ノ滞留スル世帯ノ世帯主ヨリ提

出スルコト

兵庫縣質疑

一問 被調査者ノ範圍中カフエーノ女給、遊廓ノ引子(女子)及ホテルノボーイハ被調査者ノ範圍中ニ包含セラル、モノト被認モ女給ノ如

キハ之ヲ細別スレバ除外シテ差支ナキモノト當然被調査者中ニ包含セラルヘキ性質ノモノトアリ之カ取扱如何

カフエーノ女給、遊廓ノ引子(女子)ハ本調査ヨリ除外セラルヘキモホテルノボーイ(男子)ハ労働者トシテ取扱レタシ尙女給(女給

ノ意不明ナルモ)ハ主トシテ酒間又ハ座席ニ侍リ客ノ給仕ヲ爲ス者ハ酌婦ニ類スルモノトシ取扱レタシ

二問 實收月額二百圓以上トハ月俸又ハ日給以外ニ經常的ノ收入ヲ包含スルハ勿論ナルモ例ヘバ月俸百圓以下ノ給料生活者ニシテ副業的

ノ收入ヲ加算スレハ實收二百圓以上トナル場合ニ於テハ除外シテ差支ナキヤ(但シ副業的収入モ經常的ノモノナリ)

答 爰ニ實收月額トハ給料生活者タル勞務ノ報酬トシテ受クル收入ヲ指ス義ニシテ設問ノ場合其ノ副業方何レモ給料生活タル職業ナル

場合ハ合算スヘキモ然ラサル職業ニ依ル場合若クハ恩給、年金、其ノ他ノ財産收入等ナル場合ハ其ノ收入カ經常的ナル場合ト雖モ

算入セス 三問 給料生活者ト労働者ノ區別ニ付電車ノ車掌、運轉手、鐵道従業員ハ労働者トシ取扱差支ナキヤ

交通労働者(通信、運輸従業員ヲ含ム)ハ原則トシテ労働者ト認ム但シ官公吏タル者(例ヘバ判任官タル鐵道ノ車掌ノ如キ)及民間會

社ニ於テモ社員ト同等ノ取扱ヲ受クル者ハ給料生活者トス 四問 給料生活者ニシテ二百圓以上ノ收入アリシモノ、失業セシ場合ニハ失業者トシテ申告セシメ差支ナキヤ

申告セシメサルコト、仰承知アリタシ尙有業者ニ付テモ現ニ月收二百圓以上アル者ハ調査セザル義ニ付爲念

五問 本調査ノ被調査者年齢ハ關係セザルヤ(小供、老人等ハ失業對策上必要無之様被思料候)老人モ小供モ總テ調査スベキ義ナリヤ



別二年齡ニ制限ハ設ケズ

京都府質疑

一問 御説明書ニ依レバ日傭労働者ト認ムベキ業務ニ従事スル者ト雖モ一定ノ雇主ニ常備的ニ雇傭セララル、モノハ一般労働者トシテ取扱フコト、ナレバ左例中(一)(二)(三)ハ一般労働者ト認メ(四)(五)(六)(七)ハ日傭労働者ト認メ調査スベキヤ

(一)建築請負業者ニ常時雇傭セラレ居ル大工、石工、左官、屋根職ノ類

(二)大工ニシテ常時某家ニ傭ハル、モ偶々一日ツ、他ニ雇ハル、者

(三)掃除夫トシテ一定ノ雇主ニ雇傭セラレ隔日ニ出務スル者

(四)数年又ハ數箇月繼續ノ建築工事中雇傭セラレ居ル大工、石工、煉瓦職、鍛冶職ノ類

(五)土木工事ノ爲其ノ日其ノ日出頭スレバ工事ノ都合ニ依リ不確定ニ使役セララル、土工ニシテ偶々數日間繼續セル場合

(六)日傭ノ手傭ナリシ者偶々葬儀人夫トシテ一定ノ雇主ニ雇傭セラレ適當ノ仕事アル迄繼續セントスル者

(七)洗濯女ニシテ各所ニ一日又ハ數日間ヅ雇ハル、例ナリシニ偶々缺員ノ女中代リトシテ稍長ク雇傭セラレ居ル場合

答 (一)(二)(三)ハ御見解ノ通り

(四)常傭労働者トス

(五)ハ御見解ノ通り

(六)ハ一定ノ雇主ニ常傭セララル、場合ハ労働者トス

(七)ハ御見解ノ通り

二問

日傭労働者ニシテ調査期ノ前日業務ニ就カザリシ場合ハ之ヲ失業ト認ムル御解釋ト聞ク然リヤ

(イ)然ラバ常傭的ニアラザリシトモ一定ノ雇主ト雇傭關係繼續中偶々其ノ日休ミタルトキ又ハ本人ノ主觀上失業ト認メザルトキヤモ含ムヤ

(ロ)尙九月三十日午前中業務ニ就キ午後休ミタル場合ハ失業ト認メ九月三十日午前中休ミ午後業務ニ就キタル場合ハ失業ニアラズト認ムベキヤ

答 「調査期ノ前日業務ニ就カザリシ場合」トハ「他動的ニ就業ノ機會ヲ得ザリシ意味」ニシテ此ノ場合ハ御見解ノ通り失業トス

(イ)本人ノ主觀上失業ト認メザル場合ト雖モ(ロ)例ヘバ就業ノ希望アリテ病氣用件等ノ「自己ノ都合」ニヨリ就業セザリシ場合ハ失業ト認ムベキヤ

ト認ムルモ(2)全然就業ノ意思ナキ場合ハ失業ト認メズ

(ロ)有業者トス

三問

名譽職ノ町村長助役ニシテ報酬ヲ受クル者ハ其ノ報酬ノ多寡ニ拘ラズ給料生活者ト認メ調査スベキヤ

本府ニ於ケル最近町村長ノ報酬年額ハ最高三千圓最低一圓、助役ハ最高千五百圓最低十圓ニシテ其ノ勤務ノ情況一様ナラズ概ネ家業ヲ有セリ

答 爰ニ賃銀又ハ給料及是ニ準ズベキ報酬トハ勞務ノ報酬タル性質ヲ有スル經營的給與ナルヲ以テ此ノ點ヲ考慮シ決セラレタシ

本業ニ従事スル傍ラ官公衛、學校、寺院、會社、其ノ他ニ囑託助手等トシテ勤務シ毎月一定ノ給與ヲ受クル者アリ給料生活者トシテ調査スベキヤ

例

(イ)大學助手トシテ一定ノ俸給ヲ受ケ且自宅ニテ開業醫ヲ爲ス者

(ロ)修學ノ目的ヲ以テ大學助手トナリ名義上ノ俸給ヲ受クル者

(ハ)寺院住職ニシテ官公署、學校等ノ囑託トナリ一定ノ報酬又ハ手當ヲ受クル者

(イ)ハ給料生活者トス(但シ其ノ月收額ハ大學助手トシテノ給與ノミニヨリ決スルコト)

(ロ)ハ單ニ名義上ノ俸給ニシテ勞務ノ報酬ト認メラレザル性質ノモノナル場合ハ給料生活者ト認メズ

(ハ)ハ給料生活者トス

五問

合資會社ノ社員中勞務提供社員ニハ専ラ會社ニ勤務シテ毎月一定額ノ給付ヲ受クルモノト毎月勞務ノ提供程度ニ應ジ給付ヲ受クルモノトアリ共ニ其ノ給付ハ社員配當ト認メララル、ガ故ニ之ヲ自營業者ト認メ調査セザルヤ

答 茲ニ云フ勞務ノ提供ガ勞務出資ニシテ從テ給付セララル、金額ガ利潤ノ配當タル性質ヲ有スル場合ハ調査ヨリ除外ス

次ニ勞務ノ提供ガ勞務出資ニ非ズシテ從ツテ給付セララル、金額カ勞務ニ對スル純然タル報酬ノ性質ヲ有スル場合ハ給料生活者トシテ調査ス但シ毎月經常的ニ給付セララル、ヲ要スルコト勿論ナリ

行政整理ニ依リ退職シタル者就業ノ能力及意思ヲ有スルモ適當ノ就職口ナキ爲メ當分家業ニ従事スル場合ハ之ヲ本人ノ主觀ニ從ヒ失業者ト認メ調査スベキヤ

六問

御見解ノ通り

旅店、料理屋、席貸、貸座敷等ニ於ケル女中ニシテ専ラ客ノ接待ニ従事スル者又ハ主トシテ客ノ接待ニ従事スル者ハ之ヲ仲居ニ準

七問

答 旅店、料理屋、席貸、貸座敷等ニ於ケル女中ニシテ専ラ客ノ接待ニ従事スル者又ハ主トシテ客ノ接待ニ従事スル者ハ之ヲ仲居ニ準



シ調査セザルヤ

御見解ノ通り

八問 醫師ノ抱車夫、營業自動車運轉手等ニシテチップヲ受クル爲メ雇主ヨリハ給料又ハ賃銀ト認ムベキ一定ノ給付ヲ受ケザル者ハ調査セザルヤ

答 斯ノ如キ場合其ノチップハ賃銀ニ準ズベキ性質ヲ有スルモノト認メラル、ナ以テ労働者トシテ調査ス

九問 調査期ニ現在シタル來客ガ失業者ニシテ他ノ世帯主ナレドモ其ノ現在スル世帯ノ世帯主ニアラザレバ失業者用申告書五ノ欄「世帯主にあらず」ノ傍ニ〇印ヲ附シ六ノ欄ニハ記入セズ其ノ申告ハ現在スル世帯ノ世帯主ヨリ申告スベキモノナリヤ

答 世帯主ナル一時來客者ハ滞留先ノ世帯員數ニハ入ラザルモ其ノ來客者ガ本調査ノ被調査者ニ該當スル者ナル場合ハ其ノ滞留先ノ世帯主ハ申告ノ義務アリ

十問 調査期現在有業者ニシテ前年十月失業シタルモノ十一月一日就職シ翌年三月十日ニ至リ現在ノ職ニ轉シタルモノナル場合ハ有業者用申告書「ハ、失業後就職シタル年月日」欄記入ハ「かきいれかた」ノ説明ニ依レバ現在ノ職業ニ就キタル年月日ヲ記入スベキモノナレドモ失業期間ヲ知らムトスル目的ヨリ考フレバ失業直後ニ就職シタル年月日ヲ記入スルヲ適當ト認ム「ト、就業當時ノ賃銀又ハ給料」欄ノ記入方亦同ジ示サレタル通り即前段ノ如ク記入シ差支ナキヤ

答 此ノ場合ハ失業後初メテ就業シタル時ヲ標準トシテ記入スルコト

失業統計調査質疑解答 第二報

静岡縣質疑

一問 小作料等ノ収入ニ依リ生活スルモノガ名譽職町村長助役又ハ銀行頭取等ノ職ニ在リテ年額三百圓、五百圓等ノ報酬ヲ得ルカ如キ場合ニハ「失業調査被調査者ノ官吏、公吏等ノ俸給給料ニ準シタル報酬ヲ得ルモノ」トシテ之ヲ「給料生活者」ト認メ調査スベキ義ナルヤ

答 労働者又ハ給料生活者タルニハ其ノ受クル賃銀又ハ給料ガ勞務ノ對價タル性質ヲ有スルコトヲ要ス故ニ其ノ地方ニ於ケル一般町村

長ノ俸給ヲ標準トシ之ニ相當スル給與ト認メラル、場合ハ給料生活者トス

和歌山縣質疑

一問 五月二十六日貴局開催地方廳統計主任會議ノ際失業統計調査ノ實施ニ關スル指示事項中第三項失業者ノ意義ニ關スル件説明文第四行目「又ハ工場封鎖ニ因ル不業者及云々」トアリ右工場封鎖ニ因ル不業者トハ如何ナル場合ノモノナリヤ具體的ノ例示承リ度

答 工場封鎖(Lock out)ハ同盟罷業ノ勃發セムトスルニ先チ工場主ノ自衛的ニ採ル手段ニシテ此ノ休業中不就業狀態ニ在ルモノヲ指ス意ナリ

大阪府質疑

一問 光球製造業者アリ或ル工場ヨリ光球ノ材料器械ヲ借り受ケテ自宅ニテ專業ニ或ハ内職的ニ加工製造シテ製品ヲ工場ニ納メ工賃ヲ得テ生活ノ一助或ハ生活ノ基本トナセルモノハ本調査ニ所謂労働者ナルヤ將又自營業者ナルヤ

答 此ノ場合光球製造業者ハ工場ノ労働者ニアラズ從テ雇關係ナキモノト認メラル、ナ以テ本調査ノ労働者ニアラズ自營業者トシテ取扱ハレタシ

二問 保險會社ノ募集員ニシテ定給ヲ受ケズ募集高ニヨリ其ノ歩合ヲ受クルモノハ給料生活者トシテ調査セザルヲ妥當ト認ムルモ全然之ニ依テ生活セル場合ハ如何ニスベキヤ

答 募集員ガ保險會社トノ間ニ雇關係アリ即チ社員タル募集員ノ場合ハ給料生活者トス

失業統計調査質疑解答 第三報

愛知縣質疑

問 小學校兒童又ハ其ノ他ノ學生生徒ニシテ學業ノ餘暇ヲ利用シ新聞又ハ牛乳等ノ配達ヲ爲シ賃銀ヲ受クル所謂苦學生トモ見ルベキ者ハ



労働者トシテ調査スベキモノナリヤ  
 御見解ノ通り労働者トシテ調査ス  
 小学校児童ニシテ授業終了後一、二時間工場労働ニ従事スルモノアリ之等ハ労働者トシテ調査スベキヤ若シ然リトセバ之等児童ニシテ工場ノ都合上解雇セラレタル場合ハ失業者トシテ調査スベキモノナリヤ  
 答 賃銀ヲ受クル場合ハ労働者トス  
 問 業務不振ノ爲業務ヲ中止シ被備者ニ對シ「一定ノ期間ハ手當(金員)ヲ給シ業務復活ノ際ニハ從前通り使用スルモ他ニ適當ナル就職口アル場合ハ各自ノ意ニ任スベシ」ト言ヒ渡シ未ダ其ノ期間中ニシテ他ニ就業セザル者ハ有業失業何レニ屬スルヤ  
 答 右一定ノ期間内ハ他ニ就職スルト否トナ問ハズ手當ヲ支給セラル、場合ハ其ノ手當ハ失業手當ノ性質ヲ有スル給與ト認メラル、故此ノ場合ハ一時雇傭關係ノ中斷セルモノト看做シ失業者トシ取扱ハレタシ之ニ反シ一定ノ期間内ニ他ニ雇傭セラレタルトキハ其ノ時以後手當ヲ支給セザルモノトセバ雇傭關係ハ中斷セザルモノト認メラル、ナリテ有業者トス  
 問 小学校教員ノ年功加俸、僻障加俸、住宅料及官吏ノ月額旅費ハ實收月額額中ニ合算スベキモノナリヤ  
 答 年功加俸、僻障加俸、住宅料ハ合算スベキモ官吏ノ月額旅費ハ合算スベカラズ  
 問 本縣ニ於ケル紡績工場、製糸工場等ノ多クハ毎月一日及十五日ヲ定休日トシ寄宿ノ職工ハ其ノ前日ノ午後ヨリ歸省スルナ例トスル者大部分ヲ占ム故ニ九月三十日午後調査地域外ノ郷里等ニ歸省シ世帯内ニ於テ調査時期ヲ經過シ十月一日中ニ工場ニ歸着スルモノ、如キハ之ヲ如何ニ取扱フベキヤ  
 答 前記ノ場合之ヲ調査セズトスレバ平素數千ノ労働者ヲ包容スル町村モ調査ノ結果ハ労働者甚ダ少數ナル奇現象ヲ呈スルニ至ルニ付爲念國勢調査ノ關係モアリ調査期日ハ成ルベク調査地域外ノ歸省等ハ避ケシメ人口ノ異動ヲ少カラシムル様配慮アリタシ  
 問 調査地域外ニ世帯ナ有スル實收月額額二百圓以下ノ給料生活者ニシテ九月三十日ノ夜ヲ地域内ニ在ル世帯ナキ官公署、會社又ハ事務所等ニ於テ經過シ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルベキ者ハ右調査時期ヲ經過シタル場所ヲ以テ假ニ其ノ世帯ノ所在地トシテ申告スベキモノト思料スルモ爲念若シ此ノ如キ者同一ノ場所ニ二人アルトキハ各別ノ單獨世帯トスルヤ又一ツノ準世帯トシテ取扱フベキヤ  
 答 申告スルノ必要ナシ  
 問 前項ト反對ニ調査地域内ニ世帯ナ有スル被調査者ニシテ調査地域外ノ世帯ナキ官公署、會社、工場等ニ於テ九月三十日夜夜勤又ハ宿直ノ爲調査時期ヲ經過シタル者ハ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルベキ者ナルヲ以テ被調査者トスベキヤ  
 答 御見解ノ通り被調査者トス

問 被調査者アル世帯ノ世帯主ガ調査時期ナ他ノ世帯アル場所ニ於テ經過シ十月一日午前八時以前即チ申告書作成前迄ニ自己ノ世帯ニ歸リタル場合ハ其ノ世帯ノ申告義務者ナリヤ  
 答 御見解ノ通り申告義務者トス  
 問 一世帯内ニ被調査者多數アリテ其ノ内一人又ハ二人以上ノ調査不能ノ者アル場合ハ準備調査表ノ該當世帯ノ「備考」欄ニ「調査不能何枚」ト記入スルノ要ナキヤ  
 答 記入セシメラレタシ  
 正 誤  
 失業統計調査従事員必携中三十四頁五行目「……世帯番號」ノ下「世帯所在地々番號」トアルハ誤ニ付抹消方取計ハレ度シ

失業統計調査質疑解答 第四報

愛知縣 質疑

問 交通労働者中官吏タル者及社員ト同等ノ取扱ヲ受クル者ハ給料生活者トスル儀ナルモ申告書ニ單ニ「自動車運轉手」又ハ「車掌」ト記入シタルノミニテハ申告書面ニ依リテハ之ヲ普通ノ労働者タル運轉手又ハ車掌ト區別シ能ハザルガ如シ、斯クテハ準備調査表及要計表ハ之ヲ検査スル者ノ見所ニヨリテ實數ニ變動ヲ生ズルノ虞アリ、如斯者ニ對シテハ申告書ニ如何ニ記入セシムベキヤ  
 答 「自動車運轉手技手」「車掌判任」「電車運轉手社員」ト區別シ得ル様記入セシメラレタシ  
 問 巡査教習所ニ於テ教習中ノ巡査ノ給料ハ勤務ニ對スル給付ト見ルベキヤ  
 答 御見解ノ通り

長崎縣 質疑

問 警察署ノ留置場ニ在ル者ノ失業統計調査方ハ客月七日付局發第一九四號通牒ノ國勢調査方ニ準ジ當該署長ヨリ申告セシメ可然哉  
 答 御見解ノ通り

栃木縣 質疑

問 申告書(失業者用)第八欄(有業者用)第六欄及(口)ノ記入方ハ法人ナル場合ニハ其ノ法人名ヲ記入スベキ様指示セラレアルモ左記例示ノ



如キハ實際上同欄内ニ記入困難ナリ故ニ其ノ地方ニ於テ著名ナル工場、銅山等ハ略記スルモ差支ナキヤ

左記 例 栃木縣上都賀郡足尾町  
示 古河鑛業株式會社足尾鑛業所  
略 栃木縣上都賀郡足尾町  
記 足尾銅山

成ルベク略記ヲ避ケラレ度

兵役ニ服スル爲業ヲ罷メタル者ニシテ除役後本年十月一日ニ至ルモ就業セズ(勿論就業ノ意思能力アリ)之等ハ本令ニ依ル失業業者ト認

メラル、ヤ若シ失業業者ナリトモ其ノ失業開始ノ時期ハ入替前辭職ノ日ヲ以テ決スベキヤ又ハ除役ノ日ヲ以テ決スベキヤ

失業業者ト認メ其ノ失業開始ノ日ハ除役ノ日ヲ以テ決セラレ度

給料生活者ニシテ本年九月三十日任意ニ甲地ノ職ヲ去リ乙地ニ於テ十月一日若クハ二日ヨリ就業スベク旅行中偶然調査時期ニ遭遇セ

リ(勿論辭令等ハ受ケ居ラズ口約ノミ)之等ハ失業業者ト觀ルナ妥當ト思料スルモ若シ然リトモハ労働者ノ如キ多クハ傭主ト口約ノミニ

テ(旅費ヲ給スル場合モアリ)移動ス、同様失業業者トシテ取扱ヒ差支ナキヤ

御見解ノ通り但シ右口約ニヨリテ雇傭關係成立スルモノト認メラレ(旅費ノ外ニ)賃銀又ハ給料ヲ給セラル、場合ハ有業者トス

答 所謂住込奉公ト稱スル徒弟見習ノ類ニシテ賄又ハ仕着セ等ノ外毎月一定ノ金錢給與ヲ受クル者アリ其ノ金錢給與ハ小額ニシテ勞務ノ

對照タル報酬トシテハ不相當ノモノナレドモ之ヲ賃銀ト認メ調査スベキヤ

此ノ場合勞務ニ對スル報酬ハ實物給與ガ主タルモノト認メラル、ナリテ本調査ヨリ除外スベシ

京都府質疑

問 所謂住込奉公ト稱スル徒弟見習ノ類ニシテ賄又ハ仕着セ等ノ外毎月一定ノ金錢給與ヲ受クル者アリ其ノ金錢給與ハ小額ニシテ勞務ノ對照タル報酬トシテハ不相當ノモノナレドモ之ヲ賃銀ト認メ調査スベキヤ

國勢調査事務關係者

道廳ニ於ケル事務關係者

(大正十四年十月一日現在)

長官	中川健藏	屬	菊地淑郎
內務部長	大森吉五郎	屬	野澤平五郎
統計課長	栗屋仙吉	屬	眞田秀雄
地方統計主事	佐々木啓七	屬	伊澤廣一
屬	內館泰三	屬	土岐一誠

市及支廳ニ於ケル事務關係者

札幌市長	高岡直吉	小樽市長	木田川奎彦
同 助役	増田彰	同 助役	渡部守治
同 主事	伊澤廣曹	同 主事	佐藤與七
同 書記	谷戸祝介	同 書記	大穀敬二郎
旭川市長	岩田恒	函館市長	佐藤孝三郎
同 助役	稻見貞藏	同 助役	後藤秀治
同 主事	芦田省三	同 主事	彌吉茂樹
同 主事	深澤則勝	同 書記	加藤義郎

技手	成田捨次郎
統計主事補	松村小五郎
統計主事補	小川一郎
統計主事補	寺島榮
室蘭市長	中村俊清
同 助役	福岡幸吉
同 書記	天童富之助
釧路市長	二木千年
同 助役	中井正猪
同 書記	小濱文五郎
石狩支廳長	田村達
屬	管野冬治







和寒村長 山口喜作  
 智惠文村長 西村丑太郎  
 中川村長 千田貞二  
 常盤村長 梨澤環  
 山部村長 諏訪真彦  
 南富良野村組合長 木造右衛門  
 占冠村長 後志支 鶴谷正太郎  
 俱知安町長 土谷重右工門  
 壽都町長 岩内町長 佐藤文吉  
 余市町長 吉田卓  
 古平町長 朝岡精一  
 美國町長 岩淵三樹藏  
 高島町長 高橋定行  
 磯谷村長 後藤石次郎  
 前田村長 伊藤仙俊  
 發足村長 打越万二  
 東俱知安村長 片平三治  
 大江村長 鹽谷洋長  
 泊村長 小林長

鹽谷村長 奥平敬太郎  
 余別村長 村田喜三郎  
 西島牧村長 福村貞次郎  
 東島牧村長 小野寺吉太郎  
 黑松内村長 千葉忠次郎  
 政治村長 菊池源三郎  
 柳谷慶吉  
 南尻別村長 伊藤第四郎  
 歌葉村長 岩崎善正  
 熱郭村長 田中作平  
 島野村長 佐藤吉助  
 小澤村長 櫻庭悅郎  
 神惠内村長 尾形良憲  
 留壽都村長 毛内長作  
 眞狩別村長 外島冬三  
 喜茂別村長 志賀勘治  
 狩太村長 石川東馬  
 朝里村長 大淵清樹  
 赤井川村長 津田裡次郎  
 入郭村長 津田裡次郎

楡山支 協勝吉  
 江差町長 住吉龜太郎  
 瀨棚町長代理助役 泊村長 澁谷甚太郎  
 厚澤部村長 中野隆暉  
 上ノ國村長 加藤秀三郎  
 乙部村長 佐野勇松  
 熊石村長 關琢次郎  
 久遠村長 新納晴秋  
 具取淵村長 紺谷元次郎  
 奥尻村長 石井準吉  
 太櫛村長 眞田甚八  
 東瀨棚村長 小貫勝三郎  
 利別村長 晴山重次郎  
 瀨山町長 麓三重生  
 八雲町長 木村定五郎  
 森町長 下國隆  
 上磯町長 進藤正直  
 大野村長 杉原育郎

七飯村長 清水五八郎  
 龜田村長 白木龜五郎  
 錢龜澤村長 加藤龜五郎  
 戸井村長 菊地庫太  
 湯川村長 藤原覺因  
 木古内村長 樋口今吾  
 長萬部村長 日野恭三郎  
 福島村長 平田德太郎  
 尻岸内村長 武石胤介  
 根法華村長 松原寅次郎  
 茂別村長 伊在井喜藏  
 知内村長 佐々木菊松  
 尾札部村長 長谷部慶吾  
 白尻村長 龜谷熊次郎  
 鹿部村長 中西榮次郎  
 砂原村長 菅野仁吉  
 落部村長 菅原直治郎  
 吉岡村長 千葉松藏  
 大島村長 尾形正男  
 大澤村長 佐々木吉藏

膽振支 小島村長 田中元三郎  
 苦小牧町長 鈴木善治  
 伊達町長 齋藤直衛  
 安平村長 栗城三吉  
 厚真村長 赤島岩藏  
 蛇田村長 高田健吾  
 辨邊村長 對島豐太郎  
 洞爺村長 山崎亮智  
 鳴川村長 濱田盛太郎  
 似瀨村長 水野裕之  
 壯瞥村長 太田龍太郎  
 德舜瞥村長 桑原清之助  
 幌別村長 吉田慶太郎  
 白老村長 北條瀧三郎  
 浦河支 浦河町長 住谷尙平  
 靜内村長 菊池貫一  
 荻伏村長 赤尾關泰藏  
 三石村長 赤尾關泰藏

河支 西支 飯田誠一  
 帶廣町長 飯田誠一  
 右左府村長 廣瀬圓典  
 新冠村長 山藤精一  
 芽室村長 大村壬作  
 人舞村長 赤堀勇藏  
 新得村長 妹尾良貫  
 音更村長 伊福部利三  
 幕別村長 松田龜吉  
 川合村長 川野長次郎  
 本別村長 天野剛  
 大正村長 鈴木重次  
 川西村長 川内源吉  
 御影村長 矢野治吉  
 鹿追村長 近藤義郎  
 川上村長 川上村長 秋田淺吉



西足寄村長 鶴岡七郎  
 豐頃村長 松山友則  
 浦幌村長 石原重方  
 大津村長 山尾軍平  
 茂寄村長 坪谷寛吾  
**釧路國支廳**  
 厚岸町長 子野日弘毅  
 濱中村長 黒木達也  
 白糠村長 野坂林八郎  
 音別村長 小畑鶴之介  
 昆布森村長 松田尙二  
 釧路村長 高橋銀作  
 鳥取村長 白瀬喜市郎  
 足寄村長 結城源七郎  
 遠別村長 服部増太郎  
 舌辛村長 佐藤一馬  
 熊牛村長 吉荒延次郎  
 弟子屈村長 細川政雄  
 太田村長 見代文之丞

根室町長 本橋貞七  
 和田村長 三上良知  
 齒舞村長 大山久五郎  
 別海村長 大地敬治  
 標津村長 小森作次郎  
 植別村長 平澤菊松  
 泊村長 渡邊正綱  
 留夜別村長 福島愛之助  
 斜古丹村長 田邊勝  
 留別村長 松場亮忠  
 紗那村長 中崎正敏  
 美幌町長職務管掌 藤田源太郎  
 野付牛町長 萩丹榮  
 紋別町長 福田鐵三  
 留邊蘆町長 國上國太郎  
 渚滑村長 早乙女清  
 瀧ノ上村長 堀川重敏

下湧別村長 小坂武十郎  
 上湧別村長 新野尾國之  
 遠輕村長 齋藤齋市  
 生田原村長 森垣幸一  
 興部村長 沼能真一郎  
 西興部村長 石上市太郎  
 雄武村長 山内騰一郎  
 津別村長 關根源三郎  
 女滿別村長 酒井佐一  
 釧路村長 山田正元  
 小清水村長 吉田厚之助  
 常呂村長 奥山萬藏  
 相内村長 大柿千代太郎  
 端野村長 武藏藤五郎  
 佐呂間村長 二村浩  
 置戸村長 土門玄吾  
 訓子府村長 品田竹藏  
**宗谷支廳**  
 稚内町長 東郷重清  
 枝幸村長 瀧本瑞龍

鬼脇村長 能越甚作  
 鶯泊村長 高杉寅松  
 香深村長 村賀多良明  
 宗谷村長 三浦直吉  
 猿拂村長 宮崎喜一郎  
 頼別村長 渡邊嘉藏  
 中頼別村長 岡下惠舜  
 仙法志村長 鳴下典正  
 杵形村長代理助役 淺川輝太郎  
 船泊村長 岡崎政吉  
**留萌支廳**  
 留萌町長 村本初太郎  
 増毛町長 勝田誠一  
 羽幌町長 小崎榮吉  
 天鹽町長 石村芳太郎  
 苦前村長 石井龍三郎  
 小平薬村長 高橋惣吉  
 鬼鹿村長 高橋文平  
 初山別村長 石居良三  
 焼尻村長 林利作

天賣村長 堤金次郎  
 遠別村長 欠  
 幌延村長 高橋文之輔



## 大正十四年國勢調査結果の概要

大正十四年十月一日現在に依り施行せる大正十四年國勢調査即ち本邦第二回目の國勢調査は地方分查の方法に依り各市町村に於て製表せるものを内閣統計局に於て取纏め大正十五年六月十一日内閣告示第一號を以て總數及男女別を公表し更に配偶關係年齢等を組合せたる詳密なる結果表は同年十二月十四日國勢調査報告第四卷として公刊せられたり今之に解説を加へ本道最近の人口状態を説明すべし。  
因に大正十五年五月「大正十四年國勢調査の結果」と題して印刷頒布せるものは部隊艦船刑務所等の特別調査區域の人口を除きたるものなるも本稿所説の人口には之を加へたるものなるを以て自ら一致せざるものなり。

### 一、總數

總數 大正十四年十月一日午前零時現在に於ける本道の世帯總數は 四六八、七二九にして内普通世帯は四六一、五〇六即ち九八・五%を占め準世帯は七、二二三即ち一・五%に過ぎず人口總數は二、四九八、六七九にして内普通世帯に屬するもの二、四〇九、三〇五人即ち九六・四%を占め準世帯に屬するものは八九、三七四人即ち三・六%に過ぎず斯く準世帯が世帯數よりも人口の方割合多きは旅店、下宿屋、寄宿舎、船舶等家計を共にせざるもの、集合する場所にして其の性質上一世帯の平均人口が普通世帯に比し割合に多きに依るものとす即ち一世帯平均人口は普通世帯五・二人なるに準世帯は一二・四人にして二倍以上を示せり。

本道の總人口を全國及各府縣と比較するに内地總人口五九、七三六、八二二人道府縣平均一、二七〇、九

九六人なるを以て内地總人口の四・二%道府縣平均の約二倍に當り東京府の四、四八五、一四四人 大阪府の三、〇五九、五〇二人に次ぎ道府縣中第三位を占め兵庫縣の二、四五四、六七九人より稍多し又一普通世帯當人口は山形縣の六・〇人宮城縣の五・九人岩手縣青森縣秋田縣の五・八人福島縣の五・五人新潟縣埼玉縣栃木縣の五・四人群馬縣静岡縣の五・三人に比すれば稍少きも其の他の府縣及全國平均の四・九人に比すれば遙に多し。

之を大正九年十月一日現在の第一回國勢調査と比較するに人口總數に於て 一三九、四九六人即ち一箇年平均二七、八九九人を増加し割合に於ては五箇年間に五九・一%即ち一箇年幾何平均増加率 一一・六%に當る是に由りて觀るに本道の人口は年々著しき勢を以て増加しつつあるが如きも之を出生死亡の差増たる自然増加と對比すれば却つて其の反對の現象を呈し頗る悲觀せざるを得ざる結果を見るべし即ち既往五箇年間に於ける出生死亡及其の差増左の如し

大正九年	自十月至十二月	出生	死亡	差増
同	同	一八六一九	九八六六	八七五三
同	同	九五、二〇八	四五、〇五九	五〇、一四九
同	同	九七、〇三四	四五、七七三	五一、二五二
同	同	九七、二二三	四八、六三四	四八、五九八
同	同	九七、八五三	四六、八〇六	五一、〇四六
同	同	七八、二六八	三九、八四六	三八、四三三
同	同	四八、一九三	三五、九七三	二四、二二〇
果	計			

前表に依りて之を見るに道内の自然増加のみにも五箇年間に約二十五万人増加せざるべからざる筈なるに事實に於ては前記の如く僅に十四万人弱の増加にして差引 一〇八、七二四人は道外樺太府縣等に



轉出歸還出稼し相對的に見て人口減少せるものと謂ふべし更に本道が戦時好況時代農業移住民のみにても一箇年約五万人農業以外を加算すれば一箇年十万人に近き來往者ありたる事實を顧み更に本道が國內移民地として府縣過剩人口を收容せざるべからざる使命を有するの立場に稽ふるときは戦後に於ける本道人口の相對的減少は管に右十餘人のみにあらずして數十万人に達するものと見做すことを得べく第二期新拓殖計畫樹立上看過すべからざる重大現象なりとす又一箇年平均増加率も全國の二三・一%に對し本道は一・六%にして一・五%少し若し大正九年以前に於けるが如く男三九・八五六%女四〇・三六六%の増加率が戦後に於ても持續せば本年の國勢調査には二百九十餘万人を算し國內増加人口調節の上にも多少の効果あり殖民地たるの使命を幾分にも満足したることなるべし。

密度 本道の總人口を總面積六、一五五、一六九方里を以て除するときは一方里四〇六人に當り一平方里に換算すれば二六人となる之を府縣と比較するに人口最も稠密なる東京府の三二、二八九人大阪府の二六、四九三人神奈川縣の九、二九二人に比すれば各八十分の一、六十五分の一及二十三分の一に過ぎず全國平均の二、四一七人に比すれば約六分の一府縣中人口の最も稀薄なる岩手縣に比するも猶且二分の一に足らず以て如何に本道が人口に稀薄にして今後人口收容の能力あるかを知るに足るべく本邦人口問題食糧問題の調節並解決上重大なる使命を有するを知るべし因に内閣統計局調査は陸地測量部の調査より池沼湖を除きたる面積五、七三三、六六四方里により計算せるも本調査に於ては各支廳市の密度計算の都合上本廳調査の面積に依れるを以て彼我一致せず。

人口階級別 本道の市町村數は市六、町四一、村二二一あり上記二六八の市町村を其の人口に依り十一の階級に分つときは次の如くにして前回に於ける數字に比較し市町村數は五百一人乃至一千人、二十一人乃至五千人、三万一人乃至四万人、五万一人乃至十万人階級に於て減少し其の他の階級に於て増加せり然るに人口の割合は一人乃至五百人、一万一人乃至二万人、四万一人乃至五万人、十万人一人以上の

階級に於て増加したる外他の階級に於ては全部減少せり以て如何に人口都市集中の現象顯著なるかを知らるに足るべし。

之を全國と比較するに道府縣合計に於ては二千一人乃至三千人の階級最も多く三七七・二%を占むるに本道に於ては五千一人乃至一万人階級の三二・八六%最も多きは市町村の面積全國平均二方里なるに本道は約二十三方里にして十一倍餘の廣潤なる地積を擁するが故に人口密度前記の如く稀薄なるに拘らず市町村の抱擁人口多きに依るものとす。

人口階級別市町村數及其の人口

人口階級	大正九年		大正十年	
	市町村數	人口	市町村數	人口
總數	二六八	二,三九九,一八三	二六八	二,四九八,六七九
一—五〇〇	二	一〇,五五一	一	八,九四
五〇一—一,〇〇〇	二	一七,九九九	一	一〇,〇三三
一,〇〇一—二,〇〇〇	二	二四,五二六	一	二〇,〇三六
二,〇〇一—三,〇〇〇	二	三三,四三三	一	二七,八六
三,〇〇一—四,〇〇〇	二	四三,七二四	一	三三,八六
四,〇〇一—五,〇〇〇	二	五三,六二四	一	四三,二九
五,〇〇一—一〇,〇〇〇	四	一〇九,二二五	五	一三〇,七七一
一〇,〇〇一—二〇,〇〇〇	五	二〇九,二二五	一	二〇九,二二五
二〇,〇〇一—四〇,〇〇〇	二	七二七,七二三	一	七二七,七二三
四〇,〇〇一—一〇〇,〇〇〇	三	一,六八四,六四五	二	一,三三三,八一
一〇〇,〇〇一—	三	三,五五四,三	三	四,四三三,五〇六



備考 一、△ヲ附セルハ町村制未施行ノ郡數ニシテ人口ハ同一人口階級ノ市町村人口中ニ加算セリ

性別 之を性別に觀るに男一、三〇五、四七三人女一、一九三、二〇六人にして女一〇〇人に付男の割合一〇九・四人なり 本道の斯く男の割合多きは殖民地たるの特色にして府縣中本道より其の割合の多きは東京府の一・三・八人あるのみにして神奈川縣の一〇九・三人大阪府の一〇八・八人は稍本道に近く 其他の府縣は本道より遙に少く全國平均に於て一〇一・〇人なり之を第一回の一一・一・六に比するに一・六人少きは前説の本道人口の相對的減少は主として男の道外轉出に依るものなるを知るに足るべし。普通世帯と準世帯とに依る性別の相違を見るに普通世帯は女一〇〇人に付男一〇四・〇人なるに準世帯は實に六一七・六人の多數に上り男女の權衡を著しく缺如せり。

配偶關係別 配偶關係別は左表の如くにして男女共未婚者最も多く總人口の半數以上を占むるは次に説明する如く人口の年齢別構成に於て幼年者最も多きが爲めなり猶女の未婚者の割合 五三・六%に對し男は 五九・二%にして女に比し著しく多きは男女結婚年齢の相違より來る必然の結果なり次に有配偶者の割合多く男三六・八%女三八・九%即ち道民の約四割は有配偶者なり其の割合に於て男子の方少きは總人口の多きが爲めにして實數に於ては却つて男の有配偶者一六、七九五人多し其の理由は一時現在者が女よりも男の方多きと事實上の二重結婚者も亦男の方多きに因るものなるべし死別離別に至りては極めて少く死別は男二・七%女六・五%にして實數に於ても割合に於ても女の方遙に多きに離別は男一・二%女一・〇%にして實數割合共男の方多く全然正反對の現象を呈せり右は蓋し配偶者に死別するは離別する場合に比し男女共高齡にして子女を有するもの多く男は育兒家政整理其他の關係上再婚するもの多きに反し女は子女の犠牲となり寡婦として終始するもの多きに依るものなるべく離別は之に反し若年の者多きは人口動態統計に於て夫婦關係繼續期間三箇年未滿のもの總離婚數の約五割を占むるの事實に徴しても明かなり従つて男女共大部分再婚する爲め現在離別獨身のものは男女略同數なるべき筈にして本

道に於て前記の如く男の方幾分多きは一時現在者の多きに因るものなるべし之を各府縣と比較するに未婚の男に於て本道より割合の多きは東京府の 五九・八%のみにして他は何れも本道より少く全國平均は 五五・八%なり又未婚の女の割合は本道最高位にして全國平均は四八・六%なり斯く本道が男女共未婚者の割合多きは出生多く従つて幼年者多きこと殖民地なるが故に結婚年齢高く且つ人口の移動劇しきこと等に因るものなるべし而して其の反對に有配偶者の割合は男女共各地方中最も少く全國平均男三九・五%女四〇・〇%に比するも遙に少し又死別離別の割合も各府縣に比し概して少きは新開の殖民地として當然の現象なるべし。

配偶關係別人口

總數	實數		百分比例	
	男	女	男	女
總數	一、三〇五、四七三	一、一九三、二〇六	一〇〇〇	一〇〇〇
未婚	七三、九八三	六三、九四五	五九・三	五三・六
有配偶	四八〇、七八五	四六三、九九〇	三六・八	三八・九
死別	三五、七六八	七七、二五七	二・七	六・五
離別	一五、九三八	一二、四一四	一・二	一・〇
計	二、四九八、六七九	二、四九八、六七九	一〇〇〇	一〇〇〇
	一、四二、五三七	九四、七七五	二七	四・五
	二八、三三三	一、三三、〇三五	一・三	一・二

年齢別 本道人口の五歳階級に依る年齢別構成状態を觀察するに零歳より滿四歳迄即ち五歳未滿の幼年者最も多く總人口の一六・二・三%に當り次は五歳より九歳迄の一三・四・六%十歳より十四歳迄の一〇・四・五%十五歳より十九歳迄の一〇・一・〇%等に於て以上四階級の合計即ち滿二十歳未滿の人口は總人口の半數以上の 五二・八・三%を占むるより年齢の進むに従ひ順次秩序的に人口減少して八十歳より八十歳迄は總人口の千分の二、八十五歳より八十九歳迄は一万分の四、九十歳より九十四歳迄は一万分の



一、九十五歳より九十九歳迄及百歳以上は十万分の三及百万分の二に過ぎず今若し之を圖表に畫けば殆んど規則正しきピラミット型即ち二等邊の三角形となるべし更に各年齢階級別人口を男女別に觀るに大體に於て男女合計の場合と同様年齢の長するに従ひ秩序的に人口を減少するも其の割合は必ずしも一樣ならず即ち十四歳迄は男四〇・四・七%に對し女四三・一・三%にして女の方遙に多きに二十歳以上六十四歳迄は反對に男の方多く女五三・五・八%に對し男五五・六・六%を示せり而して六十五歳以上は再び女の割合男よりも多し斯く本道の人口が中年階級に於て男著しく多きは男女死亡者の年齢の相違の關係なきにしもあらざるも主なる理由は本道は殖民地なるが故に中年男子の移住者多く一時現在者も亦中年の男多きに依るものとす。

之を各府縣と比較するに本道は累年出生率高き爲め男女共幼年者多數にして十五歳未満のもの全國男三六八・六%女三二五・四%に對し三六・一%及六五・九%多く反對に中年者及高齢者少し。

年齢別人口

總數	實數		計數	千分比例		計
	男	女		男	女	
〇—四	一,三〇五,四七三	一,一九二,二〇六	二,四九八,六七九	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇	一,〇〇〇・〇
五—九	二,〇四,五七六	二,〇一〇,三三三	四,〇五五,九〇九	一五六七	一六八五	一六二二
一〇—一四	一,七〇,三二五	一,六六,一三三	三,三六四,四五八	一三〇五	一三九三	一三四六
一五—一九	一,五三,三八八	一,四七,四三三	三,〇〇八,三二二	一七五	一三三六	一〇〇四
二〇—二四	一,三二,九八六	一,二〇,二八九	二,五三二,二七五	一〇一	一〇〇八	一〇一〇
二五—二九	一一二,七九〇	一〇二,六〇二	二二五,三九二	八六四	八六〇	八六二
三〇—三四	九九,三三七	八六,九三三	一八六,二九〇	七六〇	七二八	七四五
	八三,三三八	六八,八七六	一五二,二一四	六三八	五七七	六〇九

三五—三九	七六,〇四〇	六三,七三四	一三九,七七四	五八三	五三四	五五九
四〇—四四	六八,九四八	五七,六七三	一二六,六二〇	五二八	四八三	五〇七
四五—四九	六一,五七三	五一,一九七	一一二,七六九	四七三	四三九	四五二
五〇—五四	四六,八〇二	三八,四八七	八五,二八九	三五八	三三三	三四二
五五—五九	三五,六三七	二九,三六一	六四,九九八	二七三	二四六	二六〇
六〇—六四	三三,五二六	二〇,二九六	四三,八二二	一八〇	一七〇	一七五
六五—六九	一七,四四二	一六,三三八	三三,八七九	一三四	一三六	一三五
七〇—七四	一一,五五〇	一一,八四五	二三,三九五	八八	九九	九四
七五—七九	五,八二九	七,一四三	一二,九七二	四五	六〇	五三
八〇—八四	二,〇八四	二,九七〇	五,〇五四	一六	二五	二〇
八五—八九	三,八三	六,九〇	一,〇七三	〇三	〇六	〇四
九〇—九四	一,〇九	二,五五	三六四	〇三	〇三	〇一
九五—九九	三三	四三	七四	〇二	〇四	〇三
一〇〇—	三	一	四	〇〇二	〇〇一	〇〇三

更に進んで行政上經濟上社會政策上必要なる特殊年齢階級別に觀察するに

一、生産年齢及不生産年齢

生産年齢即ち滿十五歳以上滿六十歳未満の人口は男七一・六、二四九人女六一・九、一三九人合計一、三三三、三三八人にして總人口に對する割合は男五四・九%女五一・九%計五三・四%なり不生産年齢中十五歳未満の幼年者は男五二・八、二七九人女五一・四、五八七人計一、〇四二、八六六人にして總人口に對する割合は男四〇・五%女四三・一%計四一・七%に當り六十歳以上の高齢者は男六〇、九四五人女五九、四八〇人計一二〇、四二五人にして總人口に對する割合は男四・七%女五・〇%計四・八%なり。



二、結婚年齢

我國に於ては法律上結婚年齢は男子満十七歳以上女子満十五歳以上なり今國勢調査の結果により本道人口中結婚年齢階級ものを調査するに男七二一、二七五人女六七八、六一九人計一、三九九、七九四人にして總人口に對する割合は男五五・二%女五六・九%計五六・〇%にして道民の半數以上を占む。

三、學齡

滿六歳より十四歳迄の學齡兒童は男二五四、一五四人女二四七、二〇〇人計五〇一、二五四人にして總人口に對する割合は男一八・八%女二〇・七%計二〇・一%なり。

四、選舉年齢

多年の懸案なる普通選舉法も第五十議會に於て可決せられ大正十四年五月法律第四十七號衆議院議員選舉法として公布せられたるも未だ一回も總選舉行はれず施行令も大正十五年一月發布せられたるのみにして未だ改正選舉法に依る選舉人名簿も調製せられざるを以て有権者の數不明なるが今國勢調査の結果に依り滿二十五歳以上の男子を調査するに五三二、四一八人となり總人口に對する割合は二一・三%男子總數に對する割合は四〇・八%なり右の内住所職業其の他の缺格條項に該當するもの幾人あるや不明なるも何れにせよ道民の約二割男子の約四割は有権者と見るを得べく舊法に依る大正十三年の有権者二・六%に比し實に約八倍の増加となる。

五、兵役年齢

男子滿十七歳より四十歳迄の兵役年齢に屬するもの四四七、二七二人にして總人口の一七・九%男子總數の三四・三%に當る。

六、犯罪年齢

我國の刑法に於ては滿十四歳未滿の者の行爲は之を罰せざる規定なるを以て滿十四歳以上を犯罪年齢

と稱し犯罪率を求むる場合には之に依るを可とす本道に於ける犯罪年齢階級の人口は男八〇七、三二〇人女七〇六、六二一人計一、五二三、九四一人にして總人口に對する割合は男六一・八%女五九・二%計六〇・六%即ち約六割に當る。

七、成年未成年

滿二十歳以上の成年者は男六四五、二〇八人女五五八、三三〇人計一、二〇三、五三八人にして總人口に對する割合は男四九・四%女四六・八%計四八・二%なり又滿二十歳未滿の未成年者は男六六〇、二六五人女六三四、八七六人計一、二九五、一四一人にして未成年者の方成年者よりも約九万人多く總人口に對する割合は男五〇・六%女五三・二%計五一・八%なり。

八、生理上より見たる年齢區別

醫學上一歳未滿を嬰兒期若くは乳兒と稱へ一歳以上五歳未滿を幼兒期五歳以上十三歳未滿を兒童期十三歳以上二十四歳未滿を青年期二十四歳以上四十八歳未滿を壯年期四十八歳以上五十七歳未滿を初老期五十七歳以上七十一歳未滿を老年期七十一歳以上を老衰期と稱す今右區別に依る人口を左に掲ぐ。

總數	實數		計數	百分比		例計
	男	女		男	女	
總數	一、三〇五、四七三	一、一九三、三〇六	二、四九八、六七九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
嬰兒	四七〇八一	四六、二九七	五一、三七八	三六	三九	三七
幼兒	一五七、四九五	一五、七三四	一七三、一八九	一一・二	一三・〇	一二・五
兒童	二六三、五五六	二五、六〇八	二八九、一六四	二〇・三	二二・五	二〇・八
青年	二八二、五二一	二六、〇四三	三〇八、五六四	二二・六	二二・八	二二・七
壯年期	三八七、七三五	三三八、六一五	七二六、三四〇	二九・七	二七・五	二八・七



初老	八五、一〇三	七〇、三二一	一五五、三三四	六五	五九	六二
老年	六四、九〇五	五六、七二六	一一二、六二二	五〇	四九	四九
老衰	一七〇、八七	二〇、二一四	三七、二〇一	一三	一五	一五

即ち人生の若芽たる嬰兒期及幼兒期に屬するものは總人口の一六・二%に當り修養準備の時代たる兒童期及青年期に屬するものは四二・五%の大多數を占め活動の壯年期に屬するものは二八・七%なり初老期老年期老衰期は各六・二%四・九%一・五%にして其の割合極めて少きは三角形の頂點として當然の事なり猶百歳以上の高齢者は百五歳の男一人百二歳の男一人百歳の男女各一人合計四人なり。

二、年齢と配偶との關係

本道の人口を年齢と配偶との關係に依り調査するに零歳より十九歳迄即ち二十歳未満の者に在りては男は有配偶一、七六八人即ち二・七%死別二〇人即ち〇・三%離別七九人即ち〇・一%に過ぎずして未婚者は六五八、四〇〇人即ち九九七・二%の大多數を占む又女は有配偶二二、一三五人即ち三四・九%死別一三七人即ち〇・二%離別一、〇七七人即ち一・七%にして何れも實數割合共に男より多く同年齢階級の女は男に比し二五、三八九人少きに拘らず有配偶者は男の十二倍餘死別約七倍離別約十四倍の多數を占め反對に未婚は六一一、五二七人即ち九六・三・二%にして男に比し四六、八七三人、割合に於て三四・〇%少し右は(一)法定結婚年齢が男子満十七歳女子満十五歳にして二箇年の開きあること(二)實際の結婚年齢も男子に比し女子は早婚なること(三)道内入稼其の他の一時現在者は男子多きこと等に依るものなるべし。猶茲に注意すべきは法定結婚年齢未満の若年者にして左の如く有配偶若しくは死別離別の少からざるべし。

法定結婚年齢未満の有配偶並死別離別者

總數	有配偶		死別		離別	
	男	女	男	女	男	女
一	一〇九	一六九	二	三	一	一〇
二	一	二	一	一	一	一〇
三	一	二	一	一	一	一〇
四	一	一	一	一	一	一〇
五	一	一	一	一	一	一〇
六	一	一	一	一	一	一〇
計	七六	一五二	一	一	一	一〇

即ち有配偶の最低年齢は十二歳の女二人にして一人は空知支廳管内一人は根室支廳管内の現在者なり右の外女の有配偶者は十三歳に於て二人一人十四歳に於て一四六人あり累計一六九人は法定結婚年齢たる十五歳に達せずして事實上夫を持ち妻と呼べる、身分なり十五歳未満の男の有配偶は十三歳一人十四歳五人計六人にして女の二十八分の一に過ぎず之に法定結婚年齢未満なる十五歳の二五人十六歳の七八人を加ふるも累計一〇九人にして女より五十九人少し又死別の最低年齢は十四歳の女三人にして齡滿十五歳に足らずして夫を持ち之に死別して未亡人寡婦と呼べる、身分なり男は十五歳未満の死別一人もなく十五歳一人十六歳一人計二人は法定結婚年齢に達せざるに既に其の妻に死別したるものなり次に離別の最低年齢は十四歳の女一〇人にして男子には同年齡迄の離別一人もなく法定結婚年齢未満は十五歳の一八人あるのみなり是に由つて見るに女の概して早婚なるは生理上より来る先天的理由、教育經濟並社會習俗等の關係より来る後天的理由並結婚年齢に關する法律上の制限に依ること勿論なるが兩者法定結婚年齢未満の總數に於て猶且女多きは注目すべき現象なり。



二十歳より二十九歳迄即ち三十歳未満の者に在りては男は未婚一〇二、六二六人即ち四八四・〇%有配偶一〇三、七五九人即ち四八九・四%にして未婚に比し有配偶の割合幾分多きも之に死別離別に依る無配偶者を加ふれば無配偶者の方稍多きを以て二十歳以上三十歳未満の男子は半は妻帯者にして半は獨身者なるを知るべし然るに女に在りては有配偶者一五八、三〇九人即ち八三五・三%にして換言すれば二十歳以上三十歳未満の女は八割三分五厘は有夫者にして獨身者は一割六分五厘に過ぎざるなり無配偶の内未婚は二四、五一七人即ち一二九・四%にして男の四分の一に過ぎず死別は二、一九一人即ち一一・一%にして男の約二倍離別は四、四〇六人即ち二三・二%にして男女略等し之を二十歳未満のものに比すれば實數に於て男の未婚は六分の一に減少し有配偶は五十九倍に死別は七十三倍に離別は五十三倍に増加し女の未婚は二十五分の一に減少し有配偶は七倍に死別は十七倍に離別は四倍に増加し青年準備發育の時代より壯年完備成熟の時代に急劇に變轉する人間發育の過程を明瞭に指示せるものと謂ふべし。

三十歳より三十九歳迄即ち四十歳未満にありては男は未婚八、三九二人即ち五二・七%に過ぎず有配偶は一四三、〇八二人即ち八九八・三%の多數に上り女は未婚二、二九人即ち一六・一%に過ぎず有配偶は一二二、八八七人即ち九二六・七%の多數に上る是に依つて見るに男女共に此の年齢階級迄に大部分結婚妻帯し盡くし白痴癡癪不具癱疾其の他特種の事情あるもののみ未婚者として獨身を繼續するに過ぎざるを知るべし而も男子に比し女子は未婚少く有配偶の多きは男女結婚年齢の相違と女子は生理的に經濟的に將又社會制度の關係上獨立困難なるに依るものなるべし又同年齡階級の死別離別を見るに死別は女子多く離別は男子多きは前に説明せる如く育児家政整理其の他の關係に依るものなるが兩者の合計に於て女子多きは是亦結婚年齢の相違より來るものなり。

四十歳以上は男女共年齢の進むに従ひ未婚有配偶は漸次實數割合共減少を示し死別は反對に漸増し(七十歳以上は實數減少するも割合は増加す)離別は實數漸次減少するも其の割合は大なる増減を見ず未

婚の漸減するは主として婚姻に依り有配偶者となる爲めにして有配偶の漸減するは主として配偶者に死別し再婚せざるもの、割合漸次増加する爲めなり死別の漸増するは有配偶の減少すると因果の關係を有し離別の割合増加せざるは死別と異り順次再婚するもの多きが爲めなり尙女子は男子に比し未婚有配偶漸減の割合著しく死別漸増の割合亦従つて多きは注目すべき現象なり。

年齢と配偶の關係 實數

年 齡	一 總 數					實 數	
	未 婚	婚 有	配 偶	死 別	離 別	計	計
總 數	一四二,五二七	九四,七五五	一一三,〇二五	二八,三五三	二,四九八,六七九	〇一九	一,一九五,二四一
二〇—二九	一,二六九,九二七	三三,九〇一	一五七	一,一五六	四〇,一五〇	二〇—二九	二九,一八八
三〇—三九	二七,一四三	二六,二〇六	三七四三	八,五九六	二九,一八八	三〇—三九	三三,九三九
四〇—四九	一〇,五二一	二六,五九九	八七二六	六,六七三	二九,一八八	四〇—四九	三三,三八九
五〇—五九	三,二七九	二一,七二五	一八,八八三	五,五〇二	二五,〇二六	五〇—五九	二七,四九一
六〇—六九	一,一八六	一八,〇三六	二七,二四〇	三,八三四	一五,〇二六	六〇—六九	二一,三六六
七〇—七九	三三三	四,七三三	二八,〇二一	一,八三三	七,四九一	七〇—七九	六,一三六
八〇—八九	二二五	一四,四二八	二,一七	六八六	三,三六六	八〇—八九	四,二二六
九〇—九九	二〇	一,三三九	四,七八〇	八七	六,一三六	九〇—九九	四,二二六
一〇〇—	一	七六	三五六	六	四,二二六	一〇〇—	四,二二六